

昭和五十三年六月十二日

四日市市議定会定例会會議録（第一号）

四日市市議 会

○議 事 日 程 第一号

昭和五十三年六月十二日(月)午後二時開会

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 報告第八号 専決処分の報告について
- 第四 報告第九号 専決処分の報告について
- 第五 報告第一〇号 昭和五十二年四日市市繰越明許費について
- 第六 報告第一一号 昭和五十二年四日市市立四日市病院事業会計予算の繰越について
- 第七 報告第一二号 財団法人四日市市開発公社の経営状況について
- 第八 報告第一三号 四日市市土地開発公社の経営状況について
- 第九 議案第六八号 四日市市農業委員会の部会構成員の定数に関する条例の一部改正について……………議案説明
- 第一〇 議案第六九号 四日市市税条例の一部改正について……………
- 第一一 議案第七〇号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部改正について……………
- 第一二 議案第七一号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………
- 第一三 議案第七二号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について……………

- 第一四 議案第七三号 字の区域の変更について……………議案説明
- 第一五 議案第七四号 土地の取得について……………
- 第一六 議案第七五号 工事請負契約の締結について……………
- 第一七 議案第七六号 工事請負契約の締結について……………
- 第一八 議案第七七号 工事請負契約の締結について……………
- 第一九 議案第七八号 工事請負契約の締結について……………
- 第二〇 議案第七九号 工事請負契約の締結について……………
- 第二一 議案第八〇号 工事請負契約の締結について……………
- 第二二 議案第八一号 工事請負契約の締結について……………
- 第二三 議案第八二号 工事請負契約の締結について……………
- 第二四 議案第八三号 工事請負契約の締結について……………

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（四十三名）

小	伊	岩	宇	小	大	大	加	金	川	喜	訓	粉	小	小	後	後	坂
井	藤	田	田	治	川	谷	森	藤	森	口	野	川	林	林	藤	藤	口
道	信	久	良	四	喜	多	定	洋	也	博	喜	博	喜	寛	長	正	
夫	一	雄	市	郎	正	三	男	正	二	等	男	茂	次	夫	次	六	
男	雄	文	春	天	青												

○出席議事説明者

福市財総市収助助市  
 社民政務市長公室人  
 部部部部長長長長  
 長長長長長長長長

岩矢伊齋阿平坂三加  
 山田藤藤南井倉輪藤  
 義三治久輝清哲喜寛  
 弘郎郎美彦三男司嗣

○欠席議員（一名）

高 山 山 山 山 森  
 橋 本 中 路 口  
 力 忠 信 安  
 三 勝 一 剛 生 吉

松 增 前 堀 古 福 平 長 橋 野 野 生 中 出 坪 田 高 高  
 島 山 川 市 田 野 川 本 呂 崎 川 村 井 井 中 木 井  
 良 英 辰 新 元 香 行 鐸 增 平 貞 平 信 妙 基 三  
 一 一 男 衛 一 史 信 元 蔵 和 芳 蔵 夫 博 子 介 勲 夫

産業部長 谷 沢 文 男  
 環境部長 川 合 一 郎  
 都市計画部長 美 濃 部 博 美  
 建設部長 石 井 三 夫  
 下水道部長 奥 村 仁 人  
 副収入役 荒 木 三 郎

教育委員長 栗 原 弘  
 教 育 長 山 鹿 静 夫

病院事務長 藪 田 裕

水道事業管理者 村 山 了  
 技 術 部 長 黒 川 薫

消 防 長 渡 辺 靖 三  
 次 長 岡 本 林 衛

代表監査委員 吉 田 耕 吉

事務局長 佐々木 晃 精  
 議事課長 小 坂 靖  
 議事係長 板 崎 大 之 丞  
 主 事 山 口 克 彦  
 主 事 金 森 伸 夫

午後二時一分開会

○議長（山中忠一君） ただいまから、昭和五十三年六月、四日市市議会定例会を開会いたします。  
 ただいまの出席議員数は、四十三名であります。

出席要求をしました議事説明者の氏名は、お手元に配布の議事説明者要求書写しのとおりであります。  
 なお、教育次長は欠席いたしますので、ご了承願います。

〔永年勤続議員表彰状伝達の件〕

○議長（山中忠一君） 会議に先立ちまして、去る五月三十日東京で開催されました第五十四回全国市議会議長会定期総会におきまして、岩田久雄君、加藤定男君、喜多野 等君、訓覇也男君、小林喜夫君、坪井妙子君、野崎貞芳君、

前川辰男君、増山英一君、以上九名の諸君が十五年以上の勤続議員としてそれぞれ表彰を受けられ、また、山中忠一が、二十五年以上の勤続議員として表彰を受けました。

ただいまから表彰状の伝達式を行います。

十五年以上の議員を代表して、増山議員にお願いをいたします。

〔増山英一君登壇〕

○議長（山中忠一君）

表彰状 四日市市 増山英一殿

あなたは、市議会議員として十五年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第五十四回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰をいたします。

昭和五十三年五月三十日 全国市議会議長会会長 町野五郎衛

（表彰状授与）（拍手）

〔山中忠一君登壇〕

○副議長（山本 勝君）

表彰状 四日市市 山中忠一殿

あなたは、市議会議員として二十五年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第五十四回定期総会に当たり、本会表彰規定によって特別表彰いたします。

昭和五十三年五月三十日 全国市議会議長会会長 町野五郎衛

（表彰状授与）（拍手）

○議長（山中忠一君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第一号により取り進めますので、よろしくお願ひいたします。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（山中忠一君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において山口信生君及び小井道夫君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から六月二十一日までの十日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から六月二十一日までの十日間と決定いたしました。

日程第三 報告第八号 専決処分報告について、ないし

日程第八 報告第一三号 四日市市土地開発公社の経営状況について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第三、報告第八号専決処分報告について、ないし日程第八、報告第十三号四日市市土地開発公社の経営状況についての六件を一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各報告についてご説明申し上げます。

報告第八号は、泊山小学校において校内清掃作業中に発生した児童の負傷事故及び市有自動車による交通事故等による損害賠償の額の決定について、地方自治法第八十条の規定に基づき専決処分したものであります。

報告第九号は、昨年十二月定例議会でご決議いただきました雨水一号幹線（富田幹線）函渠布設工事（その二）の防護措置等による増額及び日永終末処理場汚泥焼却炉設備工事の基礎杭の減少等により請負契約に変更を要しましたので、地方自治法第八十条の規定に基づき専決処分したものであります。

報告第十号は、昭和五十二年一般会計予算の繰越明許費繰越計算書でありまして、市制八十周年記念事業調査費ほか四事業総額六億五千二百六十四万七千円を繰り越したもので、いずれも次年度に繰越しを予定されるものとして予算で定められたものであります。

報告第十一号は、昭和五十二年度市立四日市病院事業会計のうち、同年度末までに支払い義務の生じなかった建築主体工事等の病院改築工事費九億九千九百九十九万九千九百九十九円を次年度へ繰り越して使用しようとするものであります。

報告第十二号及び報告第十三号は、財団法人四日市市土地開発公社並びに四日市市土地開発公社の経営状況についての

関係書類を、地方自治法及び同法施行令の規定に基づいて提出するものであります。

○議長（山中忠一君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 報告第十二号及び第十三号につきまして、お尋ねをしたいと思います。

安島一丁目の安島土地区画整理事業として近鉄四日市駅西広場整備事業といわれるものの区域の事業の問題と、それにかかわる市土地開発公社・財団法人市開発公社所有地、藤井絵・藤井惇所有地等をめぐる問題についてお尋ねをしたいと思います。この問題は、昭和四十六年当時、あの中央病院が建設される前後から長期にわたりまして、実に不可解なことが多いのでございます。

そこで最初に、安島一丁目地内における所有地は、市土地開発公社はどれだけあるのか、財団法人市開発公社はどれだけあるのかということをお尋ねしたいと思います。

二番目には、鶴の森二丁目一の八十の一、同じく一の八十の二、これは、この土地は財団法人市開発公社の所有地かどうか、いまだれが管理し、どのような状態になっているかお尋ねをいたします。

三番目に、安島一丁目二十二の二の土地との関係はどうかということでございます。すでに、安島土地区画整理組合は、昨年財団法人市開発公社の所有地に対しまして仮換地指定通知を行い、その中で、安島一丁目二十二の二の土地については藤井惇と財団法人市開発公社との覚書により交換済みの土地である、したがって実質的には財団法人市開発公社に属する土地であるというふうな認定をしているということでございますから、この仮換地の使用または収

益を開始するようになったのはいつかということと、同時に、現在この土地はだれが管理し、どのような状態になっているかということでございます。

さらに、いわゆる藤井惇と財団法人市開発公社との間で結ばれたといわれます四十八年九月の覚書の内容、それから過去にさかのぼりまして、四十六年十二月十六日付での中央病院建築に伴う県・市・藤井惇、三者による覚書締結の内容等について、資料も含めて詳細に提出を願いたいと思います。

○議長（山中忠一君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいま土地開発公社あるいは財団法人の開発公社の安島土地区画整理事業あるいは駅西の整備事業についての取得した用地の内容についてのご質問に対してお答えを申し上げます。

最初は、安島一丁目の土地開発公社による用地の取得面積の内容は、ここに書いてありますように、三千八百九十七・四七平米でございます。その内訳は、四十六年十二月三十一日に浜田町の加藤幸助氏より七百四・一三平米を取得しております。四十七年一月十二日に藤井稔氏より三百七十二・八四平米を取得しております。それから四十七年四月二十八日に服部剛一氏より二百三十四・七七平米を取得しております。それから、藤井氏への交換用地といまして西浦地域内にある近鉄用地を二千五十五平米取得しております。それから四十九年九月十三日に河芸町の山内茂太郎氏より五百七十平米を取得しておるといふ状況でございます。

このうち、藤井氏の交換用地につきましては、四十六年十二月十六日に市長あるいは三重県知事と藤井稔氏との間に覚書が交わされまして、このうち一部については買収をし、残りについては、先ほど申し上げました、近鉄から取得した開発公社の用地と交換をするという形になったわけでございますが、その手続が、手続と申しますか、交換を

するためには税法上の問題もございまして、それが未解決でございましたので、現在まだ登記を変更、名義を変更するまでには至っていない状況でございます。したがって、藤井氏との交換すべき土地については、現在の安島地区の土地についてはまだ藤井氏の名義でございまして、西浦地区の近鉄用地については市の開発公社の名義ということになっておりまして、そういう意味で、西浦地区についての藤井氏が交換を受けるべき土地についての収益は、現在上げてないという状況でございます。

それから鶴の森町の区画整理用地についてのご質問かと思いますが、これにつきましては、西浦区画整理事業による藤井氏の替え地でございますが、先ほど申し上げました近鉄から開発公社が一部取得したうちの一部と同意交換をしているという状況で、これについては藤井氏が西浦地区で交換した土地について住居を建てておりますので、使用収益は上がっておるといふふうに解釈しております。

それから、覚書その他については、今後資料の提出について検討させてもらいます。

財団法人四日市開発公社の事業の中には、ただいまご質問のありましたような駅西関係の用地取得その他はありませんので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 安島一丁目地内の市土地開発公社の所有地に関係するような問題につきましては、市土地開発公社の経営報告の一連の書類の中に出てまいります。財団法人市開発公社の所有する土地、これについては何らその財団法人市開発公社の経営報告に関する資料の中には出てまいりませんが、私が聞く限りでは、市土地開発公社名義の土

地は安島一丁目三十番地、そのほかは財団法人市開発公社の名義の土地だと承知するわけです。これにもし間違いがあれば、私はおわびをいたしますけれども、もしそういうふうに分けられているとすれば、経営報告の中に何ら出てこないということ自身が非常に理解できないわけでございます。この点を改めて確認したいと思えます。

それから市土地開発公社の経営報告の中に、いま若干助役のご答弁の中でも触れられました、わたしもちょっと触れましたけれども、藤井 稔、惇といいますか、この土地との交換問題については一体どう解決していくのかということについて、何ら計画の中にも、五十三年度の事業計画の中にも触れられておりません。一体それをどうなさるかということをご明らかにしていただきたいと思えます。

そしてそこで、ご答弁がございませんでしたが、いま、いわゆる覚書によって等価交換するといわれるところの鶴の森のあの土地というところはだれが管理しておるのかと。決して市の土地開発公社あるいは財団法人市開発公社が管理してないと思うんです。すでにフェンスが張られ、水銀灯などのいわゆる構築物の一つでも建ち、茶室のようなものも壊れかかっておりますけれども、建っております。だれも入ることはできません。しかも、中央病院北の藤井惇の土地は、安島土地区画整理組合はすでに財団法人市開発公社の名義に属しているんだというふうには仮換地指定通知等でも言ってきたというわけですから、開発公社は何ら手を下すことなく、現在駐車場として利用されており、その門前には「当病院の関係者以外の駐車はかたくお断りいたします。無断駐車した場合には撤去します。」云々ということが書かれております。で、この管理の状態をいつまで続けていくのかということです。この点について責任ある確固たる答えをいただきたいと思えますし、もともと計画決定も事業決定もしていない駅西広場整備事業を進めると。まあそれはそれなりに意味があったと思えますけれども、しかし、事、中央病院に関しては協力を得られず、強引に、まあいわば強引にといえますか、建物を建てると。そして建てて、もう完成ごろになって政治的に解

決をして、そして建築確認申請を出すと。わたしどもはこの問題についてかねてから調べておりまして、関係の県の職員等に聞きましても、その問題になったらだれだれさんとだれだれさんと聞いてくださいと、政治家の具体的な名前を挙げて、われわれはしかられた方ですという形で答えてくれようとしません。それほど政治的に処理された問題であるわけです。そして市に協力をして、建物も建てないできた人たちが現在言われますのはですね、いま改めて建物を壊し、そして高層化等をいろいろ計画あるにしても、再度建てようとする、六、七年前、当時の建築費の倍をもちかって、そうした面については何ら市当局は責任ある対策をとってくれないと。こういう、つまり強引に政治力をも使って推し進めていった人は得をし、そして、市の言うとおり協力してきた人たちは損をするという実態が今日なお続いております。こうした問題も解明していかなくやらない、解決していかなくやらないと思えますが、いずれにしてもなおこの不合理な状態が続いておることとは許されないと思うわけです。この点について一体、今度の経営報告の中における五十三年度事業計画についても何ら触れられておりません。あるいは触れられておって、私がよう見きわめないでいるのかもしれませんが、この点について明らかにしていただきたいと思うわけでございます。

それから、等価交換といいますが、現在のこの安島一丁目二十二の二の土地は、市の固定資産税の評価あるいは課税標準はですね、三・三平米当たり十一万六千六百六十六円です。総額にして千七百十三万七千円です。その鶴の森の一丁目の等価交換すると言われるところは、面積が約三倍近いものであるということと、そして評価額、課税標準といえますか、そういうものは五千六百六十七万です。当時といまとは違うんだということかもしれないけれども、現在まで未解決で、そして今日この問題を解決するということにつきましては、現在の価格という問題も決して無視することはできないと思うわけです。四百六十二・八平米の安島一丁目の土地を、鶴の森において千二百九平米提

供すると、これが等価交換だという形で処理を、今日の時点で解決されるとしてもこのままでは市民は納得できない、こういう問題があると思います。

それからまた、あの鶴の森の一面に全部、藤井稔さん関係の敷地を集中しているわけです。浜田にありました旅館の敷地までそこに集中していると。一般には、区画整理事業をやりましてもですね、そんなに便利よく一カ所に、細切れになっている土地をまとめてくれるなんていうことは、普通は行われたいはずで。それがこの場合には一カ所に集中されてやられている、この点でも非常に不合理な面があると思うんです。

それから、長年にわたってこの問題がいつまでも解決されてこない、しかも計画決定すらできないような事業について、一方の市民には無理を言い、協力させ、一方の市民には、政治的に代議士あるいは県の最高幹部、そして市の最高幹部、こうした人たちの話し合いで方向づけなされて、しかしそれもまだ解決をしないという、こういう問題について一体責任はだれがとるのかと、この責任の所在も明確にされるべきだと思います。この点についても明らかにしていただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） まず、ただいまの質問の第一点の、藤井氏が駅前の土地について駐車場に利用しているんじゃないかというお話ですが、この問題につきましては、鶴の森との交換が未解決でございまして、こういうことを踏まえまして、好ましいものではございませんが、いまこの問題で、もろもろの藤井氏との間の問題が解決していないという状況の中ではこの点で余り争いたくないということで、現状、現時点では駐車場の利用をさせておりますが、そのかわり鶴の森の土地につきましては、藤井氏も現在の段階では使用収益を上げてないという実情でございします。

で、ご了解を賜りたいと思います。

それから次に、都市計画の決定をしていない広場事業について、いろいろ地元を制約をかけ、迷惑をかけているんじゃないかというお話ですが、これは三十八年に四日市市で駅西のマスタープランができて、それに基づいて地域の開発を進めるべく建築等についての確認を地元をお願いを申し上げまして、なるべくならば市の広場計画に協力をしてもらいたいということで進めていた状況でございします。しかしながら現在では、五十一年より計画が変更いたしましたので、広場計画は縮小され、その土地へ安島の地域の人の区画整理事業が推進されているところでございします。

次に、等価交換の評価の問題が出てまいりましたが、これにつきましては、四十八年当時を鑑定、評価をいたしまして、それによって地価をおおの定め、交換をしたものでございまして、したがって現在の近鉄の高架事業が完成いたしましたから駅西側の発展の度合い等から見ますと若干問題があらうかと思えますけれども、時点は四十八年でございますので、そういう意味でご了解をお願いしたいと思います。

それから、先ほど財団法人の方で土地を取得しておるんじゃないかというお話でございましたが、これはございせんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

〔私語する者あり〕

○議長（山中忠一君） 小井議員、議会のこの壇上からわたしがちょっと言いにくいと思うけれども、これは實際歴史も古い、四代の市長にわたっての、実際の話が解決がきぬのだから、君は報告書を求めておられるのだから、その報告書のいかんにおいてまた再質問ということにしておいて、きょうのところはまあこれで、報告書だけ求められ終わってほしいと思う。

〔私語する者あり〕

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 駅西の藤井さんの土地との問題については、解決が大変長引いておることは申しわけないというふうに思っております。

ただ、個人の利害関係と公共側との話し合いでございますので、一応原則的な等価交換でいこうということについては同意を得たわけでございますが、税金問題等についてまだ双方の意見の一致を見ておりませんので、早急に解決をするべく努力をいたしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔発言を求める者あり〕

○議長（山中忠一君） まだやるんですか、しかし本当に、一般質問でも時間は、これはまあ別に時間は決めてはおらぬかしらぬけれども、君も、結論出ぬと思うんだが、先ほどぼくが言うたようにここで結んでもらっても。それで報告書をもらって、そうして君はひとつまた次の議会にでも質問が続きがあったらやってほしいと思う。

〔発言を求める者あり〕

○議長（山中忠一君） 他にご質疑もありませんので、本件についてはこれをもって報告を終了いたします。

日程第九 議案第六八号 四日市市農業委員会の部会構成員の定数に関する条例の一部改正について、ないし

日程第二四 議案第八三号 工事請負契約の締結について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第九、議案第六十八号……

〔議長席に詰め寄る者あり〕

○議長（山中忠一君） 暫時休憩いたします。

午後二時四十三分休憩

午後三時三十四分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小井道夫君の質疑については、議案に対する質疑の時間を考慮いたし、打ち切りましたので、ご了承を願います。なお、ご質疑のあった事項については、早い時期に解決のめどをつけ、議会に報告させるよう市長に要請をいたしますのでご了承を願います。

また、私の発言中で誤解を招いた点についてはおわびをいたします。

日程第九 議案第六八号 四日市市農業委員会の部会構成員の定数に関する条例の一部改正について、ないし

日程第二四 議案第八三号 工事請負契約の締結について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第九、議案第六十八号四日市市農業委員会の部会構成員の定数に関する条例の一部改正について、ないし日程第二四、議案第八十三号工事請負契約の締結についての十六件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第六十八号農業委員会の部会構成員の定数に関する条例の一部改正案は、去る四月一日から四日市市農業共済組合の事業が市へ移管されたのに伴い、当組合は清算業務を処理した後解散が予定されており、従来農業委員会等に関する法律に基づいて市長が選任しておりました委員が一名減員となりますので、本市農業委員会の部会の構成員の定数について所要の改正をしようとするものであります。

議案第六十九号市税条例の一部改正案は、個人の市民税に係る非課税範囲の拡大、特別土地保有税納税義務者の拡大及び電気を動力とする軽自動車の税率の特例等去る四月一日に施行されました地方税法の改正に伴い所要の改正をしようとするものであります。

議案第七十号は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律並びに同法施行令が去る三月三十一日改正施行されたのに伴い、本市においてもこの改正に準じ、災害弔慰金の支給額及び災害援護資金の貸付限度額を増額するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第七十一号消防団員等公務災害補償条例の一部改正案及び議案七十二号非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等の改正に基づき、非常勤消防団員等及びその遺族に対する損害補償の充実を図るため、補償基礎額の増額並びに非常勤消防団員の処遇改善を図るため退職報償金の増額について、国の示す基準に準じ所要の改正をしようとするものであります。

議案第七十三号字の区域の変更にについては、川島町地内において川島町東部土地改良区が実施する土地改良事業に

より区域内の字を整備しようとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第七十四号土地の取得につきましては、三重団地内に公営住宅建設用地として四日市市開発公社から土地を取得しようとするもので、位置及び形状はお手元の図に示すとおりであります。

議案第七十五号及び議案第七十六号は、いずれも公営住宅建設工事の請負契約締結案でありまして、それぞれ指名競争入札に付した結果、三重団地公営住宅建設工事（第一工区）については、金額一億一千四百五十万円をもって、市内小浜町株式会社第一工務店に、三重団地公営住宅建設工事（第二工区）については、金額一億一千五百五十万円をもって、市内羽津中二丁目丸藤建設株式会社に落札決定いたしましたので、それぞれ各業者との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第七十七号は、中部公民館新築工事の請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、金額一億九千八百万円をもって市内相生町大宗建設株式会社に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第七十八号から議案第八十三号までは、いずれも小中学校校舎に係る工事の請負契約締結案でありまして、それぞれ指名競争入札に付した結果、大谷台小学校増築工事については、金額一億二千七百万円をもって市内元町株式会社伊藤彦組に、桜台小学校増築工事については、金額一億三千四百五十万円をもって市内西浦二丁目暁建設株式会社に、四郷小学校改築工事については、金額一億七千五百万円をもって市内浜田町株式会社小林組に、（仮称）朝明第二中学校新築工事については、金額三億二千三百万円をもって市内大治田一丁目角田、木下建設共同企業体に、富洲原中学校改築工事については、金額一億四千八百万円をもって三重郡川越町大字南福崎松岡建設株式会社に、（仮称）羽津中学校新築工事については、金額三億一千五百万円をもって市内稲葉町中日本、久志本建設共同企業体に落

札決定いたしましたので、これらの業者との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（山中忠一君） この際、報告いたします。

本日まで監査委員から報告が十一件ありました。すでにお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（山中忠一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、六月十四日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時四十四分散会

昭和五十三年六月十四日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

○議事日程 第二号

昭和五十三年六月十四日(水)

午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十一名)

青 天 小 伊 岩 宇 小 大 大 加  
山 春 井 藤 田 田 川 谷 森 藤  
峯 文 道 信 久 良 四 喜 多 定  
男 雄 夫 一 雄 市 郎 正 三 喜

○欠席議員(三名)

坪 高 小 山 山 山 山 森 松 增 前 堀 古 福 平 長  
 井 橋 林 本 中 路 口 島 山 川 市 田 野 川  
 妙 力 喜 忠 信 安 良 英 辰 新 元 香 行 鐸  
 子 三 夫 勝 一 剛 生 吉 一 一 男 衛 一 史 信 元

橋 野 野 生 中 出 田 高 高 坂 後 後 小 粉 訓 喜 川 金  
 本 呂 崎 川 村 井 中 木 井 口 藤 藤 林 川 霸 野 口 森  
 增 平 貞 平 信 基 三 正 長 寬 博 也 洋  
 藏 和 芳 藏 夫 博 介 勲 夫 次 六 次 次 茂 男 等 二 正

○出席議事説明者

職教育 務代理 者長	副 収 入 役	下 水 道 部 長	建 設 部 長	都 市 計 画 部 長	環 境 部 長	産 業 部 長	福 祉 部 長	市 民 部 長	財 政 部 長	総 務 部 長	市 長 公 室 長	収 入 役	助 役	助 役	市 長
槌 谷 定 子	荒 木 三 郎	奥 村 仁 夫	石 井 三 夫	美 部 博 美	川 合 一 郎	谷 沢 文 男	岩 山 義 弘	矢 田 三 郎	伊 藤 治 郎	斎 藤 久 美	阿 南 輝 彦	平 井 清 三	坂 倉 哲 男	三 輪 喜 代 司	加 藤 寛 嗣

○出席事務局職員

主 事	主 事	議 事 係 長	議 事 課 長	事 務 局 長	代 表 監 查 委 員	次 長	消 防 長	技 術 部 長	水 道 事 業 管 理 者	病 院 事 務 長	教 育 長	山 鹿 静 夫
金 森 伸 夫	山 口 克 彦	板 崎 大 之 丞	小 坂 晃 靖	佐 々 木 晃 精	吉 田 耕 吉	岡 本 林 衛	渡 辺 靖 三	黒 川 薫	村 山 了	藪 田 裕		

○議長（山中忠一君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十一名であります。

本日の議事は、お手元に配布いたしました議事日程第二号のとおり、一般質問であります。

なお、教育次長は本日から十六日までの三日間、本会議を欠席いたします。また、教育委員長は所用のため樋谷教育委員がかわって出席いたしますのでご了承を願います。

日程第一 一般質問

○議長（山中忠一君） 日程第一、これより一般質問を行います。

お手元に配布いたしました一般質問通告一覧表のとおり質問の通告がまいっております。

それでは、一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 最初に霞ヶ浦地先理立用土取り等に係る四日市港管理組合の平津町自治会長に対する五千万円等支出をめぐる問題についてお尋ねをいたします。

四十九年三月二十五日に管理組合が平津町自治会長清水義次氏に霞ヶ浦地先の工業用地造成事業の補償費として支払った五千万円を清水が横領していたという事件は、すでに送検され、さらに県道路公社の富田山城線道路新設事業

の補償金としての二千万円も清水が横領していたことが判明し、追送検されましたが、なお、警察はこの事件がらみのことを今月に入っても調べ回っているとお話もあり、それが新しい展開を見せるのかどうかを含め、事件全体がわれわれには全くなぞに包まれたままであります。管理組合、県道路公社、県、市ともに、進んで真相と問題点を全面的に解明し公表しようとしなければかりか、私たち議員の質問にも納得できるような答弁をされず、要求した資料も提出されないでいること、果ては清水に対する五千万円の支出は当時としてはやむを得ないものがあつたなどという聞き直り、あるいは責任回避をしておられることに対して強く抗議するものであります。同時に、少しでも事件の真相解明に近づくために、事件そのものに関して幾つかのことについていただきたいと思ひます。

一つは、管理組合の五千万円支出に関して、その最初の段階から支出するまでの間に組合側、自治会側の双方で公式、非公式を問わず関係したものの氏名を明らかにしていただきたいと思ひます。

二番目は、同様に県道路公社の二千万円の支出に関しても明らかにしていただきたいと思ひます。

五月十五日の全員協議会における助役答弁でも、その他の何人かの関係当局幹部の話でも、富田山城線道路用地の買収交渉に県、市、管理組合、県道路公社、あるいは市開発公社は互いに連絡を密にし一体になって全力を挙げて当たったということであります。二千万円の支出をめぐる経緯を市、あるいは管理組合の当局者がだれ一人として全く何の関与もしない、あるいは知らないということはあり得ないと思ひます。

三番目は、県道路公社の二千万円支出の年月日はいつかということでございます。

公社の宇田氏、港管理組合の伊藤副管は五十二年三月二十五日と話されましたが、二千万円の追送検の報道記事では五十一年八月六日となっております、どちらが本当かということでございます。インターチェンジ設置の決定を得るに当たって、道路用地の買収は五十一年七月までに終わったという報告を提出したということですが、二千万円

の支出はこれとは関係がないかどうか、お尋ねをするものであります。二千万円の支出に関する協定書はあるのかどうか、当時の公社の常務理事で地元交渉に当たったと言われる服部氏は協定書を交わしていると言ひ、知事らは交わしていなかったと言っておりますが、どちらが本当かお尋ねをします。

四番目は、道路用地買収なんかで、ある人々に一口は九百万から一千万円、他の一口は八百万円ほどの金を買収費のほかに支払われたといううわさがございますが、事実かどうか。事実だとすればどこからだれにどのような性格の金として支払われたか、それはどのように使われたか、この際あわせて、この埋立事業にかかわるすべての年度における補てん、補償費の具体的な内容の資料を改めて重ねて要求いたします。

今回の事件が起こった原因は幾つか考えられますが、その最も大きなものは、管理組合など当局の秘密主義、自治会幹部さえ話をつけねばという住民無視、あるいは官僚主義的姿勢、無責任な組織運営などがあると思ひます。こうした事件を二度と繰り返さないためにこれらの点を根本的に改められる考えはないか、お尋ねをいたします。

二番目は、近鉄各駅前等の自転車置き場整備についてでございます。

四日市におきましても最近とみに通勤、通学、買い物等における自転車の利用者が激増しております。これは、バス、鉄道運賃の高騰による家計負担の増大や、都心部の自動車の交通規制の強化と駐車場難とかかわって、日常交通の手段としての自転車の利便性が見直されてきたからだと思います。しかし、その自転車が集中する近鉄と鉄道の駅や都心部その他の商店街、とりわけ百貨店、大規模商店周辺など、自転車置き場は真に必要なところ十分に整備されておりません。市のこれまでの整備事業も市中心部の一部の区域に限られ、それとても需要量、施設の質の面でもまだ不十分であります。このため、市内随所の駅や市街地の百貨店、大規模商店周辺で大量の自転車が無秩序に駐車されているのが現状でございます。そして、その結果、街の美観を著しく損ない、歩行者をはじめ交通にも大きな

障害となり、時に緊急自動車の進入をも阻害し、果ては自転車の盗難事件などの犯罪すら惹起するなど深刻な事態となっております。このため自転車置き場を整備することは緊要となっております。国におきましても、従来の自転車置き場整備事業の手法に加えて、五十三年度から新たに国庫補助事業として公共自転車置き場整備のみを単独に実施することができるようにし、また、政府の交通対策本部は、本年一月に自転車駐車対策を推進していくという方針を決定したということでございます。しかし、これらの国の新たな施策につきましてもなお多くの制約や不備な面があり、したがって、国の施策の積極面を十二分に活用しながら、それだけでなく、市独自も強力な対策がとられなければならないし、ぜひそのように市当局が積極的に対処されるよう望むものであります。

そこで、次の諸点についてお考えを伺いたいと思ひます。

一つは、市内の近鉄等、鉄道の各駅、市街地の商店街、なかんずく大規模店舗などの周辺の自転車状況を改めて調査すること。

二番目は、その調査をもとに、全市的に二年ないし三カ年で公共自転車置き場を整備する計画を樹立し実施すること。

三番目は、鉄道の各駅や既設新設を問わず、大規模商店には自転車置き場設置の義務づけ条例を定め、その整備を当たらせること。

四番目は、民間、特に個人の自転車駐車業を営む者への施設整備資金の助成や融資を行うこと。

五番目は、自転車の防犯登録制度化を進めること。これらについてお考えを伺いたいと思ひます。

三番目は、羽津都市下水路の幹線水路整備促進についてであります。四十九年の七・二五大水害から満四年を迎えようとしております。昨年は当地方は幸いなことに水害もなく大いに助かったわけですが、ことしは奇数年であるこ

とと災害とを結びつけて心配だという話もときどき耳にいたします。まして、先ごろの北九州では深刻な水飢饉が長く続いたかと思うと、一夜にして一転して集中豪雨による水害に見舞われております。今度はまた、宮城県沖を震源地としての強い地震が発生し、東北一帯に大きな被害を起こしております。こうして何か不気味なものを感じると同時に、この先災害がないよう祈らずにはいられません。天災はいつかは必ずやって来る。しかし、備えあれば憂いなしと言います。しかし、四十九年の七・二五水害にしろ、いままでの水害や災害の多くは備えが十分でなく、天災と言うよりは人災と言わなければならないと思っております。四十九年の大水害をこうむった四日市市民は二度と人災を繰り返さないために備え、つまり万全の治水対策を行政に強く求めましたし、私たち議会人もその実現のためにあらゆる限りの努力をしてきたと思っております。こうした市民ごぞつての熱望、市議会の強い要求と相まって、市当局も三カ年での常時浸水地域の解消をはじめ、推進対策事業の推進を重点中の重点施策として、実際にこれらの幾つかの事業がこの数年の間に大きく前進していることは確かであります。しかしながら、まだ計画の緒にいたばかりのものがかなりあるのはじめ残事業が多く、しかもその事業は完成とまではいかなくとも、実際的な効果を当該の地域、地区全体で発揮するまでにはさらに二年、あるいは四年と相当の年月を要するという状態にあり、改めてその促進が強く望まれるのであります。羽津海蔵地区の最も重要な都市排水下水路の一つであります羽津都市下水路につきましても、国鉄貨物基地建設問題との絡みでその整備計画が長く手つかずにあったのを、私どもは貨物基地建設反対の態度を強めると同時に、それと切り離して羽津都市下水路整備事業の早期着工を強く求め、ようやく四十七年度から着工され相当多額に上る事業が施行されてきております。しかし、二号幹線では早急に、少なくともお五百メートルほど上流の近鉄線まで整備される必要があり、さらに既設水路についても支派線と結び整備されること、一号幹線の場合には、まだ五十三年度当初予算で初めてポンプ場前の遊水地への導入部の整備が行われるにすぎません。

名四沿いの水路はもとより、その上流部、特に国一旧道の大きなネック部分を経てさらに県道までの整備、改修を實現しなければ、その周辺の常時浸水地解消だけでもおぼつかないのであります。これが水路の整備は急務であります。この際、改めてこれらの水路整備事業促進について方策を講じられるよう強く求めたいと思っておりますが、市長のお考えを伺いたいと思っております。

四番目は、米洗川、堀川等準用河川整備促進についてであります。

私は、かつて全国でも県内の他市町村でもすでに国補を受けて準用河川整備事業を進めているところがあるのに、なぜ四日市はこの制度を活用しないかをただし、その実施を求めたことがあります。四日市の準用河川整備事業が始まったのは昭和五十一年度からであり、せっかくこの制度の活用が他市町村よりもおくれをとったことはいつも残念に思うのでございます。もともとこの制度は、総事業費三億円以内の枠があり、単年度事業枠も少なく、事業がなかなか進まないという不十分な内容のものであります。それだけに、たとえ一年の違いであっても早く活用すればそれだけの効果を上げることができたはずであります。いまや四日市治水事業の重要な柱の一つとなっており、この準用河川整備事業でありますけれども、これがいまも述べましたような制度の不十分さとかかわって遅々として進まないことに対して関係地区の住民の批判が高まり、国に事業の大幅な施越しを認めさせるなど、その促進が強く求められております。私はここで米洗川、堀川の例を挙げて、その事業促進と関連する幾つかの問題についてもその早期実現を強く求め、市当局の考えを伺いたいと思っております。

米洗川でございますが、五十一年度から五十三年度施行分を含めても、左岸八十二メートル、右岸四十四メートルの改修と橋のつけかえ一カ所の工事が進むだけであります。米洗川四十九災前後にわたる何回もの水害により、一人の死者を含め大きな被害を受けたところでございます。その要因は河川整備の遅れはもとより、北部清掃団地建設、

その他上流部の無計画な開発があります。北部清掃団地方面からの水が全量の半分近くを占めております。この団地の建設に当たって、米洗川護岸のためのブロック積み増しの約束は、今日に至るも大部分実現されておりません。その上に今回、北部清掃団地の拡張と、垂坂地内の排水路のバイパス建設が地元を持ち込まれ、これが実施されれば米洗川の増水等の影響は避けられません。また、羽津中学校建設に伴う排水問題があり、さらに工業高校、羽津第二小学校建設などを考えると、米洗川はますます危険きわまりない河川となりつつあります。これには、一つ既設の清掃団地を含めて、団地内に米洗川の水を半減するぐらいの十分な機能を持った調整池を本年度中にも建設すること。

二つ、少くとも北部清掃団地建設時の地元との約束である護岸用のブロック積み増しを即時実施すること。

三番目は、米洗川河口、名四下樋門のつけかえと名四国道のワンスパン化など抜本的改修、これも伝えられるような四年、あるいは五年先の完成というのではなく、遅くとも来年度中に完成させること。

四番目は、準用河川改修事業を促進し短期に完成をすることが必要なのでございます。

堀川でございますが、県の中小河川改修事業として計画されております近鉄線西の海蔵川左岸への樋管建設に堀川をつなぐバイパス水路築造とその上流部延長四百二十メートルの改修の全体計画のうち、五十一年から五十三年度施行分を含めて、用地買収と一部バイパス工事が進むだけであります。県の樋管建設はなお二、三年後になるとも言われており、これらの事業を促進できないか、市長のお考えを伺いたいと思います。

五番目は、羽津第二小学校用地等の早期確保についてであります。

羽津小学校は、生徒数千三百十二人、三十二クラス、市内一番のマンモス校であり、五十四年度千三百九十六人、三十三クラス、五十五年度千四百三十九人、三十四クラスと、さらにふえる一方であります。一方屋体はなく、わずかに四百十平米の講堂、運動場は六千三百六十平米、いずれも一人当たり面積は市内で最も少ない状態であります。プ

ールは老朽化した簡易プールで、本格プールを建設するにも幼稚園の移転問題が解決しなければできないし、それがいつになるやら見通しもつかないというひどい状態にあります。市長の言われる「ゆとりのある教育」は羽津では全くの無縁であります。地元から羽津第二小学校建設の促進が早くから要望され、用地も米洗川北の農地を候補地に挙げ農用地地域からも外しているにもかかわらず、教育委員会、市当局がいつ用地確保をしようとするのか定かではありません。しかし、いつまでもこのような状態にしておくことは許されません。用地確保、学校建設の時期など、方針を明らかにしていただきたいと思えます。また、あわせて幼稚園移転先とその時期、羽津小学校プールの建設の時期も明らかにしていただきたいと思えます。

次に、六番目を割愛いたしまして、生桑町へのスーパーサンシ等大型店の進出問題につきましてお尋ねをしたいと思えます。

三重、坂部団地等の中小零細な小売業者の皆さんらが死活の被害を受けるとして強く反対をしておりますスーパーサンシ生桑店の建設がどんどん進み、今月二十四日にはオープンするというところでございます。スーパーサンシの進出に対して市当局が中小零細業者の立場を顧みず、その開発行為の許可申請の事前協議の段階で開発行為そのものの観点からしても全く無策のまま認め、さらに建築確認許可をも容認してきたことについて改めて憤激を禁じ得ないであります。市長は今月六日に至りまして、本年二月二十三日によりやく制定されました小売商業活動調整指導要綱第五条に基づき、いわゆる小売商調態に調整指導を要請したというところでございますが、果たしていかなる内容の調整を期待しておられるのか。オープンまでに当事者間で調整、合意は可能と見ておられるかどうか、調整ができなかったときに市長が行う第六条の勧告はどのようなことが考えられるか、お尋ねをしたいと思います。また、第七条では、勧告に従わなかった場合にはその旨を公表するとありますが、特にスーパーサンシが従わなかった場合、周辺中

小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあると認めると判断された限り、単なる公表だけでは中小零細業者が被害を受け続けることを放置することになり、それは仕方がないという態度でおられれば別でございますが、そうでなければ公表以外に何らかの対抗手段、方策をスーパーサンシにとるべきだと思いますが、いかがでしょうか。聞くところによりますと、ジャスコも生糸店進出について、すでに大店法の三条申請を通産局に提出し、現在商調懇で検討中とのことでございますが、これに対して今後市はどのような態度をとられるのかお尋ねをします。

スーパーサンシが調整合意がならず、その計画どおり強行した場合にはそれだけで周辺小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすのであり、ジャスコの進出の余地はなく、その進出を認めることは中小零細業者に事業をやめよ、あるいは死ぬというに等しいと思います。その意味では、少なくともジャスコにスーパーサンシと連帯をさせ一体のものとしてスーパーサンシをも規制するように、いますべきではないでしょうか。さらに、いま一つユーストアが久保田一丁目に進出すると市の商調指導要綱の三条届けが出され、すでに三重地区をはじめ、半径一キロ圏内の自治会長等の同意を取って回っているということでございますが、どう対処をされるのか、これもサンシスーパー、あるいはジャスコと連帯させ一体のものとして規制しなければ、三重地区などの中小零細業者は全く営業や生存の道が断たれることとなります。これらの点についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

まず第一点の霞ヶ浦地先埋立て土取りにかかわります補償金の横領問題でございますが、この点に関しましては三輪助役から詳細答弁をさせていただきましたが、私は現在司直の手にかかっておる最中でございますので、それが明らかになるまではわれわれとして余り動かない方がベターであるというふうに思っております。

それから、第二番目の近鉄各駅前の自転車置き場の整備でございますけれども、この自転車駐車場というものを緊急に整備をすることが急がなければならないというふうに私自身も考えております。本市におきましても逐次整備を進めております。特に、近鉄四日市駅前の放置自転車対策といたしましては、高架下に八十台と三百六十六台収容できる二カ所の駐車場を設置しております。さらに、周辺道路を区分いたしまして四百五十台収容できるように配慮をしております。また、五十三年度も引き続き高架下に国庫補助事業として六百九十二台収容できる駐車場を予定いたしております。これで駅利用者で、しかも、自転車を使われておられる方々のほぼ需要を満たすものではないかというふうに考えておる次第でございますが、この近鉄四日市駅周辺だけでなしに塩浜、あるいは阿倉川、富田等々各駅におきましても同じような状況が出ております。さらに、ご指摘のありましたように中心商街、特に一番街通りにおきます路上自転車の不法駐車、これらにつきましては従来から南署の方と本市とにおきまして商店連合会に種々指導をいたしておるのでございますが、連合会の方としても駅前中央通りに自転車置き場を設置してその対策を前向きに取り組んでおるのはご承知のとおりでございます。自転車利用者の激増になかなか指導だけでは対処できないということもございまして、今後とも関係機関と十分協議をいたしまして、できるだけだけの対策を講じてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。ただ、この自転車のこういった放置の状態というのは、全国各都市において同じような状況が現出しております。そのためにかなり自治体側の支出ということが必要になってまいりますので、これらの財源等についても今後研究をして、できるだけ負担にならないような形で考えていかねばならないかというふうに考えておる次第でございます。

次に、三番目の羽津都市下水道を中心といたしました治水対策でございますが、治水対策はここ数年、四日市市に

おきまするいろいろな事業の中でも、特に重要な事業として思い切った事業推進をいたしておりますことはご承知のとおりでございます。そのために、予算上の配分も土木費が二五・六兆というような膨大な配分になっておるのでございます。

で、羽津都市下水道でございますが、昭和四十七年度に着手をいたしまして、昭和五十二年未現在でポンプ場の土木建築工事が完成をいたしまして、千二百ミリの雨水ポンプ一台が稼働をいたしております。二号幹線水路につきましても、下流部から六百十二メートルを整備をいたしまして、五十三年度も引き続き築造をいたしてまいります。なお、一、二号幹線全線の完成ということになりますと昭和五十八年度を目標としておりますが、そのうち国道一号線までは一号幹線を昭和五十七年度、二号幹線を昭和五十四年度というふうに予定をいたしております。二号幹線の支派線の取りつけにつきましても、本年度に富士電機の南の水路を整備をする予定でございますが、農業用水との関連もでございますので、至急自治会、農業関係者の方々とも十分協議をいたしまして、事業効果が上がるように進めてまいりたいと考えておる次第でございます。

なお、一号幹線の瀬古製粉付近の整備につきましては現場の状況からかなりむずかしい面がございますので、実施の段階において十分調査、検討をしてみたいと考えておるのでございます。

なお、ポンプの増強につきましては、現在旧ポンプ場に千三百ミリ雨水ポンプ二台と、新しいポンプ場に千二百ミリ雨水ポンプ一台、さらに加えまして千八百ミリ雨水ポンプ一台が近く稼働できる状況にありますので、今年度も千八百ミリ雨水ポンプを発注いたしました。残りの千八百ミリ雨水ポンプ二台についても水路の整備にあわせてポンプの排水能力が不足をしないよう順次整備をしてみたい予定でございます。

その次の、四番目の準用河川の整備の推進でございますが、たしか準用河川は県下で十本ぐらいだったというふうに思いますが、四日市市はそのうち四河川が指定をされております。これは、年次的に整備をしてみようということとで年々事業費をふやしておるといふことでございますけれども、全体需要から見ますとなかなかその速度が私どもの期待どおりいってないことも事実でございます。そこで、来年度予算要望を前にいたしまして、これら事業の大幅増額について国、県へ陳情をいたしますとともに、それぞれの河川の性格等を見きわめまして、より早く効果の発揮できるよう検討をいたしておるのでございます。その中の米洗川の改修の問題でございますが、昭和三十七年度に名四国道建設時、建設省、県より築造をされた樋門、樋管というものが、今日では建設後の地盤沈下等によりまして通水断面が縮小をしております。さらに、降雨量が増大する、あるいは先ほど指摘のありましたような都市施設の状況からいたしまして流出量が増大をしておるといふことで、出水時に樋門が水中に沈みまして通水障害となっておるのでございまして、この改修につきましては、本事業の樋門、樋管については建設省、あるいは橋梁改修、高潮関連海岸整備等の事業との関連がございますので、できるだけ来年度から何とか具体化をできるように、現在県、建設省等々と協議中でございます。近くこれらの協議を取りまとめた上事業の推進を図っていく予定にいたしておりますので、また地元の皆さん方にはご協力をいただきたいというふうに思う次第でございます。

なお、ご指摘のありました北部埋立処理場の問題でございますが、この調整池につきましては、連合自治会さんからの方の要請もございまして、既設部分で流域十四ヘクタールの雨水を調整をするために約七千立方メートルの調整池を持っておりますが、さらに拡張用地分については、流域面積十五ヘクタールにほぼ同規模の八千立方メートル程度の調整池を設けるよう計画をいたしております。ともに米洗川の流域でございますので、流量調整には万全を期してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

次の、羽津第二小学校用地の早期確保ということについてご意見がございましたが、羽津小学校の場合は、五十三

年度すでに三十二学級と、今後もさらに年々ふえてまいりまして、このままでまいりますと五十八年度には三十六学級ぐらいになるのではないだろうかというふうな想定をいたしております。したがって、羽津小学校の現有施設を最大限に活用をいたしまして、特別教室の設置基準、あるいは補助資格並びに効率的な投資効果等を勘案した場合、校区の分離を行うことが必要ではないかというふうな考えておる次第でございます。また、屋内運動場の改築もあわせて同時に検討する必要がありますし、校地面積が狭いということでございますから、幼稚園の移転改築ということをしなければ前に進めることができないというふうな思っておる次第でございます。第二小学校の用地確保、あるいは幼稚園の移転、それから、屋内運動場の改築等々をあわせて、新しい総合計画を五十四年度以降の事業の中に組み入れてまいる考えをいたしておるのでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、スーパーサンシの生糒進出問題でございますが、大規模小売店舗の進出対策、この場合、大規模小売店舗というのは店舗面積千五百平米以上ということに国の方ではしておりますが、その調整が関係法律によって図られておるわけでございます。

そこで、中規模店舗、いわゆる売り場面積千五百平米未満の店舗進出につきましては、これら既存の法律だけで周辺小売業との関係を円滑に調整をするということは大変むずかしいということで、そのトラブルが全国各地で多く見られておるのでございます。こういった事態に対処いたしますために、国の方では関係法律の改正ということが検討されておりますが、その内容は、売り場面積千五百平米以上の大型店の出店は知事を経由して通産大臣に届け出ることによって改正をされる予定でございます。

それから、調整の対策につきましては、基準面積を千五百平米から五百平米に引き下げる。そして五百平米以上千五百平米未満の中型店は出店を知事に届け出ることによって調整に入るということを骨子とした大幅な改正案が今国会に提出をされておるのでございます。四日市としましては、ことしの二月、中規模小売店舗の新增設に伴う周辺の小売業者との調整指導、その他本市の小売商業の振興を図るため、四日市小売商業活動調整懇話会というものを設置をいたしました。指導要綱を三月十日に施行をいたしましたのでございます。スーパーサンシの生糒進出につきましては、本年三月末日に指導要綱に基づいた届け出がございました。市では、指導要綱の第四条に基づき当事者間におきます事前調整に入りました。当事者間の話し合いはもちろん、ジャスコ、スーパーサンシの話し合い、さらには周辺小売業者等、関係者を三月一日、五月九日、六月六日ということで市にお招きをいたしまして行ったのでございますけれども、当事者間の話し合いによる円満な解決がきわめてむずかしいという状況でございます。そこで、市の商調懇に對しましてはその調整をご依頼申し上げます。目下懇話会で審議中でございますので、近く何らかの調整が図られるものと期待をいたしております。したがって、現在懇話会の方でこの問題を取り上げられておりますので、調整ができなかった場合にどうするのかと、一体、勧告だけでは効果がないかというようなことに対する市長の意見をというところでございましたが、私は、現在懇話会で審議中でございますので、できなかった場合はどうするかというようなことを、いまから私が考えるべきではないかというふうな考えておる次第でございます。

なお、ジャスコの出店問題につきましては、その店舗面積が千五百平米以上であるところから大店法の適用を受けております。したがって、現在商工会議所内におきます小売商業活動調整協議会において審議が重ねられておるのでございます。市としては生糒地区における商業活動が円滑に進むよう調整に努力をいたしておるのでございます。

なお、ユーストアの出店計画については、五月八日に四日市小売商業活動調整指導要綱第三条による出店計画が提出をされております。この計画につきましては、久保田一丁目において店舗面積千四百八十六・五五平米で、食料品、衣料品、日用雑貨等、約年間八億の販売を予定しておるそうでございます。開店予定日は、来年の三月二日というこ

とで届け出が出てまいっております。現在、四日市小売商業活動調整指導要綱第四条によります届け出は、周辺中小売業者及び地域住民との事前調整がなされているところでございます。市といたしましては、この事前調整の結果を見まして、周辺の中小小売業の事業活動にどの程度影響があるかということをよく検討いたしまして、サンシさんと同様、第五条に基づいた調整指導の要請を行ってまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

なお、お断りをいたしておきますが、先ほどのご意見では、すべて四日市の市長が何かできるといふふうにお考えのようでございますけれども、私はできるだけ商業者同士の円満な話し合いということと消費者のご意向というものを尊重して結論を出していく以外にないというふうに考えておるのでございまして、法律的に限界があるというようなことも十分ご認識を賜りたいと思う次第でございます。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 管理組合の五千万円の問題につきまして、市長の答弁の補足をいたしましてご回答申し上げます。

先般、議会で協議会を開催させていただきました。この平津町自治会長が補償金を業務上横領していたという容疑で逮捕される事件が発生し、また、この事件に絡みまして、管理組合の事務処理等についても種々批判の記事が報道されたことはまことに遺憾でございます。

この補償金は、事業の実施に伴いまして生ずる損失に対して個人に対したものでなく、あくまで地元の自治会に対し支払われたものでございまして、それ自体としては不当云々という問題は生じていないものと理解をいたしております。

なお、本件につきましては、市長の方からもお話がございましたように、目下司直の方でいろいろと取り調べがなされ、何か処分が保留されておるといふふうに新聞報道がなされておるのを承知している限りでございます。この内容等につきましては私もまだ承知する段階ではございません。

次に、道路公社の関係でございますが、ご承知のように道路公社は県関係の公社でございます。二千万円支出ということも、私も新聞紙上で承知しておる限りでございます。内容等につきましては承知するべきがございませんので、ご理解賜りたいと思います。

なおまた、さきの協議会で私がご報告申し上げました中に、関係者で協議会を持って、そこでいろいろ協議をしながら用地の買収交渉等々に当たったということでございますが、この協議会の中におきましては五千万円の問題は出ておりませんし、したがって、それへ出席いたしておりました者等につきましては承知をしております。

次に、この管理組合の事務の処理でございますが、管理組合の議会におかれましては問題も非常に重視されまして、この四月以来再三にわたりまして全員協議会が開催されまして、今後の対策をご審議賜ったのでございます。

その結果、議会の意見を尊重して適切な方途を講ずること、議会と十分意思疎通を図り公平な運営を行うこと、こういう強い申し入れをいただいております。したがって、私ども管理組合側といたしましては、議会の申し入れの点は十分尊重することはもちろんのことでございますが、いやしくも住民から疑惑を持たれることのないよう事務処理の適正化を図ることといたしまして、この点についての指導、監督を強化いたしますとともに、今後、この補償金の措置等については、事件の推移を見ながら議会のご意思を尊重し措置をまいりたいと、このように考えておりますし、さきの協議会で申し上げましたように、管理者にかわりまして、私から管理組合の事務当局に対しまして、事務の執行については適正を期するよう厳重に注意をし指示をいたしておりますので、ご了承を賜りたい

と思います。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） ただいま市長の答弁の米洗川、堀川等、準用河川整備の中で漏れました点について補足させていただきます。

第一点の、堀川改修に伴う海蔵川への切りかえの時期と申しますか、樋管の建設年度でございますが、現在、土木事務所と打ち合わせておりますが、大体五十四年度をめぐりに改良を済ませていただくと、したがって、堀川の改修につきましては、これにあわせて下流部からかかってくるということで作業を進めております。

次の第二点、米洗川コンクリートブロック積みのかさ上げ問題でございますが、この件につきましては、連合自治会よりかねてより強い要請もあるわけでございますが、米洗川の河川改修とも関連がございますので、それらにらみ合わせて現在検討を進めておりますが、早急に結論を出しお応えいたしたいと存じております。以上です。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 五千万円問題ですが、少なくとも前回の五月十五日の全員協議会以降一月を経過するわけです。いまお尋ねしました五千万円を出せと、あるいはそれを受けとめて交渉にかかわりあった双方の関係者がどういう人々であるかということについてはわかるはずですが、そういう点をつまびらかにしていただきたいのと、それから、重ねてこれまでの工事年度における補償、補てん費の具体的な内容を明らかにしていただきたいと思っております。資料を出していただきたいと思っております。

それから、羽津都市下水路の整備、あるいは米洗川、堀川等、準用河川の整備につきまして、いまいろいろご答弁がございましたけれども、そのいまのご答弁の範囲ではいろいろな不安が残っているわけです。したがって、それを一歩進めてどのように促進をしていただくかというところを特に強くお尋ねをしているわけでございます。先ほど石井部長がお答えになりましたブロック積みの問題にしても、兩岸延長合わせて三千メートルある。それを実際に積み終わるのは三、四年もかかると、こういうことです。あるいはいまのお話にもございましたように、羽津都市下水路の一号幹線水路も国道一号線まで上だけでも五十七年度までかかる。で、その上に大変なネックがあるわけですね。それらをどうしても解決しないことには、四日市多度線の県道からの下が常時浸水をするという問題は解決されないわけです。そのところを一方を破ってどう前進させていただくかという点について考えていただかなかないらぬと、その点を特に強く要望をさせていただくわけです。米洗川につきましても、どんどん、まだ先ほども触れましたように、増水こそすれば減らないのであります。調整池のお話もございましたけれども、現在の清掃団地における調整池が十分機能してないからこそ米洗川の水の半分近くを清掃団地から受ける形になっているわけです、いっときに。ですからこういう点を十分、いまひとつ進めて検討をし、具体的な対策を前へ進めていただきたいと思っております。羽津第二小学校の問題にしましても、分離が必要だということもわかっているわけです。それをいつ用地を確保して具体的な建設に向かっていたかどうか、このまま放置しますと用地を確保することすら、今後は地主の皆様さんたちの間からも簡単には協力が得られなくなる可能性だってあるわけです。こういう点をひとつ十分踏まえて、羽津第二小学校の用地確保、そして学校建設の時期などを早急にひとつ明らかにしていただきたいと思っております。また、自転車置き場の問題につきましても、鉄道あるいは百貨店、あるいは大規模店にはその付置義務を条例化すると、こういう点もあわせて引き続き積極的にご検討をいただきたいと思っております。

また、スーパーサンシ等の問題につきましても、あの地元の人たちにすればこの上にジャスコが来る、あるいはユーストアが来る、一体そこで営業する中小零細の人たちはどういうふうなこれから営業の道があるのだろうか、生きていく道があるのだろうかと深刻なわけです。そういう点を積極的に受けとめて、市長の権限にいろいろな限界があることも十分踏まえませんが、しかし、それはそれなりに、またいろいろな対抗手段というものがあり得ると思います。で、こういう点を総合的にしていただきたい。スーパーサンシの場合には大変へまをやっているわけです。事前に開発行為の許可申請の事前協議の段階で簡単に認めてしまっているところが、これが今日の問題を起こしているわけです。これを今度はジャスコとかユーストアと一体のものとして、むしろジャスコやユーストアに責任を持たせてスーパーサンシをも抑えていくという総合的な対策をとっていただきたいと思うわけでございます。

以上、要望いたしましたして終わらせていただきます。

○議長（山中忠一君） 田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 それでは、ご通告の順序に従いまして質問させていただきます。

まず、農林行政について。初めに、農林漁業の現状と基本的な対策についてお尋ねいたします。

政府自民党によるこれまでの経済成長至上主義のもとで、農林漁業などの第一次産業の存立基盤はいま大きく崩壊しているのが現状であります。すなわち、工業は日本で、農業は海外でという国際分業論と都市優先、人口集中という産業経済政策の中で農地、農業用水、農業生産の担い手などが工業開発並びに都市化のために奪われ、食糧自給率の著しい低下をもたらしているのが現状ではないでしょうか。政府も近年強い国民世論に押されて、食糧自給力向

上と言わざるを得なくなっているものの、農業政策が基本的に転換されたのかと言えば決してそうではなく、特に農家の生産と生活の基盤をなす米については、生産農家に多大な犠牲を強いられる形で新生産調整政策が強行され、円高対策などの名目で農産物の輸入拡大は一層強化されようとしているのが現状です。また、漁業、林業の政策についても全く同様のことが指摘できると思います。二百海里時代という漁業を取り巻く厳しい国際環境の中で、いまだわが国の漁業は基本方針さえ確立しておらず、また、林業も生産基盤のおくれや、林業に携わる労働力の不足並びに山村の乱開発などによって深刻な事態に直面したまま放置されているのであります。今日ほど農林漁業の再建、即発展させることが緊急課題であるときと強く叫ぶもの一人でございます。私は農林漁業は民族生存のための基盤産業であるという認識から、重化学工業優先の産業経済政策を転換させて、いまこそ農林漁業者と他の産業従事者との経済的、社会的、文化的な格差の是正を図り、食糧自給率の向上、水産資源、森林資源の維持、増進のために、確かな手ごたえのある本格的諸施策を講ずるように政府に対して強く迫っていくべきであると思っておりますが、市長のお考えをお尋ねいたします。また、市長は、四日市市総合計画の見直しについて、農林漁業に対する施策についてのお考えをお尋ねいたします。

次に、猛威ふるう新害虫、イネミズゾウムシの対策についてお尋ねいたします。

イネミズゾウムシという稲の新害虫がいま東海地方の愛知、三重、岐阜の三県で猛威をふるっているニュースが連日各社マスコミで報道されておることは皆様ご承知のとおりでございます。稲の葉や根を食い荒らすこの害虫が愛知県知多半島方面でわずかに発見されたのは、一昨年五月に、七百三十ヘクタールの地域でしたが、昨年には発生地域が四千六百ヘクタールに広がり、ことしに入って三重県、岐阜県にも広がり、約一万数千ヘクタールまで被害が拡大しておる現状であります。元来イネミズゾウムシは日本では初めてで、最近発見されたのです。農産物輸入にまじ

って上陸したらしいとのこと、いまだに経路がはっきりしないそうです。一説によりますと、アメリカのミシシッピ川流域の各州であるカリフォルニア州、モンタナ州、カナダの一部、ドミニカなどなどの大陸に分布している稲の害虫で、日本では昭和五十一年五月ごろ愛知県下で初めて発見されたそうです。稲を食害する害虫の一種で、成虫は体長約三ミリで体色は灰褐色、背中には暗褐色の斑紋があって、その行動は水、陸、空、もぐるという活動派で、水中や水面を泳いで移動し夜間飛行もできる、約二千メートルほど飛べるそうです。ただいまのところ日本では雌だけ発見されて、雌のみで繁殖する単位生殖個体群として特に繁殖能力が強いそうです。

去る五月十六日、四日市市赤水地区の農家からの通報によって調査の結果イネミズウムシと判明、早速農林水産課より農林水産部の応援を得て処置されていると聞いておりますが、その後の経過、状況と対応策についてお尋ねいたします。

聞くところによりますと、現在のところ的確な防除策がなく全国に広がるおそれも強く、このままでいけば収穫に大きく響いてくるので、農家の方々では不安に駆られております。農家の方々のお話では、いまのところ防除方法として農薬を使うにしても厳しい規制がありますので非常に悩んでおります。この成虫は、前年発生した成虫は山林とかたんぼのあぜ等の雑草のもとで越冬し、四月下旬から六月下旬にかけて田植え済みの水田に侵入し稲の葉を食害して稲株に産卵して、そうして幼虫が五月中旬より七月上旬に成長し稲の根を食い荒らすという、また、七月中旬よりサナギになり八月中旬には新成虫となるのです。新成虫は山林、たんぼのあぜ等の雑草のもとに侵入して越冬するという繰り返し繰り返し返しの生息状態ですので、成虫が水田に侵入する五月中旬から下旬にかけてバイジット粉剤を十アール当たり三キログラムで防除するそうです。また、幼虫については、六月上旬から中旬にかけてサンサイド粒剤の五〇、十アール当たり三キログラムで防除するそうです。また、新成虫の防除については、冬期においてあぜ等の枯

れ草を焼くこと等で防除することですが、ちなみに、十アール当たりの防除費の農薬費については十アール当たり二回散布するのです。第一回はバイジット粉剤十アール当たり三キログラム、散布代が五百六十円かかり、第二回はサンサイド粒剤五〇、十アール当たり三キログラム、散布代千三百六十円、合わせて千九百二十円もかけており、今回の赤水地区はさらに第三回分をされたと聞いておりますが、この点について市として補助の手を差し伸べていただきたいと思いますが、いかがですかお尋ねいたします。

次に、福祉行政についての老人対策として、私は壇上に立たせていただくたびに申し上げておりますが、市長が公約の弱者の味方、福祉優先の市政実現のためにも、お年寄りの方々に黄色いつえを無償で支給していただける制度をつくっていただきたいのであります。

先日のごでした。目の不自由なAさんが訪ねてこられて言われるには、「白いつえや黄色いつえをつけて歩いていると自動車がとまってくれますし、また、通っている人々も親切にしてくれます。私たちのように目の不自由な者には白いつえが支給されますが、一般のお年寄りの交通事故を防ぐためには黄色いつえを支給してあげてほしい」と言われるのです。Aさんの思い詰めた願いは自分のためではない、多くの老人の方々のためを思ってわざわざ私を頼って来てくださったのだと思いますと、大衆一人一人の方々は私たち議員の教師でありまた先生であると思えました。私はこう決意を固めたのであります。Aさん、あなたの黄色いつえを老人に対して無料で支給せよというご意見には、心からお礼申し上げます。老人の中には、息子さんやお嫁さんに気がねしながら、つえを買ってお金も自由にならない方もいらっしゃるはずであると思えます。老人の方々に黄色いつえをつけて歩いていただければ自動車は一人一停車をするし、お年寄りを交通事故から守る効果は大きいと思えます。あなたのご提案を全生命で受けとめて、私は議員として全力投球でその実現を目ざしてがんばります、と決意をしたのでございます。

そこで、市長に敬老づえ無償貸与制度を創設していただきたいとお願い申し上げますが、いかがですか。  
最後に、高額療養費支給制度の一部改正についてお尋ねいたします。

現行の高額療養費支給制度は医療費の健康保険適用額の三割、すなわち患者負担分が月額三万九千円を超過する額に対してその金額を健康保険が負担して被保険者に返還する制度でありますので、一応月額三万九千円以上の治療代は患者の方々の負担がなくなったように思われるのであります。しかし、この制度をよく検討いたしますと、差額ベッド代、寝具代、付き添い料並びに賄い料などの名目による患者負担分は除外されておりますから、自己負担分は実質医療費の四割から五割になっている場合が多いのであります。本制度は健康保険制度の中でできた制度であるから除外分についてはやむを得ないと思えますが、福祉行政の立場から見てもまいりますと、除外分といえども検討していただける必要があると思えますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

また、それとは別に、治療開始日によって支給額に格差が生じるという大きな問題がございます。本制度は月額三万九千円を超過する額に対してとなっておりますので、治療が月の半ばを過ぎたときから開始され実質一カ月間の療養が二カ月にまたがるという場合はそれぞれの月から三万九千円が差し引かれて、実質七万八千円を超過する額に対して支給されることになるのです。したがって、現行の制度を十分に活用するためには治療開始を月の初めにすればよいわけでありますが、病気の方はそう都合よく発病いたしませんので、返還されると思って支払った自己負担分の医療費が適用除外分であったり、月をまたがっているため、月ごとに三万九千円を差し引かれて費用額の一部しか返還されないという場合が起こってくるのであります。被保険者の救済を目的とした本制度が治療費を開始する日によって格差が生じてしまうということは、きわめて公正を欠くと言わねばならないと思えます。現在、ほとんどの病院が十日ごとに治療費の精算を患者さんに求めているのが実情でありますから、月額三万九千円を超過する額を十日間で

一万三千円を超過する額に改めていただければこの不公正を大幅に是正することができると思えますがいかがですか、お尋ねいたしました第一回目の質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 暫時休憩いたします。

午前十一時十分休憩

午前十一時二十一分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 田中議員のご質問にお答え申し上げます。

まず第一点の農林行政についてでございます。

農業というものに対する、あるいは漁業というものに対する国の政策というものが必ずしも現状の農林漁業を進めていく上において十全であるというふうには私自身考えておりませんけれども、農林漁業というものが都市の中で健全に発展をしていくということは都市全体のあり方としてきわめて重要な問題ではなからうかというふうに思っておりますのでございます。本市の農林漁業につきましては都市化、あるいは工業化というものが進んでまいっておりますので、その構造が非常に激しく変化をしております。農地の減少あるいは農業労働力の他産業への転出、さらに都市化によります生産基盤の悪化などが農業生産力の低下をもたらしております。農地の利用を低下をさせておるとは事実でございます。最近の農林センサスによりますと、農家戸数は七千九百三十三戸でございます。そのうち

専業農家が三百七十八戸ということで、わずかに四・八％でございます。したがって、本市におきましては農業を営む方々は大部分が兼業農家であるということが言えようかと思えます。しかし、この本市におきましては県下有数の農業地帯を擁しておりまして、耕地面積約五千八百ヘクタールということで、米を主体にお茶、畜産、園芸作物などを合わせまして年額約百十億円ぐらいの生産額を上げておるのでございます。また、漁業におきましては、昭和三十三年には千百十戸の漁業者が漁業区域の減少等によりまして今日ではその約半分、五百二十四戸に減少をいたしております。年間生産額にいたしますと一万七千トン、約十三億円の水揚げがあるということでございますが、その構造も最近の沿岸漁業の実態からいたしまして大きく変化をきておることは事実でございます。

今後本市の農政につきましてどう考えるのかと、基本構想の中の農政の考え方を明らかにせよということでございますが、今日基本構想につきましては、ご承知のように市政懇話会を四つの分科会に分けてご意見を承っております。最中でございますし、それからまた、二十五の地域に対しまして地区懇談会の開催を始めておりまして、すでに三区終わっておりますのでございます。そういう市政懇話会なり、あるいは地域の懇談会の中なりでいろいろと農業についてもご意見がすでに出されておりますので、そういったご意見をすべて集約した段階で明らかにされるべきであるというふうに思っておりますので、今日の段階で私個人の考え方を余り申し上げるのはいかがかというふうに思うのでございますが、せっかくのご質問でございますので、概略こんなことを考えておるといふことを申し上げてみたいと思えます。

まず、農用地の有効利用と担い手農家の育成、そして、さらに地域の農政特別対策事業ともいふものを推進してまいる必要があるかというふうに思っております。

農業振興につきましては、農業振興整備計画に基づく生産基盤の整備と近代化施設整備を進めてまいり、特に高エネルギー生産団地整備計画というものによりまして国及び県の補助金を積極的に導入を図ってまいらねばならぬというふうなことを考えております。また、本市の特産といたしましてお茶、施設園芸、果樹、植木等の振興について農業研究指導所の充実を図ってまいりますとともに、その技術指導と販路開拓の両面によりまして農業の推進を図ってまいりたいと思えます。

なお、後継者対策、野菜価額安定事業、農業金融対策、畜産振興、畜産環境保全整備事業、病害虫防除事業等を年々講じてまいっておりますことはご承知のとおりでございますし、今後これら事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、漁業振興につきましては、最近二百海里問題と関連をいたしましたして、沿岸漁業を見直すという声が高まっております。さらにとる漁業から育てる漁業へという転換も必要ではないかというふうに考えております。本市におきましても立地条件に適した栽培漁業としてハマグリ、ノリ、ワカメの養殖漁業の推進を今日まで図ってまいりました。同時に、漁業組合の共同利用施設の近代化を今後進めてまいる必要があるかというふうに思っております。さらに、このと畜場食肉市場の拡充、あるいは北勢公設地方卸売市場の開設等によりまして食肉、青果、水産物の流通の整備を図ってまいりたいというふうに考えておる次第でございます。ざっとただいま申し上げましたようなことを、あるいは過去に実施してまいったことを申し上げたわけでございますが、今後さらにこれらの事業の推進を図ってまいる所存でございます。

それから、これらの政策というものは、ただ単に私どもだけで実施してまいるというわけにはまいりませんので、やはり国の方にそれぞれのルートを通じまして、強く働きかけてまいらねばならないということも十分考えておりますので、また皆さん方にもバックアップをお願いするときもあろうかと思えます。その点、よろしくお願いを申し上げ

げたいと思います。

さらに、イネミズゾウムシにつきましてはご指摘のありましたように、五月中旬に県地区の水田に発生をいたしましたのが確認をされました。市内全般にわたりまして調査をいたしました結果、水稻作付面積三千四百七十五ヘクタールのうち千九百四十六ヘクタールという膨大な面積に対しまして発生をいたしております。約五六分の地域がイネミズゾウムシの被害をこうむっておるといふことでもございました。急遽その防除措置を講じなければならぬといふことで市農業改良普及所、それから、四日市市農協の技術陣でイネミズゾウムシ緊急防除対策協議会というものを持ちまして、被害農家への共同一斉防除の指導をいたしまして、各地区の農協支所を核といたしましてイネミズゾウムシ緊急防除対策協議会を設置いたしました。集落単位での共同一斉防除を実施いたしましたのでございます。現在までの防除実施済みの面積は、千四百九十六ヘクタールが実施をした面積でございます。このイネミズゾウムシの生態については、先ほど詳しくご説明がありました。大変詳しいご研究に頭が下がったわけでございますが、アメリカから来た大変な害虫によりまして稲が被害をこうむるといふことはまことに残念でございますので、できるだけ防除をいたしまして稲の成育を図ってまいる必要があるかと思っております。このイネミズゾウムシ対策といたしましては先ほどご指摘がありましたように、バイジット粉剤、あるいはサンサイド粒剤というものを、私の聞いておる範囲では最低二回はやらなきゃならぬといふふうに聞いておるわけでございます。すでに実施をした金額はバイジットで約五百万円、サンサイドで二千四百万円という膨大な金額に上っております。同時に、これらを噴霧するために大型防除機具を市農協の方で三台緊急購入をしていただきました。一斉防除の能率化を図っておりますのでございます。これらの薬剤費用及び防除機具の購入費等につきまして、国、県に対しまして助成措置を早急に講ずるよう、市といたしましても陳情をいたしておるのでございます。したがって、国、県の出方を見て私の方でも今後具体的な対応策につ

いて考えてまいらねばならないかといふふうに思っております。まずは国、県の方に対して強く働きかけをしてまいりたいといふふうに思っておりますので、ご支援をお願いしたいといふふうに思う次第でございます。

それから、第二番目の福祉行政のうち老人対策でございますが、老人福祉対策におきましては、ご老人の豊かな経験と知識というものを活用していただきまして、できるだけ余暇活動を推進して積極的に社会参加をしていただくことが一番よろしいのではないかとこのように思っております。また、先日ある地区の懇談会におきまして、その具体策としての一つのご提言もいただいております。まあ、黄色いつえといふものは、そういった積極活動をしていただく上においてやはり非常に安全上有効であるというお話でございました。他都市の状況等を調べてみましたら、愛知県の一宮においては六十五歳以上の希望者の方に、五十年の十月から発足以来約五百本を支給しているといふことでもございます。本市でも携帯式の横断用の小旗を配布したこともございますけれども、これは余り効果が高かったのではないだろうかといふふうに思っております。こういうようなことを十分考えながら今後対応をしてみたいといふふうに思っております。

それから、高額医療費支給制度でございますが、先ほどご指摘のありましたように、これの支給制度というものは国民健康保険法で定められておるわけでございますが、月別単位で計算をされております。したがって、十日単位で支給するようにすれば制度上の矛盾が改正されるというご指摘だったというふうに思うわけでございますけれども、医療機関からの診療報酬の請求が法で一カ月一枚というふうに決められております。こういうところにこの制度の矛盾があるかといふふうに思います。いま直ちに私どもの方でどうこうといふふうにはまいらないかと思えます。やはり法律上の問題でございますので、あるいはまた、関係医療機関の手数の問題もございます。そういった関係方面とも十分協議をいたしますとともに、このままでは私もどうかと感じがいたしておりますので、この点について

国の方にも強く働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。五十三年二月の医療費改定以来厚生省の強い行政指導によりまして、こういうような先ほどお話のありました支給対象外となっている問題等については順次改善の方向にあるようにございますので、今後ともこの関係方面に強く要望をして、できるだけ高額医療の対象になる人にご負担にならないように努力をいたしてまいりたい、かように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 丁寧なご答弁ありがとうございます。基本構想の中にも現在の農林行政について、懇話会を通していろいろと考えてみると、さらに市長のお考えも聞いていたことを非常に喜んでおりますので、そのお考えを早く着実に実行していただきたい、また実現していただきたいことをお願いいたします。

イネミズゾウムシに対してのお答えでしたが、国、県へと行っていただくのも結構でございますけれども、すでに先ほどお話のございました五百万、また二千四百万と機械の購入代と莫大な費用を出しておるわけですので、その点早急に関係官庁にさせていただくのと同時に、市としても何らかの態度をはっきり出していただきたい、このようにお願ひしたいと思います。

それから、敬老づえの件ですけれども、現にそのように実施している市もございますし、さらに大阪市においてもかなりの本数が希望によって出ております。そこから、やはり交通事故の大半を見ましても老人、子供ということになっておりますので、早急に対策実施をお願いしたいと、このように思います。いずれにしても、ひとつ元氣いっぱいの加藤市長でございますので、りっぱなスタッフを抱えてみえるこの四日市市をさらに一段と福祉で豊かな、

安心して暮らせる市を、また市政を行っていただきたいことをお願いして終わりたいと思います。

○議長（山中忠一君） 暫時休憩いたします。

午前十一時四十二分休憩

午後一時十七分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 それでは通告の内容によりまして質問させていただきますと思います。

まず冒頭理事者の皆さんにおかれましては、悪臭問題の解決のために格段の努力を払われておりますことを敬意を持って表しておきたいと思ひます。

私の質問は環境問題ということにはばってございますが、中でもこれまで指摘してまいりました平山物産の悪臭問題に言及する形でさせていただきますと思います。この問題はかねがね私自身も取り上げましたし、これが解決を願ひながらいろんな角度から関係地区住民の苦悩を訴えてきたわけでございます。市長も就任以来重点課題の一つとして認識をいただきました。自來それが解決に全力を注がれておりますことを重ねて敬意を表するところでもございます。この間にございましては、恐らくこれでもかこれでもかという関係地区住民の要請を耳にされ、うんざりされたことも多々あったことと存じます。こうして引き出されてまいりましたのが、さきに市長見解で明らかになりました五十三年度未解決の方向づけでございます。ごく最近の経緯といたしましては市長もご存じのとおり、五月二十五日

の平山物産悪臭対策連絡協議会と田川知事並びに生活環境部長、土木部長等県関係部長との話し合いで確認された五  
十三年末解決に向けて市と同一歩調を合わせるといふ県の基本姿勢が明らかにされたのでございます。このことは関  
係地区住民の努力ももちろんでございますが、加藤市長をはじめ市関係者の努力に負うところきわめて大きいと思  
います。しかしながら、これで安心というふうにはまいらないことを残念ながら申し添えざるを得ないのでございま  
すが、まさにかかりました折に、住民代表の一人が「県もようやく重い腰を上げてくれたな」と申しております  
が、依然として課題が多い、なかんずく解決への残された期間が余りにも短いこと等一抹の不安を覚えるところご  
ざいます。これまでも改善勧告、行政指導、平山物産自身の努力等一定の動きがあったことはいささかも否定いた  
しません。基本面で問題を引き続き残しておるのでございまして、また同時に、今日なお抜本解決に向けて当  
事者である平山物産が考えている本旨が私どもにも定かに伝わってこないのでございます。したがって、不安を  
ぬぐおうにもぬぐえないというのが関係地区住民の偽らざる心境でございます。現に私のところにも、「知事も市長  
も一定のアドバルーンは上げてくれたが、それも確固たるものにし得る感触をいまだに感じ得ない」と訴えてき  
ております。言いかえれば、早い機会に何らかのアクションを起こすべきだとの指摘にも通ずるかと思ひます。恐ら  
く行政は行政なりに仕組みを考え、適切な情勢対応をとられるものと確信いたしますが、いかようにも関係地区民に  
は不安解消に至る側面を感じ得ないというのが実態であろうと受けとめております。すでに知事との話し合い経過を  
踏まえ、五月二十九日付で県の勧告がなされておりますし、市当局からも近々同様の勧告が示されるものと聞いてお  
ります。県の勧告につきましてはここで触れるまでもないかと思ひますが、悪臭物質の排出状態、測定結果、法に定  
められた規制基準がすでに超えている。このことに対する違反を云々から始まりまして、一層の管理徹底を図れ、こ

ういう内容でございます。これを受けて市も市独自の問題点を包含しながら勧告文がつくられるものと思ひますが、  
毅然たる態度で臨んでいただきたいと思ひます。

ところで、こうした勧告を受ける平山物産の対応認識はいかがなものでございましょうか。残念ながら風雲急を告  
げているという感触はまことに薄いように思われるのでございます。関係地区住民の切実な願望でもあります、せめ  
て休日、祝日ぐらいは健康で快適な暮らしを実現するため仕事を休んでもらえないものかといった訴えは何ら実現の  
兆しさえ見えないのであります。それにもまして最近の加工物量は、本市との協定書を大幅に上回っているとの報告  
を受けていることでもわかるとおり、行政指導の限界を越えもはや当事者の信義の問題としてクローズアップされて  
きていると思ひます。その意味で再度の努力を強く要請いたしますとともに、現時点下における問題点をいま一度整  
理させていただきたいと思ひます。

一つには、水質面からいまだに問題なしとできないのであります。特に近い時点では本年に入りましてから、三月  
の時点で三つの測定がなされておりますが、いずれもPH、あるいはBODといった段階で大幅に規制値を上回って  
いる実態が明らかにされております。

二つ目として、悪臭数値も同様でございます。特にメチルメルカプタンの数字につきましてはかなり規制値を超え  
ている。これも明らかなおりでございます。

三つ目は、河川法並びに建築法上からも問題が指摘できるということでございます。この点につきましてはいろいろ  
の問題があるかと思ひますが、特に先ほど申し上げた問題に加える形で悪臭防止法での強制措置の項にも該当い  
たしますし、さらには斃獣処理場等に関する法律での強制措置の分野にもいずれもひっかかりが明らかにされてござ  
います。さらには、河川法第二十四条、二十六条、五十五条、七十五条、二十三条といった項目にもそれぞれ問題点

があるという指摘がございます。細かい内容は省きますけれども、いずれもずっと長い歴史の中で問題点が明らかにされながら今日まで受け継がれているという実態の中に深い問題意識を持たざるを得ないわけがございます。

最後に市との協定書遵守が量的な問題を中心に守られていないことを指摘しておきたいと思えます。特に現時点では二十五、六トンという数字になっておりますが、最近事務段階で調査をいただいた内容によりますと、ひどいときはこれの倍近い数字になっているというふうにも聞きます。まことに遺憾でございます。さらに問題とも言えるこれまでの経緯をひもといてまいりたいと思えますが、四十年二月に平山物産自身より撤去誓約書が県土木事務所に出されている事実。折り返し四十年三月に撤去命令が土木事務所より平山物産に出されている事実。加えて、四十年九月二十一日に土木事務所より増築中止命令が出されているのでございます。これらがいまもって守られていないことも事実でございますし、遺憾でございます。あわせて四十一年十月から四十一年十一月にかけての関係者間における念書の交換とこれの取り扱い、また、この間の経過にかんがみ四十三年九月六日に土木事務所より出された撤去計画の提出要請、これを受けて四十四年三月二十日に出された平山物産から県への誓約書の取り扱い、四十九年六月二十一日に県より出された撤去命令、四十九年十二月十八日市より出された処理量の自粛要請などいずれも確たる対応がなされないまま今日に至っていると思われれます。ことに四十一年から四十三年にとられてきた経過が四十四年以降、むしろ対応上では薄れるかっこうとなり、なし崩し的に推移していることが経過の中に散見せられることを残念に思えます。もはやこの間の細かい経緯をただそうとは少しも思いませんが、かかる経過の上に今日があることを念頭に適切な対応を求めるものでございます。その後も多く経過を経て強制撤去無理との判断が示され、最終的には移転への努力を続けるとしながらも、撤去、操業停止の方向に近づいているというふうには私どもは認識をいたしているわけでございます。

いろいろ申し上げましたけれども、多くの問題をはらみながら市長並びに関係者の努力によって少しく前進していることは再度評価できるわけでございますが、何分にも残された期間が短いという状態の中で先は見えているとしても、その着地を求めるにはきわめて困難も予想されると思えます。このときに当たりまして、県市はもとより本市にあっては挙げてこれの解決に関係部局の総力のもとで前進を図っていただきたいと思えます。

あわせて、これが確実な対応に向けまして具体的な手順、当面の問題としての量的問題への対応策、明年度から予定される市処理地の取り扱い条例の制定の問題等々に積極的に当たられますようお願いを申し上げます。市長には大変ご苦労をかけますけれども、この辺の趣旨をくんでいただきまして一層努力を賜らんことをお願い申し上げます、私が申し上げた全般を通じて総括的なご所見を承りたい、かように思います。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 環境問題、その中でも平山物産の悪臭公害対策についてお答えをいたします。

平山物産問題はご指摘のありましたように大変長い経過を経て今日に及んでおるわけでございますけれども、今日依然としてその解決を見ていないということに対しては、私大変申しわけないというふうには思っておりますし、これの解決を図ろうと思えばいろいろなことを考え過ぎたら動きがとれなくなるだろうというふうには思っております、思い切った姿勢で解決に当たらなければならぬというふうには考えておるのでございます。それには四日市内で発生をいたします魚滓の処理について廃棄物処理の原点に立って考える必要があるのではないかと、四日市内内で魚滓として発生する廃棄物のうちに、一般廃棄物処理として処理をしなければならぬものについては、やはり原因者の方で処理をしてもらう。

そういう姿勢に立ち戻らない限りこの問題を解決することは私は大変困難であるというふうに思っております。そういう意味で今日平山の操業状況を見ますと、三十トン前後の処理が行われておるわけでございまして、四日市の市自体で発生をいたします魚滓の量というのは大体十トン足らずでございまして、そうするとよその土地からそういう魚滓を持って来て処理をしておる総量が非常に多くなつたときには大変な悪臭が地域一帯に充満をするというようなことで、住民の方々に迷惑をおかけをいたしております。したがって、私はまずよその地域から持って来るものについてはそれぞれの地区で処理をしてもらうのが当然であるというふうに考えまして、県に対して強くその点を申し入れたのでございます。県の方でも県下の市長会議等で知事からそれぞれの市町村で発生をするものについては、それぞれの市町村で処理をしないという行政指導がすでに打ち出されておりますし、各市町村においてはやはり自分のところを処理をすべきだという考え方にだんだんになりつつあるようでございます。ただ、今日の実態は県内だけのことを考えてみておりましても、県外からこれを持って来るというようなことが発生をいたしておりますので、こういう点について市と提携をいたしております公害防止協定を厳守するように平山の方に再三申し入れをいたしておるのでございますが、なおかつ今日の時点を踏まえて改善をされていないということでございまして、より一層強い姿勢で臨んでまいりたいというふうに思っております次第でございます。ご指摘のありましたように悪臭物質そのものの量、あるいは排水の水質等につきましては、量の問題とも関連をする問題ではないかというふうに考えておるのでございまして、今日こういう状況で強い姿勢で平山の操業に対して行政指導をいたしておりますので、平山物産の方といたしましても何らかの対策を講じなければならぬということは十分承知をいたしておりますのでございまして、みずから移転先を探しておるというようなことも聞いてはおります。ただ、行政側としてここへ移転しなさいというわけにもまいりませんし、また、恐らく今日までの実績を踏まえれば、四日市市内どこへ持って行

っても拒否をされること間違いないだろうというふうに思います。したがって、冒頭に申しましたように、私は廃棄物処理の原点に立ってこの問題を考えるべきである、五十三年末までにはその点をはっきり確立をしていくということとで県市がお互いに協力をし合つて問題解決に当たらねばならないというふうに考え、今日まで知事との間にそういう話を何回か積み重ねてまいって、ようやく県当局の方からそういうことについてアクションを取り始めたということとでございます。最終的に指示が守られないということになれば県当局としても五十三年度末には操業停止に踏み切るということについて、私どもと見解が一致をいたしておりますので間違いないことだろうというふうに私は思っております。それまでにはいろいろな対策というものを講じてまいらねばならないかと思ひます。詳細についてはまた環境部長の方からご答弁を申し上げますことといたしまして、原則的にそういう方向で努力をしているということとでご理解を賜りたいと思ひます。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 大変丁寧なご見解をいただいたと思うんですが、市長も本来から言えばもう少し奥の奥まで触れたい心境ではないかと私なりに思うわけでございますが、何分地域の住民という立場で申し上げますならば、余りにもいままで年数がかかった。そのことに對していまから残された期間がわずかである、果たしてできるんであるうか。いまからすぐにも何らかのひとつ形をとってくれないか。これは率直に言つて当然の指摘であろうと思ひます。そういったことをあえてここで私自身が触れたかったわけでございます。

なお、一、二最近の事例を申し上げたいと思ひますが、五月の連休にかなり厳しい操業をやられたといひますか、やはり連休ですからお互いにゆっくり家庭でくつろぎたいという、こういった状況の中でとんでもないにおいがして

きたと。それが連日続いたということで大変私現地まで呼ばれておしかりをいただいたことがございますが、やはり住民の憩いの場である日曜日の家庭生活というものを考えましたときに、私は平山さん自身がこれまでの迷惑にかんがみみずから姿勢を正して、祭日ぐらいいは休むとこういう方向であってしかるべきではないかと、こういうふうに思うわけでございます。市長自身わかってみえるわけでございますので、これ以上申し上げるわけにいきませんけれども、本当に切実な一つの問題としても一度考えていただきたいものだ、このように思いますし、あわせて四月の二十九日、三十日に土木にご無理を言ひまして平山物産のすぐ下にございます野田、久保田内に面する三滝川の川ざらえをいたしました。これはどういうことかといえますと、ちょうど久保田地内の北側に井せきがございますが、その井せきから西へ三百六十メートルの間集水管が入っております。これが実は平山さんの方から出た魚萍等によって目詰まりを起こした。したがって、田植えを前にして水が入らないと、こういう現象が出たことに対して土木にブルの出動を要請したわけでございます。掘りくり返しましたところ一気に水が吹き出した。こういう現象がございませう。ところが、五月十八日にはまた目詰まりを起こしたということで地元が耕運機を十台ほど出してかき回したと、そしてまた水が出たと。ところがけさになりまして、またふん詰まりだと、調べてみたら十ミリから十五ミリくらいの層にわたって魚萍が流れ込んでおると。全く問題だと私は思うわけでございます。やはりこれだけの短期間の間にこういった事実が起こるといふことは、もはや私はもう少し厳しくとらえていい問題ではないか。けさから環境部長にもお願いしておりますが、そういう事実の上に立つときに、きょうとかあすとかの間に何らかの方法をとってもらわないと、市長がどれだけ来年の三月三十一日とおっしゃっても、地域住民は理解できないと私はそう思います。大変くどくなりましたけれども一つ一つ市民の感じられた、そして現実に起こっている問題を改めてここで指摘し善処方を求めて終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（山中忠一君） 青山峯男君。

〔青山峯男君登壇〕

○青山峯男君 私には次の二点について質問させていただきます。

第一点は、四日市の将来についてであります。このことはまことに問題が大きく簡単に表現はむずかしいと思いますが、私はいつも現代社会が世界じゅうの国々が絶えず急激なる変動のもとに対処を迫られて、生き抜くために懸命の努力に迫られているように考えます。したがって、日本またしかり、三重県また四日市なおしかりの感であります。それぞれの範囲内で時期に即してそれなりの努力は必要を認めながらも必要に迫られた必要ばかりが多過ぎるくらいはありはしないかと疑念を抱き持つことがしばしばあります。このことの根底をなしているものは、われらはかくあるべきだ、かくすべきだと理想像を持って一歩一歩前進させようとする空想や夢想でない実現可能なる基本的なところの理想像がふえているからではないでしょうか。大は小よりのことわざのとおり解決すれば、小より始め大に至らしめることに相違ありませんが、これはすべての物事の初めにあてはまるものと私は考えております。

政治の場合その多くは既成事実が大なり小なりあって、その上に立ってそれに対していろいろの方策が講じられているのが通常の姿であると考えられます。ただ、ここで必要に迫られたことへの施策、対策に当たり大は小からの大、すなわち実現可能なる不動の理想像があつてこそ小さい施策、細かな方策もこの理想へはめ込み次々と塗りかえ、肉づけ、形づくられていく力強い政治のある町の市民の願いはここにあって、希望は幸福と繁栄につながるものと思います。近ごろ特に国民、市民の中にあつて、いたずらに自己の個人的立場のみから自己主張に走り、相手の立場主張を無視。そのために生きる環境弊害を黙殺した無責任な発言行動から起きる世相の混乱、政治の萎縮、沈滞

を来していることはまぎれもない事実ではないでしょうか。以上申し述べました事柄は市政に参画している私の当面の政治、世相に対する観察と要望なのです。以上は現在の政治並びに世相に対する概念でございますが、次に、いまま少し事の現実に触れて、以上申し述べました事柄と関係について思いをいたしてみたいと存じます。

まず、今日の相言葉の不況、不景気はどうして起きたのかと考えました。それはやはり不動産不況だとか円高不況だとかいろいろ言われていますが、私は開発不況という言葉が最も正しく当てはまるのではないのでしょうか。開発が至るところでとめられているということが不況の根本原因であると私は思います。早い話がご存じの成田空港は六千億円の国費が投じられた大事業とはいえ十二年間も全然動いていませんでした。もうとっくにできていなければならぬはずの東北新幹線またしかり、これは前に述べました理想像に対する根本理念の欠如のあらわれというほかはありません。東北新幹線のごときは早くから計画され、この地方の人たちは折るような気持ちで早期開通を待っているはずですが、ところが、肝心の東京の近くでは反対だ、自分たちはもう新幹線なんか要らないんだ、もう結構だと、田舎者はどうでもいいのだというような社会連帯感に欠け、おのれのみを主張する主張がもとをなし、すべてとめているのでこんな状態では開発の促進どころか、ここにも不況の根があり芽生えてきます。なお続けば北陸縦貫道、中国縦貫道路などいずれもしかりのありさま。無理難題を持ちかける住民運動などここにあつて進歩しないのです。それに対して為政者の高度経済成長が行き過ぎと反省のため環境基準を厳しくしたり、国土利用計画法などで規制を強化しています。日本がやらねばならない適正なる開発まで全部ストップしている高度成長を不可としている世相。開発を悪であり企業はすべて悪だときめつけて非難に攻撃に連帯感を持たぬ自己満足のための言動に熱を上げました結果は、為政者の開発意欲も企業の投資意欲も必然的に低下を来し、金があっても使えないようがありません、これが不況の根本原因ではないかと思えます。日本列島は即緑の公園であります。こんな緑いっぱい公園国家は世界にもまれ

なのです。これを大切にという気持ちはわからぬでもありませんが、国土の八五〇は天然公園でいつも緑でいっぱいです。新幹線で、また東名国道などを車で一つの境もないような町々を通っても左右にも緑の連続で行く者の目や心を十分慰めてくれます。公害的なものを自然に除去して健康的なる国にしてくれています。

ところで、日本では公害公害と騒ぎ立て世界一の公害国に仕上げてしまったのです。またここで一方を調べてみたところ日本は戦後急速に寿命が伸びて長寿世界一になりつつあるのです。日本はあつという間に健康の国となって平均寿命七十七歳とうれしい悲鳴、公害で生きる場もないように言われる日本がどうして健康世界一になるのか全く結びつかないのでしょうか。

さて、四日市の将来を考えると、公害問題の解決、除去を真剣に課題として市民も市当局も一体となって取り組んで、いまだに余りにも高い公害の知名度、悲しむべき現実の除去に努力をいたし、充実した愛される将来性ある四日市を育て、公害の四日市かと旅先でまでいやな気持ちをみずからの努力によって打ち消し、公害のイメージのあり過ぎるが故の企業の沈滞悪化を正常化し、さらには前進に導く用意を持ち、市内雇用関係の安定、ひいては市商店街の潤い、購買力の増進を期待し、せっかく永年かかってつくり上げた理想像を完全にして誇りあるものに形づくるための市当局、市民一致協力を強くおのおの分野を通じて訴え、この問題の道を開き、同時に不況突破のための積極的な姿勢を持つことの必要は言をまたないと思えます。ついでにお隣の鈴鹿市を見てみたいと思えます。大中小の企業がいまなお次々と進出して活気を呈しております。人口も現在は十五万人、今後もかなりの増加が見込まれておると思えます。市長は私ども四日市市の各企業の方針、たとえば増設の可能性、縮小やむなき向きなどにつき相当な認識を持っておられることと思えますが、主要各工場についてでき得る限り情勢などお聞かせくだされば幸いです。なお問題の四日市工業高校の移転について現在どの程度進行しておりますのかお聞かせ願いたいと思えます。

もう一点は、かねてから聞き及んでいた川越町地先埋立地に火力発電所、石油備蓄基地、流域下水道終末処理場の立地問題が新聞報道されているが、その計画内容と本市との関連についてお聞かせ願いたいということで、以上で第一問の四日市の将来について終わります。

次は、第二問地区市民センターについてであります。

このたび新しく打ち出されました地域社会に対する行政の対応についての策定中の目玉とも言うべき地区市民センターは人口増加、住民生活の向上は行政施策面において市民へのサービスを第一義と考え、これを推進するのが行政を担当する者の責務であるとの趣旨から発足したものと思われまます。すでに四地域が指定され、その目的の第一歩を踏み出され市民の期待大なるものがあると思われまます。しかし、現在のところ四地域ともそれぞれ事情が異っておりまして一概に申せませんが、私が一番近くの小山田地区市民センターの場合を見ますと、古い木造の建物を利用してセンターの運営に当たっておりますが、出張所の施設では狭く諸団体の十分なる活動は無理な状態であります。地域コミュニティづくりにも最も必要なことは住民が喜んで利用できる出会いの場となることなくしてはならないと考えまます。現在のセンター、出張所は室数が少なく、ごく一部の住民の会合ぐらいしか利用できません。諸団体が毎週継続的に事業活動のできるような施設づくりが急務ではないかと思われまます。なお、実際活動のためにはさしあたり最低限の備品も必要であります。たとえば音響機器及び書籍等であります。人々はそれぞれ趣味、嗜好は異なるものの、すべて万人は生活の知恵を音楽、書籍に求め、生活文化の向上に、また協調、互助精神の源をつくっています。このように地域社会づくりの発展に寄与すること大なるものと思われるものについては早急に備えつけるべきだと思います。今後市民センター運営のための予算はかなりの額が必要だと思っておりますが、相当額を用意しても、地域コミュニティづくりの効果は大なるものがあると思われまます。市長はどうか発展新しいこのことの推進のため大いに

努力あらんことを要望します。その成功を祈ります。以上で私の質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 暫時休憩いたします。

午後一時五十六分休憩

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後二時十七分再開

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 四日市の将来についてということで、三点についてご質問がありましたのでお答えをいたしたいと思ひます。

今日日本を覆っております不況、その分析についてご高説を拝聴いたしましたわけですが、学説では資本主義社会におきます景気の変動のうち、約五十年くらいを周期として非常に大きな不況が来ると、その間に中波二十年あるいは小波三年くらいであるというようなことが言われておりまして、今日の不況はその五十年周期の不況に当たっているというようなことが言われておりますけれども、不況の原因がどこにあるかということについては日本だけが不況ではございませんので、それは開発不況であるというふうに断定してしまうこともいかがかというふうに考えております。ただ、今日四日市市は公害の町であるということでご全国的に知れわたっておりますことについては大変残念だと思ひますし、今日の四日市の大気汚染の状況等につきまして、すでに公害指定地域の中でもずいぶんと改善をされてきたということは事実であるというふうに思ひまして、折りに触れそういうようなことは私も申してお

るわけですが、いずれにしてもこの公害対策ということについては冷静に科学的に対処をしてまいる必要があるかというふうに考えておるのでございます。

そこで、今日四日市の将来を考えます場合にどういう性格の都市にしていくなかということでございますけれども、これはすでに何遍か議会で私が答弁申し上げましたように、先人たちの築いてきた今日の町の性格というものをがらりと変えてしまふ、たとえば筑波学園都市のようにするんだというようなことは言うべくして実現不可能なことでございますし、今日まで先人たちが孜孜営々として八十年間という間築いてきたこの伝統を守りながら、やはり四日市を産業都市としてバランスのとれた町として将来を期していくべきではないだろうかというふうに私自身考えておるのでございます。それにいたしましても都市というものはいたずらに大きくなればいいというものではないというふうに考えておりました、たしか後藤寛次議員のご質問にお答えをした覚えがあるのでございますが、やはり三十万から四十万くらいの間の都市として存在をすることが今日一番いい状態の町になし得るんじゃないだろうかというふうに考えておるのでございます。

そこで、今日の四日市の産業の町といいますが、工業の町としての実情でございますけれども、工業生産額からいけば全国で上の方から数えて十四位ということでございますけれども、四日市に立地をされております企業というものは石油精製、石油化学、それから繊維工業等がその生産額の上では非常に大きなウエイトを占めております。四日市市に元来あります窯業、あるいは菓子の原料の製造業等々につきましては、今日の不況にもめげず年々その生産額を伸ばしておるといふ実態でございます。地場産業と言われるものを今後私どもがやはり育て上げながら、そして今日四日市に立地をされております近代工業についてどう今後持っていくかということが問題ではなからうかというふうに考えておるのでございます。四日市にございます近代産業、特に化学工業の今日の状態というものは操業度は

大体六〇％から七〇％ぐらいでございます。最もひどい会社になりますと五〇％ぐらいの操業率になっているという実態でございます。こういったようなことにつきましては、三月議会でたしか前川議員のご質問に三全総のあり方をめぐってお答えを申し上げたのでございますが、その後国土庁の関係者の方々ともお話し合いをいたしまして、そのときに私がいきましたのは、四日市の化学工場は老齢化しておるといふ言葉を使ったわけですが、この老齢化ということにちょっと中央官庁の方々も驚いておられました。るる説明を申し上げたらはじめて理解が得られたということでございます。やはり設備が休止をしたまま稼動していない、未利用、利用されていないという実態がございます。これは大変地域社会にとっても問題ではなからうかということで、そういう実態を早く改善をしてもらって、やはり活力ある運営をしてほしいものだというふうに願っております。

一方繊維工業の実態でございますが、これは大体操業度八〇％ぐらいになってきております。ただ操業度が八〇％くらいになったといいますが、実際は従来ありました施設をスクラップをしてしまったあとの設備能力に対する八〇％でございますから、かつてのような繊維工業の生産額を上げているというわけではございません。したがって、繊維工業関係ではぜい肉を切り捨ててこまでもってきておるといふ実態でございます。ぜい肉を切り捨てたということ自体はやはり遊休地を処分し、そして雇用量を減らしていったらいいかと、こういう実態が四日市には起きておるのでございます。繊維工業関係においては、そういうぜい肉を切り捨ててしまったということでございますので、これからはやはり景気の動向に従って徐々に伸びていってもらえるもんだというふうに期待をいたしておるのでございます。そういうようなことを考えておりますと、ここでもう一つできればファインケミカルなり、あるいは食料品工業なりといった新しい産業が発展をしたらうことが大変望ましい実態ではあるかと思っておりますけれども、そういった新しい産業を当市に今日の時点で誘致をするということは非常にむずかしい。やはりそれらのことも考えながら、海

岸地帯にある工業地域の全面的な活動を図ってもらうような対策を講じていくことが、今日の急務ではなからうかというふうにご考えておる次第でございますし、また、そういうことについてそれぞれ関係方面とも話し合いを進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

次に、四日市工業高校の移転の問題でございますが、これも非常に古い話でございます。さかのぼれば昭和三十年代の終わりから起きておる問題でございます。したがって、できるだけ早く結論を出すべく学校側とも折衝を続けておりまして、今日新しい工業高校の移転予定地といたしまして羽津地区の方にお話し合いをさせていただくということになっております。これは地区の地主の方々のご同意がなければ実現不可能でございますが、今後の交渉に待ちたいというふうにご考えておる次第でございます。

それから次に、過日新聞紙上で大きく報道されました川越町におきます電源立地の問題でございます。これは五月十八日に当地域の広域市町村圏協議会総会の席上で、川越町の町長から新聞に報道されておりましたような内容の計画について、関係の市町長に対してまして協力要請のごあいさつがございました。その後五月二十二日には町長と協議会の議長が来庁をされまして正式な申し入れがあったわけでございますが、これはちょっと読ませていただきますと、「川越町地先の埋立て工業用地に公害のないLNG、またはLPGを燃料とするガス発電所と燃料タンク（いずれも予定）の立地につき左記条件を付してご同意賜りたくお願い申し上げます」という申し入れがございました。条件として誘致に必要な環境事前調査を完全に行い、三重県公害事前審査会の審査を受け、その指示により公害と災害防止に万全を期すること。三重県知事の認可があること。着工に当たっては事前に苦情障害を処置することはもちろん工事中及びその後に発生するすべての支障について同意者に一切迷惑をかけること。公害と災害防止対策には三重県知事及び関係機関と協議してその指示に従うこと。隣接市町に対する法的交付金を必ず支払わせること。特別

の事情のない限り右の条件を果たすことにおいて同意するということへ同意をしてくれという文書が来ておりますが、同町につきましては昨年の本会議でご報告を申し上げましたように、県では同町の埋立地の一部に北勢沿岸流域下水道の浄化センターを設置する計画を推進いたしております。いろいろの情勢から考えてみまして、同町の計画というものに対してはやはりいまからどうこうという姿勢で臨むべきではなく、やっぱり協力すべきことは協力するという形でよく考えてまいらねばならないかというふうにご考えておりますが、県当局とも十分協議をいたしまして、さらに本市の公害対策審議会のご意見も徴して慎重に対処をしたいと思いますというふうにご考えておる次第でございます。

それから、第三点の地区市民センターの問題でございますが、今日地域社会づくりということで四つのモデルケース、その中に青山議員の地元でございます小山田も入っておりますが、四地区を指定いたしました地域社会づくりを進めてまいろうというご意見ですが、できればこの地区市民センターの近代的な施設があるということが一番いいかと思えます。ただ、四日市の場合に二十二出張所、公民館等がございますので、これを一挙にやっってしまうというご意見はなかなか困難でございますが、できるだけ指摘の意向を尊重させていただきます。整備を進めてまいりたいと思っておりますので、私も必要であろうと、やらなければならぬと考えておりますので、そういった点についてはまた今後ご相談をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 青山峯男君。

〔青山峯男君登壇〕

○青山峯男君 ご答弁ありがとうございます。一つだけ四日市工業高校移転問題についてお願いしたいと思っております。これはなぜこういふところで出したかといいますと、私はこの四日市工業高校の移転問題はもうずっと昔から聞いて

はおりますけれども、こうやって聞いておるばかりでいつまでたってもそのままでは四日市の将来のために、あの近鉄西側いつまでたってもあの高校があつては発展性がない。あそこも町づくりしていただいてやはり近鉄四日市駅周辺の発展とともにやっぱり西側も町づくりし、二十五万都市としてふさわしいりっぱな表玄関をつくっていただきたいと、こう思いましてこの古い四日市工業を出したわけですが、これにただ終わらずに積極的にその移転をしていただいて、今後お願いしたいと思っておるわけです。どうもありがとうございます。

○議長（山中忠一君） 後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 通告の順に従いましてご質問させていただきます。

最初に大学誘致についてお尋ねをいたしたいと思います。本市は二十五万を擁する中堅都市としての人口を持ちながら、不幸にして教育文化施設に乏しいため文化不毛の地とさえ言われ、加えて文化的遺産も貧弱で他市に比べ遜色のあることは、私も市民にとっては一抹のさびしさを感ずるものであります。特に大学については遠隔地の大学に依存している子弟の父兄にとっては、こうした施設の設置こそ久しく渴望している問題であり、本市といたしましても昨今の公害問題で沈滞したムードの中で大学の誘致こそ活力ある社会づくりの一翼に、はたまた文化の向上発展に寄与すること大なるものがあると考えられますが、私も中小業者の立場から申し上げても、まことに干天の慈雨にも似たきわだつた効果をもたらすものであると確信をし期待をいたすものであります。しかし、市にとってそういった実り深いものがあつたとしても実現にはかなり厳しい制約と条件を満たさなければならぬ多くの問題があることも承知いたしております。しかし、市の将来を考えると、さらにまた全国的な文化的水準をながめたとき、大

学誘致が決して単なる高望みでもなければ無謀でもなく当然の帰結で、むしろ遅きに失した感を深める次第でございます。市長は以前三重大学分校の誘致について言明をされたことを記憶しておりますが、その後の経過はどうなっているのかお尋ねをいたしたいと思います。また、市長の動きとは別に商工会議所内において昨年五月教育文化委員会を設置し、積極的にその問題に取り組んでおられるかのように聞いておりますが、その具体的な問題について許す範囲内で結構ですが、その後の経過を明らかにしていきたいと思えます。いずれにいたしましても市民のコンセンサスを得るためにも本市の立地条件、特色を生かした学校が望ましく、国際都市四日市港を背景にしたものでなければならぬと考えられますが、その点市長のご所存をお伺いしたいと思います。

次に、地区改良についてお尋ねをいたします。都市計画法の基本理念に、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべき云々とあります。確かにそのとおりだと存じます。三月議会で市長が強調されたように、住みよい都市づくりには安全性、快適性、利便性の三要素を備えなければならぬことを申されましたが、同感でございます。市当局においてはそれがため市民の生命財産を守るため、あるいは快適で便利な生活環境を実施するために鋭意調整を図りながら積極的に事業の推進を図られておりますことについては感謝の意を表するものであります。にもかかわらず本市の環境整備の実態を見渡したとき残念ながら地域格差が見受けられ、先ほど申し上げました都市計画法の基本理念にほど遠く、きわめて憂慮すべき個所が近代化された今日において見受けられることはどういふことなのでしょう。もちろん古いものと新しいものとの違いと言えただけのことですが、それでは余りにもかわいそうで、私どもが恩恵を等しく受けられる市民としての権利をだれしも持っているものと存じます。進歩した今日、いまだに自動車の入らない狭隘な道路のために不自由な生活を強いられ、しかも人口の密度の高い地域がございます。それは皆さんで承知のとおり四郷の旧村落、北橋北、富田の一部がそれに入るのではなからうかと存じます。

私がここで指摘したいのは、一昨日以来ご承知のとおり東北の地震についてテレビ、ラジオで報道されておりますように地震及び火災が発生した場合の非常事態に対し、この地域の方々の生命財産が実際に守れるのかどうか。その点で私はいささか疑念をはさむものであります。東北の地震についていろいろ反省が加えられているように聞いております。また、本市におきましても大地震、火災対策を掲げて研究をいただいていることも事実でございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、その地域に住まわれている方は、有事の際避難路さえ見当たらない現状の中でどうして災害を防げるのでしょうか。たとえ近代化された優秀な消防機器及び訓練された消防の精鋭がおられたにしても十分その消防の機動力を駆使することができず、かえって消火活動が妨げられるのではなからうか。私はそういったことを心配するものです。私は東北の地震を見ながら市民の生命財産が事もなげに失われて、しかも、手もつかない悲惨な光景を目の当たりに見てひとしお恐怖の念を覚えるものであります。どうか防災上の観点から優先してその地域の方々のために真剣に地区改良を考えていただきたいと存じます。地区改良はこのようなことのために行うものであると聞き及んでおりますが、その点当局のご見解を承りたいと存じます。

次に、近鉄四日市駅周辺の整備について申し上げます。先ほど来、小井議員からも質問がございましたように、最近通勤、通学、それに婦人の買い物に自転車の利用が目立ってまいりました。したがって、自転車の洪水が近鉄四日市駅周辺に渦を巻いていると申し上げても過言ではないほど終日路上に放置され、交通上、または美観上捨て置き状態に発展しております。皮肉にも市が設置しております場の山線高架下の自転車置き場はがら空きで、ほとんどが駅前の交通量の激しい歩道上に置かれているのが実情でございます。いやしくも市の玄関である以上見逃すわけにもまいらないと存じますので、実態をよく調査の上抜本的に対策をとられるよう希望いたします。

次に、近鉄四日市駅北出口がようやくにして完成をいたしましたのでありますが、残念ながら内容の不備も手伝い十分に利用されていないのが実情でございます。そのうちハンディになっているものに改札時間の制限がございますが、これは近鉄電車の利用客を無視しているものであり、市が今日まで多大の犠牲を払った過去の経緯から申し上げても当然始発から終発までに改正されるのが至当であろうかと存じます。また、パティオ北の高架下はせっかく北出口が開通したにもかかわらず板囲いをしたまま暗い場所となっております。少年の非行場所に利用されることは明らかであり、早急に近鉄側との善処を市より喚起していただくよう望みます。

なお、一番街に通ずる東西の道路については、駅前周辺の発展に微妙に反映し、また、東西の交流にきわめて重要な意味を持つ要所であると考えられますので、周到な配慮のもとに計画実施に移され、くれぐれも悔いを千載に残さないよう慎重に実施していただきたいと思っております。

最後に、近鉄四日市駅西口バス発着場の周辺でございますが、ここはいわゆる市の西玄関であり、交通の起点でもあります。いわば四日市の顔にもつながる、値する大事なところであるにもかかわらず、たとえ仮設といったものにしても駅裏といった感じのする暗いイメージを与えることは、いかにもお粗末ではなからうかと考える次第でございます。管理者に厳しく要請をいたし明るい民衆駅に育て上げるとともに、二十五万港都としての恥ずかしくない駅前の整備をしていただきたいと思っております。質問を終わらせていただきます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。大学誘致の問題でございますが、先ほど指摘がありましたように大学というものは四日市市という町の実態からいって文化的な施設がないということを考えれば、ぜひ欲しいと思うわけでございまして、二十五万以上の都市で四年制の大学が全くないという都市は非常に少ないのが実情でございます。

す。したがって、私も何とか大学を誘致できたならばなというふうに思っております。本年の三月議会におきましても、あるいはまた、昨年の九月議会におきましても熱心なご議論が出ましたことを覚えておりますが、昨年の九月議会では私は本当を言えば三重大学の法文系というものを将来県の方でセットをするということを考えておるようでございますから、その法文系の学部を四日市へ持ってきてくれれば一番いいんじゃないかと、こういうことを申し上げたわけでございます。これは希望として私が申し上げただけであって、現実には今日の文部省の方針では総合大学の学部を分散させるという方針は一切とらない。むしろコンパクトにまとめるという方針でございますので、その運動を展開する限りにおいてはなかなか実現を図ることはむずかしいというふうに私自身も考えております。そこで、それじゃ県立、あるいは市で大学をつくるかと、とうていこれは財政的にも許されないことじゃないだろうかというふうに思っておりますし、その大学問題に対する自治省のご意見等も聞いてみましたけれども、「市立の大学ということとは加藤市長考えたらあきませんぞ」と強い示唆があったわけでございます。これはもちろん今日の四日市の財政状況を考えれば私は無理なことだというふうに考えております。そうすると、残された道は私立の大学を四日市に設置するという方向以外にはないわけでございます。この私立の大学を設置するということは道が幾つかあるわけでございまして、商工会議所の方では大変ご熱心に研究をいたしております。商科系の大学、この商科系ということを商工会議所の方でご研究になられましたのは、先ほど後藤議員がご指摘になりましたように四日市市は国際都市である。したがって、その大学を卒業した人たちは海外に出て行って海外で仕事をしてもらえるというような意味での商科系統の大学をつくったらどうかという研究成果を私の方にご提示をいただきました。大変貴重な研究でございますし、また、ご意見もりっぱなご意見だというふうに思っております。したがって、そういうような大学を今後つくっていくのにどういう方途があるかということを探ってみなければならぬと思っておりますし、現実に私

自身も文部省、自治省、あるいはその他の大学関係の方々に折に触れてお目にかかってご意見をちょうだいいたしております。過日もそういう方々のご意見をじっとお聞きをいたしまして、いずれにしても大学を四日市にということであれば、県市が一体となってやらなければできないこととすというご示唆をいただいております。当然のことだと思っておりますので、私も先月知事ともお目にかかり、実は過日東京した折に知事とこの問題について二時間ばかりご一緒していろいろとご意見を承ったわけでございます。なかなか実現までには莫大な経費のかかる問題でございますので、道は険しいというふうに思っておりますけれども、五十八年度ぐらいを目標にするといえますか、あるいは六十年程度ぐらいを目がけて努力をしまいたいというふうに思っておりますので、商工会議所の方で非常に熱心に研究をされておりますが、どうぞこの問題についてはやはり全市民が協力をしてやりませんと不可能な問題でございますので、その点ひとつよろしくお願いを申し上げます。

それから、第二点目の地区改良でございますが、ご指摘のありましたような地区は実はたくさん四日市内にあるわけでございます。当然に地区改良をして安全性、利便性、快適性というものを市民の方々に享受をしていただくというのが本来の町づくりの趣旨でございますけれども、やはりそれには権利者の方々のご協力がなければいけないこととございます。一遍に都市再開発をやるということが無理であれば、できるだけ広場をその地域に取っていくというような努力もまた一つの方法ではないだろうかというふうに考えておるのでございまして、都市再開発事業というものに権利者の同意を得ようと思っただけで進めずと、かえってうまくいかない場合がございます。その辺はそれぞれの地域によって事情が違いますので、またそれぞれの地域の方々とご相談を申し上げて対処をしまいたいというふうに思っております。

近鉄駅付近確かに整備をする必要があるかと思っております。具体的に詳しいことについては都市計画部長の方からご

返事を申し上げるといたしまして、自転車の問題について一言だけ私の考えを申し上げたいと思います。

けさほどもご指摘のありましたとおり、自転車置き場というものはかなり近鉄四日市駅周辺には整備をいたしてあるつもりでございますが、やはりそれを自転車に乗っている方々が利用していただかなければいけないと思うんです。ただ便利だから便利だからといって公道に自転車をおっぱり出して行ってしまわれるということでは、いつまでたってもこの問題は片づかない。きちっと対処をしていただくということが必要ではないだろうか、そのためのPRというものについては私どもも十分配慮をしまいらねばいかぬと、かように考えておるのでございますから、ぜひご協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（美濃部博美君）登壇〕

○都市計画部長（美濃部博美君） 後藤議員のご質問のうち第一、自転車の問題。第二、北口の問題、それから西口のバス発着周辺の問題。この三点というふうに承りました。

自転車置き場の問題につきましては小井議員の方からもいろいろご指摘がございました。またご要望もございましたが、一昨日の十時ごろの調査によりますと、北口の東側のところに約五十台の放置がございます。それから近鉄百貨店の前で百五十五台、それからその前に当たります映画館のところ約六十台ほどこれが放置された自転車の一昨日の実態でございます。ここで私が非常に心配しましたのは、駅をつくりましたときに北出口の西側に三百台余りの駐車場をつくったわけなんです、その利用が一〇〇多されていないという実態の中でこういうことが起こっておるといふことなんです。この点につきましては時間的経過もまだわずかでございますし、四日市市、私どものPRそのものも不足だったかということも反省しておりますが、そういう点もかみ合わせまして駐車場をつくと同時にこ

れらに対する市民への理解とPRというものを今後は重く重視していきたいと考えております。

二番目の問題でございますが、北口の開放の時間のごとでございます。お説のように駅ができれば始発から終車までというのが原則でございます。この点につきましては住民の方々のご要望も長い間非常に強いご熱意でわれわれにも要望されておりました、私どももそういうことにつきましては、いわゆる住民感情としてとらえていけば十分理解されることでありますし、また、当然の要求だと思っておったんですが、ご承知のように北口が現状ではまだ未整備だと、したがって、まことに残念ながら現場へ行っていただきますと昼でもなお薄暗いという状態でございます。こういう状況の中で果たして夜の十一時半まで開放することがいいのか悪いのかという点に私は行き詰まったわけです。この点につきまして防犯関係の方々、あるいは南署の方々にも意見を問い合わせました。でき得れば十一時半までというのが理想でございますが、現状の中では諸般の事情を配慮いたしますと、余り遅くまであの整備の中で開放するということには問題があるというふうに、これは私自身が判断したわけです。したがって、この問題は近鉄の話し合いの中で、当分の間ということに確約されております。また、先方もそれは十分理解しておると思っております。今後駅口が特に西側が整備されるにつれまして、これは正規の時間に戻すべきものであるということも常識外だと私は考えております。当分の間実態を見ていただいて、その上でまたいろいろご指摘なりご指導を賜りたいというふうに考えております。

それから、西口バス発着の周辺問題でございますが、これもご指摘のとおりであります。これらのものをいわゆる整備するということは抜本的にはやっぱり広場の推進だと思っております。ところが、やはり広場というものになりますといろいろの問題が絡んできますので、計画を持ってありますが、まだあすからかかるといふ問題はなかなかむずかしいでございます。しかし、そういうものを前提としてすでに近鉄ともその周辺の問題については協議を重ねており

ますし、少しでも見苦しくないような形にしてほしいということで話を進めておるわけでございますので、今後ともそういう点を留意しながら交渉を続けていきたいと考えております。

○議長（山中忠一君） 後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 答弁ありがとうございます。自転車置き場につきましては、市長がおっしゃったように、やはり皆さんのモラルの点が欠けておるのではなからうか。ただ、この問題につきましては高架下の自動車の駐車場と同じ、やはり人間の心理といたしましては用を足す至近距離にそういったものを置くことがそういったところにあらわれているのではなからうか。どちらとも市が持っております自動車の駐車場、自転車置き場がらんとしている。そういったことを考えますと私は前後いたしますけれども、やはりそういった習性があるということも頭にこれからは、限りある用地でございます。そういったことを考えますと、これからはやはり市民の方々のモラルを少しでも引き上げていただいて、市の方で整備されます自転車置き場にきちっとおさめていただくようなことにしていきたい。また、自転車置き場も抜本的にはみ出ないように市としても十分ご注意くださいとかがように思うわけでございます。

市長から大学誘致問題についていろいろお話を承りました。昭和五十八年度ないしは六十年度にめどを置いていうことでございます。大変この誘致問題につきましては非常に困難な問題でございますけれども、皆様多年の悲願でもございますので、どうかひとつ実現のためにご努力をいただきたい、かように思う次第でございます。

防災面につきましていろいろ私申し上げましたけれども、地区改良と申しますと大変多額な予算もかかり、またいろいろな地元のご協力も得なきゃならぬ、こういう中で大変むずかしい仕事ではございますけれども、やはりそういったむずかしい仕事であるから避けて通るといふようなことは行政の上で私はいけないのではないかと、こういうふう感じておるわけでございまして、どうかその面につきましては特にひどい地域から手をつけていただきたい、かように思うわけで、東北の地震を考えますとこういったことが四日市にも再現する可能性は十分あるわけでございますので、そういった他山の石として十分ご検討をいただきたい、かように思う次第でございます。以上でございます。要望にとどめさせていただきます、質問を終わらせていただきます。

○議長（山中忠一君） 暫時休憩いたします。

午後三時八分休憩

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

堀 新兵衛君。

〔堀 新兵衛君登壇〕

○堀 新兵衛君 通告に従いまして質問いたします。

一、排水対策に関する諸問題についてであります。加藤市政は常時浸水地域の解消を第一目標に置かれ、五十二年度、五十三年度と着々と成果を上げられていることに四日市市民は非常に感謝しており、加藤新市長の思い切った英断を高く評価しているのであります。特に五十三年度には排水問題で窓口の簡素化を図るために下水道部は市街化区域全体、また、土木課、耕地課は市街化調整区域全体を担当するようになり、直ちに四月一日より実行されていることは皆様ご承知のとおりでございますが、この件に関し疑問点を二、三質問させていただきます。

その一、市街化区域の面積六千五百五ヘクタール、人口二十一万一千六百十二人。市街化調整区域の面積一万二千五百五十七ヘクタール、人口三万五千三百八十七名となっており、五十三年度三部調整排水対策費として土木課二千万、耕地課一千万、下水道部三億円の予算で排水対策を進めるといふ話であります。下水道部の担当の市街化区域の三億円は正当な予算だと思いが、土木課、耕地課合わせて三千万の予算で市街化調整区域全体を見ろというのは余りにも予算が少な過ぎると思いが、どうですか。このような予算の配分では市街化区域と調整区域とますます差がつくばかりであり、余りにも調整区域に住む三万五千三百八十七人の住民がかわいそうではありませんか。調整区域の住民でも毎日の生活下水排水は市街化区域の住民と何ら変わらず必要なことだから、これだけの差が出るのは納得できないと思いが。加藤市長は排水対策は市街化区域を特に重点的にやればこの問題は解決できると思つてみるのですか。この点についてのご回答を願ひたいと思いが。

その二としまして、市街化調整区域の担当の土木課、耕地課においては従来の仕事で手いっぱいのところへ、今度また排水を担当させて実際にこの人員で十分に市民の要望にこたえられるのかどうか。排水対策で職員の増強は何名あつたのかお聞かせ願ひたいと思いが。

その三としまして、いままで調整区域の部落でも下水の排水は下水道部の担当であつたのが土木課に変わるのはいが、その部落の下流が農用地に入つていた場合には耕地課の担当になり、水路に対しては三五〇の負担金が取られることになる。昨年までは下水道部の場合の金が必要なくて、ことしから排水工事をするのに地元で金が必要になるれば予算は少なくなるし、その上負担金を取られるのでは五十二年度の排水対策の方がよかつたと、せつかくの加藤市長の努力も水泡と化す可能性も多分にあるが、その点について市長はどうお考えなのかお聞かせ願ひたいと思いが。

次に、公園に関する問題に移ります。

一、五十一年九月の定例会で、市内の子供に幸せをとひる私の質問の中で、四日市の子供が何か喜ぶ施設をつくつてやつたらどうかという質問の中に、釣堀公園、海浜公園をつくつたらどうかと提案したところ、当時の岩野市長は今後十分検討するという返事であつたが、その後の調査の経過と實際将来実現の可能性があるのかどうかをお聞かせ願ひたいと思いが。

二、四日市の公園整備も公園緑地課の努力によって着々と成果が上げられ、特に諏訪公園はりっぱに整備され昔から市民に親しまれていた猿も五匹補充され子供の人気の的になっております。また、七日の建設委員会の管内視察で南部丘陵公園を視察に行き、昨年より非常に公園化されてきた姿を見学したわけですが、われわれ感じたことはあれだけの広い土地をもっと有効に利用し、何か子供を引きつけるような大きな施設を二、三つくつたらどうかと提案するものであります。

その一としまして、出井議員も以前に言つておられた動物園を三重県で一番最初につくられたらどうかと思いが。ここらで加藤市長も四日市の子供に大きな夢を与えてやつていただきたいと願ひうものですが、そのお考えはありませんか、お聞かせ願ひたいと思いが。

二としまして、これも以前に私発言したことでありますが、フィールドアスレチックをつくつて子供の体力増強を図られたらどうか。

その三としまして、子供の喜ぶ遊園施設を第三者に委託してつくられたらどうか。四日市にも一つぐらいあつてもいいと思いが、どうですか。

その四としまして、市民プールをつくられたらどうか。以上四点についての実現の可能性についてお聞かせ願

いたいと思います。

三、西浦につくられた交通公園が現在ではなくなったと聞きますが、どうしてなくなったのか。また、どういふ点が悪かったのかお聞かせ願いたいと思います。

次に防災についてに移ります。

一、消防本部建設について。五十二年十二月の定例議会で消防本部建設早期実現を提案したわけですが、そのときに三輪助役の答弁は、消防本部西側の土地については国と変更の手続中であるという話であったが、その後の経過と今後の計画についてご説明願いたいと思います。当然今度の五カ年計画に入れて検討されるものと思いますが、その点どうですか。また、土地については消防本部西側の土地が時間がかかるようなら、これはこの前の全協のときにもう決定しておることと思いますが、市民病院の跡地を利用してあそこへ消防本部を建てたらどうですか。これはなかなかむずかしい話だと思います。

二、三月に自由クラブで千葉県原市に視察に行つたのですが、市原市も四日市と同じようにコンビナートを持つた都市であり、人口約十九万人で四日市より少し少ないのですが、消防の強化には非常に力を入れられており、りっぱな消防本部の建物、また、消防職員も現在二百五十名と、四日市と比べて非常に充実していました。四日市の消防も加藤市長になれやうと職員二百名に達したというところですが、消防は設備も大切ですが、やはり十分なる消防活動には優秀な職員とその設備をフルに活動させるだけの職員がどうしても必要です。四日市消防もあと五十名は職員が不足していると思います。それだけの人員は他の予算を削ってでも早急に増強していただきたいと思いますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。福祉の第一は、四日市市民の生命財産を守るのが第一と考えますので、市長の英断を期待するものであります。

三、地震対策についてであります。

その一、十二日に皆様ご存じのように宮城県を中心にマグニチュード七・五の大地震に見舞われ、死者二十一名、不明一名の大被害を受け、地震の恐ろしさを知ったわけでございますが、また死者の四〇％が十歳未満、三〇％が六十歳以上の弱者が全体の七〇％を占めているという現状です。四日市においても地域振興課が中心となって地域防災づくりに取り組んでみえるわけですが、五十三年度地域防災づくりにどんな予算づけをされ、どのように計画を進められているのかお聞かせ願いたいと思います。

その二、今度の宮城沖地震でも石油タンクが壊れ石油が流出したという記事が載っていたわけでございますが、四日市には多くの石油タンクがあるが、今度の地震のようなマグニチュード七・五に耐えられるのかどうか。もし危険なタンクがあれば早急に改善命令を出して改善させたらどうか。地震と石油タンクの安全度についてお聞かせ願いたいと思います。以上で第一回の質問を終わらせていただきます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

まず第一点の排水問題でございますが、窓口を整理して、あちらへ行け、こちらへ行けというようなことのないようにということで整理をしたつもりでございます。したがって、予算の配分につきましては、土木課には二千万、耕地には一千万という排水対策がある。下水は三億だということでございますけれども、これは下水はやはり下水の中にも市内全域というのがございます。したがって、予算をどういふふうに使っていくかということについては、この三者の協議会を常設いたしてやらせておりますので、この二千万、一千万で少な過ぎると、これで全部できるのかと

いろいろ質問にはそういうつもりで予算配分をしたものではないというふうにお答えせざるを得ないと思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

それから下水道部の人員は土木技術者四名でございますし、土木課には二名、耕地は耕地の技術屋さんがおるというところで、なかなか人間の問題についてはいたずらに仕事量がふえたから人間がそれに従ってふやしていかなきやならぬということではないというふうには私は思っております。やはり合理的な人員配置をし、合理的な仕事の処理の仕方をしていくと、そのためには外注することもあり得るんだというふうに考えていけない限り人件費ばかりがふえていくという結果になってしまうと、私は思っております。その辺については今後担当部局とも十分相談をしながら手落ちのないように仕事を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、第二点の公園関係でございますが、釣堀公園、海浜公園ということでございますけれども、釣堀公園というのは実際はそこで釣りをする魚を管理をするということで、普通ですと民間の営業でやっておるわけでございます。それから、海浜公園は四日市の海岸の地理的状况からいって無理があるんじゃないだろうかというふうに考えております。諏訪公園南部丘陵公園に、より子供を引きつけるような施設、確かに必要ではないかと思っておりますが、最近公園に関して四日市の各地区から強い要望は、やはり子供たちが自由にソフトボールをやったり、あるいはその他の競技をやって自由に遊べるのができるような広場をつくってくれという要望が一番強うございます。これは各地区の懇談会をやっても一斉に出ているご要望でございます。私はまずそこからやっていくべきではないだろうか、何か四日市の目玉になるような公園を整備していくということも必要でございますけれども、それは国の補助枠というものもを考えてその年度年度にやっていけばいいというふうに思っておりますけれども、一番充実をしていかなければならないのはそういったような広場であろうということをお私に考えております。

それから、もう一つご指摘のありました動物園、あるいはフィールドアスレチックでございますが、特にフィールドアスレチックの問題については三月議会でも私ご答弁を申し上げておると思うんでございますが、これを桜財産区を利用して、そこにフィールドアスレチックの施設をセットをするということについて前向きに考えてまいりたいというふうに思っております。

その他動物園、それから第三者を入れた遊園地等については、これは今後のひとつ課題として私の方でも考えてみたいというふうに思っております。

次に、第三点防災に関しまして消防本部の建設でございますけれども、この点については後ほど助役等から補足をしておりますが、現在の消防本部のままでもいいというふうには私は思っておりませんので、機会を得ましてこの消防本部を直すことについて計画をしてみたいというふうに思っておりますが、市立病院跡地は、売却という予定をいたしておりますのでご了承いただきたいと思っております。

それから、消防力の強化でございますけれども、これは当然にしていかなければならないと思っております。人員器材ともに時代の進歩とともに強化をしていく必要があるというふうに考えておりますが、いま市原市の例をお引きになられたんですが、市原市という都市は実は人口二十万人ございます。三百六十七平方キロ、四日市市の倍の面積がございます。さらに財政的にいいますと、市原市という市は全国で三番目か、そこらに位する裕福な町でございます。とうてい市原市のまねはできないと思うんでございますが、消防力を器材、人員ともに逐次強化をしてまいりたいと思っておりますのでご了承をいただきたいと思っております。地震対策等については消防長の方からご答弁を申し上げたいと思っておりますが、東北地震が起きまして犠牲者が出ましたことは大変痛ましいことでございまして、犠牲者に対してお悔やみを申し上げたいと思っておりますし、この状況はまだ私の方で十分把握をいたしておりませんので、今後落

ちつくともにも調査員を派遣いたしましたして勉強をして参考にいたしたいと思っております。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 中消防署並びに消防本部の横の旧法務局跡の国有財産から払い下げを受けました用地等につきましては、その後大蔵当局との間の折衝はまだ進んでおりませんが、私どももいたしましたしては、ただいま市長からご答弁申し上げましたように、これから立案していこうとしておりますところの新しい総合計画の中で、中消防署並びに本部の環境整備、改善を図るとともに、消防行政全般の総合的な計画も年次的に充実をしまいたい。そして、消防力の強化というものに力を注いでいきたいというふうな考え方で、ご承知のようにただいま市政懇話会等、あるいは地区懇談会等いろいろなご意見を拝聴しているような次第でございますのでご了承賜りたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） 大規模地震に対してタンクが大丈夫なのかというご質問に対してお答えさせていただきます。

当四日市市内にはタンクが千六百二十六ございます。そこで、先般の宮城県沖大地震の直後私どもいろいろな心配をいたしまして検討をいたしておりますが、このコンビナートを中心にございますタンク群の安全対策につきましては防災法でありますとか、消防法でありますとか、高圧ガス取締法といったような法律で施設でありますとか、管理の面につきまして相当強い規制がなされております。耐震設計の問題、耐震構造の問題、さらには設備でありますとか、機械等につきまして感震計を備えつけて、一たん有事の際にはそれが自動的にとまるというような施設も備えつける

というようなことで、いろんな施設面での管理がなされております。そのほかに特にタンクにつきましては、防油堤をつくる。さらにその外側に流出油防止堤、もう一つ堤防で取り巻く、こういうような安全対策が行われております。先ほど例に出ました仙台の地震の際に油が若干こぼれて海へ流れ出たというような新聞記事が出ておりますが、一応この外側の流出油防止堤をあふれ出たと私どもこのように理解しておりましたところが、現地について聞いてみますと、いまだその設備ができてなかった。法律は五十五年十二月三十一日までに設備しなさいと、こういうことになっておるようでございます。四日市の場合新しい基準に従いまして防油堤につきましては一〇〇％、後からできました流出油防止堤につきましては約半分が完成しております。問題が残っておりますところについて個々に検討しておりますが、これも早急に完成を見るように指導を強化いたしております。

さらに内部の対策につきましても、コンビナート防災協議会ないしはその下部機関でありますところの地震対策部会というような組織をつくりまして、よりより協議をし、あるいは私どもと打ち合わせをして法律の趣旨にのっとって万全を期する、こういうような措置を講じております。ちなみに法律が決めております耐震関係の基礎になっておるものがございますが、これは関東大震災規模の地震には十分耐えられるものを基準にしておるといふふうに伺っております。さらに当四日市におきましては、その国の基準を若干強めて検査時の検査をやるとか、あるいは指導をするとかというような措置を講じておりますので、一応諸条件を無視して単に科学的にはじき出しますならば、まず大丈夫だということが申し上げられるのではないか、このように存じております。以上をもって答弁にかえさせていただきます。

○議長（山中忠一君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） たいだいまのご質問の中にございました地震対策につきましては消防長からお答えをしたところでございますが、一部補足をさせていただきます。

地震対策につきましては、国におきましても今月の七日でございますか、大規模地震対策特別措置法が成立をされております。特に東海地方を重点といたしました地域防災対策の強化を図るといような形で出てまいっておりますが、まだ詳しい法律の準則等が出てまいっておりませんが、いずれにいたしましても本市の地域防災計画の中に定められております事柄につきましても、それらに見合っって見直しをする必要が出てまいろうというふうに考えております。ただ、本年度の予算の問題等につきましてもどうかという指摘でございましたが、当面の対策といたしまして、本年度は消防の方でも計画をしております浜田地区に耐震性の防火水槽の設置、さらに可搬式の動力ポンプの配備を計画いたしております。それからさらに、無線機とか防災事務作成費用等が予算的には処置をいたしておるものでございます。地震災害におきます二次災害としての火災の防御の問題につきましては緊急課題でございますので、地域におきます隣保協調の精神をもとにいたしまして自発的な防災組織をつくり、初期消火等の初動活動を担う体制づくりを進める必要がありますので、まずモデル的に浜田地区に自主防災組織をつくり、その成果を踏まえまして密集地域を中心に本年度以降漸次組織づくりを進めてまいりたいというふうにご考えております。

なお、地震対策の基礎的な資料作成のために地盤調査によります地質図の作成、あるいは災害時の通信網の確保を図るための防災用の先ほど申し上げました無線機の増強、あるいはそれらの地区市民センターなり出張所への配備を計画いたしております。それからさらに、国等の計画を十分検討いたしましたして抜本的な見直しを考えていくというふうにご考えております。ただ、自主防災組織に対します援助のご質問があったようでございますが、このことにつきましては今後自主防災組織づくりを進めていきます中で、今後の研究課題として十分検討させていただきたいというふうにご考えております。

○議長（山中忠一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 西浦のいわゆる交通公園がなくなったと、どうしてなくなったのかというご質問でございますが、私の方からお答えいたしたいと思えます。

これは児童生徒の交通安全指導という意味合いから、昭和四十五年に文部省の補助を受けまして、西浦の公有地に交通安全教育センターを設置いたしました。これがいわゆる交通公園でございます。交差点などの各種道路であるとか、あるいは信号機、標識等を設置いたしました。また、自転車、あるいはゴーカートなどを置きまして、各学校におきましてこの交通公園を利用いたしまして実地指導に当たりまして、それなりに効果があったようでございます。また、遠足のときにはこの交通公園を利用することがしばしばあったようでございます。ところが、その後交通安全協会から、各小学校に交通安全指導用の器材が寄贈されました。各学校で交通安全の指導をすると、そういうぐあいになり、いわゆる安全教育は各学校で行うというぐあいになってまいりましたので、この交通公園は所期の目的を果たし得たという見地から、昭和四十九年度にこれを閉鎖しております。これが以上の経過でございます。

○議長（山中忠一君） 堀 新兵衛君。

〔堀 新兵衛君登壇〕

○堀 新兵衛君 明解なご答弁ありがとうございました。

排水対策の問題でございますが、いまの答弁で下水と土木と耕地はこの三千万、三億の予算だけじゃなしに、これからは十分調整してやっていくという話でございますが、結局調整区域は下水道部のめんどうは全然見てもらえない

ということになったのと違いますか、そのように聞いておるんですが、私その言いたいことは、調整区域でも一般の下水に対しては下水道のめんどろを見ていただきたいと思うのが第一でございますが、市の当局におきましてもいろいろのご意見があると思いますので、こういう意見もあったということを頭に入れていただいて、今後検討していただきたいと思えます。また、公園の問題でございますが、釣堀公園の件でございますが、一番最初につくられたのが神戸市でございます。その評判が非常によくこの間の新聞でもご存じのように、今度は横浜市で釣堀公園をつくられたと、それがまた非常に好評ということが新聞に載っております。神戸にしましても横浜にしましても港町でございます。四日市も港四日市のイメージを上げる意味でもぜひともひとつ釣堀公園を考えてやっていただきたいと要望するものでございます。

また、岩野市長のときからたびたび動物園の問題が出ておったわけでございますが、岩野市長四年間のうちには残念ながら実現しなかったわけでございますが、そのときから加藤市長は助役として横で聞いてみえたわけでございます。何も初めて聞く問題ではないと思えます。ぜひともひとつ動物園をかなえてやっていただきたいと思うわけでございます。

また、交通公園につきましては、現在愛知県の知多半田市の公園が非常にすぐれていると思えます。私も三回ほど見学に行ったわけでございますが、非常に大規模にやられておりますので、よく調査されてひとつ大規模な計画でつくっていただきたいと考える次第でございます。

また、消防本部建設は、四日市市民並びにわれわれ消防に關係するもの全員の長年の夢でございますので、市長もその点十分お取りくださって積極的に行動に移っていただきたいと、これが四日市市民二十五万人の防災の拠点になるのでございますから、よろしくお願いしたいと思います。

地震対策については、最近非常に地震が多発しております。この対策は何カ年計画というのじゃなくて、早急な対策が必要かと思われれます。

排水対策などは一度被害に遭ったところを補強していけばだんだん強化されていくが、地震だけは一度来るだけで大変な被害になるので、来るまでに一応の対策はやっておかねばならないと思えます。後で後悔のないような対策が望まれると思えます。答弁はできるものだけで結構でございます。これももちまして私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山中忠一君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまの排水対策につきまして、市長の答弁の中で漏れた分とただいまの質問に対してお答え申し上げたいと思えます。

先ほどの質問で調整地域の中の白地は土木課でやると、その場合は負担金が要らないと、農用地については耕地課で所管するものですから負担がかかるのはおかしいじゃないかというお話でございましたが、調整地域の中で土木課がやる分につきましては流域の二分の一が集落等で占められる場合がございます。この場合については負担金がかからないで土木課でやるわけでございます。それと同様のケースであれば耕地課といたしましても農用地について同様の条件で負担なしで実施していくということでございますのでご了承をお願い申し上げます。

それから、ご要望ということでございましたが、調整地域についてその中の下水道に利用している水路については下水道部でめんどう見よと、こういうお話でございましたが、今回排水対策につきましてはやはり面的に区分をいたしました関係上調整地域については建設部、あるいは産業部というふうに私は考えておるわけでございます。しかし

ながら、内容等を十分勘案いたしまして下水として利用されておるような水路については緊急順位もありませんが、逐次公費で実施していくというふうを考えておるわけでございますのでご了承をお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 本日はこの程度にとどめ、あとは明日にお願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時二分散会

昭和五十三年六月十五日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

○議事日程 第三号

昭和五十三年六月十五日(木) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

青 天 小 伊 岩 宇 小 大 加  
山 春 井 藤 田 田 川 谷 森 藤  
峯 文 道 信 久 良 四 喜 多 定  
男 雄 夫 一 雄 市 郎 正 三  
喜

○欠席議員(二名)

高 小 山 山 山 山 森 松 增 前 堀 古 福 平 長 橋  
 橋 林 本 中 路 口 島 山 川 市 田 野 川 本  
 力 喜 忠 信 安 良 英 辰 新 元 香 行 鐸 增  
 三 夫 勝 一 剛 生 吉 一 一 男 衛 一 史 信 元 藏

野 野 生 中 出 坪 田 高 高 坂 後 後 小 粉 訓 喜 川 金  
 呂 崎 川 村 井 井 中 木 井 口 藤 藤 林 川 霸 野 口 森  
 平 貞 平 信 妙 基 三 正 長 寬 博 也 洋  
 和 芳 藏 夫 博 子 介 勲 夫 次 六 次 次 茂 男 等 二 正

○出席議事説明者

市助役	市助役	市助役	市長公室	市長	総務部長	財政部長	市民部長	福祉部長	産業部長	環境部長	都市計画部長	建設部長	下水道部長	副収入役
加藤	三輪	坂倉	平井	阿南	斎藤	伊藤	矢野	岩山	谷沢	川合	美濃部	石井	奥村	栗原
寛代	喜司	哲男	清三	輝彦	久美	治郎	三郎	義弘	一文	一男	博美	三夫	仁夫	弘郎

教育委員 長 栗原 静 夫

病院事務 長 藪 田 裕

水道事業管理者 村山 了 黒川 薫

消防 長 渡辺 靖 岡本 林 三 衛

代表監査委員 吉 田 耕 吉

○出席事務局職員

事務局長	議事課長	議事係長	主事
佐木 晃 精	小坂 大 丞	板崎 大 之	金山 克 彦

○副議長（山本 勝君） おはようございます。議長交代いたしますので、よろしくお願いいたします。これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十五名であります。

本日の議事は、お手元に配布いたしました議事日程第三号のとおり、一般質問であります。

日程第一 一般質問

○副議長（山本 勝君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

この際、報告いたします。前川辰男君から、一般質問の通告を取り下げたい旨の申し出がありましたので、ご了承願います。

○副議長（山本 勝君） 粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 おはようございます。

私たちの会派も各会派の皆さん方と同じく、常に市政はどうあるべきか、市民の皆さんのために何をなすべきか等真剣になって勉強し、話し合っております。私の質問は、そのいろいろな話の中から二、三拾い出している関係で、きわめて断片的な問題でございますので、よろしくご理解いただき、ご答弁をお願いいたします。

まず、近鉄四日市駅周辺の問題について、五十二年九月議会で、私たちの会派の後藤議員が四日市の顔という質問

をいたしました。その質問の答弁からは、四日市の顔というものは具体的に示されなかったようではありますが、その後近鉄四日市駅前の広場に花時計が寄付されたり、最近案内図などが設置されました。後藤議員の質問の中に、近鉄四日市駅の乗降客も多いから、この駅頭に立ったら四日市のあらゆる活動が一目でわかるような施設を考えたらという提言もあってぼつぼつ実現されてきたものであると、善意に解釈いたしておきます。この近鉄四日市駅は、四日市のひとつの大きな顔だけにいろいろの思惑を含んだうわさが絶えず流れております。先般も後藤議員、小井議員がそのような問題を指摘されました。うわさというものは事実ではないかもわかりません。しかし、火のない所に煙は立たないということわざのあるように、うわさの流れるところは何かの問題が往々にして隠されているようでございます。私たちは、その中から二、三ただしてみたいと思っております。

その一、駅前広場にコンクリートのレンガで、一つの目印があります。ここまで百貨店が伸びてくるのだと聞いております。人のうわさでは、百貨店は昨年十一月売り場を伸ばすため、建築確認書を取ったということでありますが、間違いないのかまず伺いたします。この駅前広場の計画について、五十二年二月十八日、五十二年三月十一日の二回にわたって全協で説明がありました。車の通過道路ではいけないということで、地下道路にするという説明がありました。そのときの説明では、駅前広場は現在のままという受け取り方を私たちはしておりますが、いかがでしょうか。そして、目印のあるところまで建物が建った場合、駅前広場は花時計のあるところと、近鉄タクシーの乗り場ぐらいいで、とても駅前広場とは言えたものではありません。このあたりの説明をお伺いいたします。

これにあわせて、この駅前の交通体系は、どう考えてみましても車の体系であって、人間優先の体系とは考えられません。以前、山路議員がたびたび指摘している地点も、車優先の考えであればこそあしたことになったと思うのでございます。これも含めて、この立場から根本的に考え直すべきではないでしょうか。でき得れば、人工地盤をつ

くってでも人間優先を考えた駅前開発を計画すべきであろうと在りますが、いかがでしょうかお尋ねいたします。

さらに、近鉄四日市駅の北出口が、四月の中ごろから開通いたしました。一番街へ行くためまっすぐな道路ができ、関係者には大変便利なことだと思います。建っていた建物を移転し、三交の駐車場を買収して、これを道路にしたと聞いております。これらの経緯について、財政問題も含めてご説明をお願いいたします。

次に、出口はできましたが、一番街への入口、これも四日市のひとつの顔であります。余りにも汚い顔でありません。明るく、美しくするということが必要だと思いますが、これも先ほど申し上げました駅前開発の手法でやれないものでしょうか。また、三交ボーリング場など改装したら、この北口も相当変わるだろうし、その北側周辺の駐車場のあるところなども変わってくるだろうと思うわけでございます。さらに、この駅前広場から西へ抜ける高架下、これは自由クラブの後藤議員が昨日指摘されましたが、夜の悪の巣のような感じがいたすのでございます。この周辺について、早く処理していただきたい問題でございますが、近鉄は何を考えていられるのか、市はまたどう指導されるおつもりなのか、お伺いいたします。

その三、安島区画整理事業について。安島区画整理事業は五十二年から五十四年の間に、総工費約一億五千万で施行されるようでございますが、この区域の中に土地開発公社の土地がある以上、この事業については、駅西広場との関係もあり、市の積極的な指導が必要ではないかと思うわけでございます。市はどんな指導内容を持っておられるのか、過去から今日までの経緯をお伺いいたします。

あわせて、駅西広場が本来に人間優先の広場になるのか、自動車優先の考え方なのか、お尋ねいたします。特に駅西の計画につきましては、私の会派の岩田議員が指摘いたしましたように、いろいろな問題はあっても四日市の百年の大計から見ても、工業高校から七十メートル道路にするという計画は納得できないのでございます。

最後に、一番街について。最近の一番街は、午前中はジャスコ、サンシスーパーへ出入りする自動車で混雑し、午後になりますと、各商店街の陳列が道へはみ出し、サンシスーパーへの買い物客の自転車での通路もない混雑ぶりであります。天下の公道を私物にしたいは、通行人の迷惑であります。商店街の皆さんのお気持ちも十分わかるのでございますが、行政として通行人も納得できる方策を考える必要があるのでないでしょうか。私の会派はこんなことを考えました。道路の両側に、店から一メートルぐらいの幅で線を引いて、これまでは使用してもしようしという許可幅を示し、そしてその広さに応じて使用料をいただく、それ以上については違法として取り扱うという案であります。押し強い者だけが道路を優先するということのなきよう他にもいい案がありましたらお示しいただきたいと思っております。

次に、青少年のためにフィールドアスレチックを。この件につきましては、昨日の堀議員の質問に対しまして、市長は、桜財産区の山林へアスレチックの建設を前向きに進めていきたいとご答弁をいただきましたが、再確認の意味におきましてお尋ねいたします。

青少年の非行は、皆さんもご存じのように、深刻になっていくように感じられます。私たちの会派ではいつもこの問題を取り上げて、論議をいたしております。本市でも早くからこの問題を取り上げ、青少年課を設置して、その対策に努力されておられますものの、その実効が上がるとは容易ではありません。その実効の上からぬ理由の一つは、青少年課の対策が一つの枠に固定されたかのような感じがするところにあるのではなからうかと疑問を抱くのでございます。たとえば、当初の子供会の活動がその後新しい展開も見せぬまま動いているところに問題があるのでないでしょうか。この活動面を変えていくためには、市は施設づくり重点を置くことが大切であると、私たちは指摘したいのでございます。私たちがたびたび申し上げているフィールドアスレチックづくりもその一つであり

ます。四日市は、青少年のための施設として、水沢に野外活動センター、また近く完成する施設として、伊坂山村ダム周辺にサイクリング道路があります。中央緑地、三滝公園、霞緑地にはたくさんさんの運動施設がありますが、二十五万都市にはまだまだ足りない施設ではないでしょうか。加えて地域づくりはスポーツからと、ママさんバレー、少年ソフト、少年サッカー等々あらゆるクラブが生まれ、市とクラブの皆さん方で真剣になって施設づくりに努力されておられますが、まだ足りないようでもあります。長沢カバン店が独自でつくられた幸福村の公園には、毎日曜数千人の市民の皆さんが訪れていると言われております。この一つの事例を見ましても、四日市の施設づくりの貧弱さがよくわかりますし、市民が何を望んでいるかも推察できるのであります。私たちはいろいろな点を考えて、桜財産区の人林へこのアスレチックを設置したいと考えました。昨年一月八日、岐阜県関市のこの施設を、会派で見学いたしてまいりました。私はさらに、伊勢、阿山、赤目など財産区の委員と一緒に見学いたしました。どこのアスレチックも大繁盛で、施設費も一年で償却している様子でございました。四日市の子供会も、夏休みなどたくさんこの施設を訪れております。三月の議会で、後藤議員がこの問題に少し触れましたが、三浜小学校、笹川東小学校の校庭につくられましたし、市においても霞のオーストラリア館周辺に、五ポイントくらいのミニアスレチックもつくられました。こうした流れの中で、青少年のために一日でも早く、財産区の委員、管財課、青少年課等、関係のある課と再三話し合っていました。現在としては市長の決断を待つという状態であるのではないかと思うわけでございます。市長のご所見を再度伺いたします。

最後に、水の問題について、四日市は緑と太陽のある豊かな町づくりをキャッチフレーズにしておりますが、水のない町ほど潤いのない町はありません。四日市でも三滝川に、もっと水量豊かな水が流れておりましたら、旧市の景観も大きく変わっていたかも知れませんし、市の中心街も駅前ではなかったかも知れません。私たちの水の問題としてお尋ねいたしますのは、お金のかかる水道や三重用水ではなく、ただの水を利用できないだろうかということがあります。

その一、私たちの会派へ電話がありました。その電話の内容は、海蔵川はいつも満々と水をたたえて池のようになっているのに、市は何も考えないのかということでありました。四月十七日でありましたが、幸い堤防の桜が満開ということ、桜見物も兼ねて海蔵川を見てまいりました。近鉄鉄橋の西まで河川敷が整備されて、広い広場ができておりました。また、その下流にせきがあって、水がここでせきどめられている関係で、池のようになっているのであります。県が管理する河川ですから、市が勝手に使用できませんが、この河川敷の公園化を強く県に訴え、野球場やサイクリング道路など、青少年のための施設なり、池のようになっている川にボートなどを浮かべる等推進できないものでしょうか。いつか高木議員が、このことについてくださったのでございますが、一向に進捗していないようでございますから、再度お尋ねするわけでございます。なお、三滝川を海蔵川に切りかえるという、いわゆる分派の問題でございますが、いつになったら切りかえられるのか、この点についてもお伺いいたします。

その二、四日市にはきれいな水が豊かに流れている小川もたくさんあります。その反面、小川や用水路に水が流れないでどぶになり、衛生上悪いと、市民から強く指摘されているところもたくさんあります。きれいな川の水を、どぶになっている小川や用水路へ流す工夫はできないだろうかと思うわけでございます。この間も、四日市西高校下の矢合川に二、三匹の大きな色ごいが悠々と泳いでおりましたし、あるきれいな小川に源氏ホテルが異常に発生し、子供たちがホテル捕りにはしゃいでおりました。市内でも、こんな流れがありましたら、生活環境も景観も大きく変わるだろうと思うわけでございます。会派の伊藤議員の話であります。大矢知の一本松から松原まで朝明用水という農業用水が、八風街道に沿って流れているが、いつの間にか流れなくなったので、ことし土木課でサイホンになって

いる個所を掃除していただいたら、大変水の出がよくなり、いつもどぶになって汚ないと言われていた用水もきれいになったと、水の流れているということはいいことだと言われておられます。先般も、城東町のある奥さんが、用水路をつくっていただいたのはよいけれども、どぶになって衛生上悪いし、これから夏に向かって蚊の巣になるので困ると、こぼしておられることを聞きました。四日市市内のどの用水路も水が流れたら水路もきれいになり、市民から汚ないとの指摘もされないと思うわけでございます。この際、どこの部においても結構でございますが、すべての河川、水路に水が流れるよう、その水源の調査、排水計画の立案をしていただけないでしょうか、お尋ねいたします。

その三、四日市の追分町の史跡のある鳥居のそばに、こんこんときれいな水が出ております。これは日永の富豪、稲垣さんの別荘のふもとに、稲垣さんが掘られた掘り抜きの水を引いてきたものだ聞いております。初めは下に木のまくら木を置き、竹管にて水を送っていたそうでございますが、だんだん改良はされたものの、現在は南中学校の校庭あるいは民家の下になり、水が乏しくなっているとあります。昔ここを通る人はここで足を止め、わき出る水でのどを潤したとのこともあり、なお現在きれいなだけでなく、おいしいということでも四、五十戸の方が使用し、茶人にも重宝がられている水だそうでございます。水道局で、この水路の保存を依頼しましたら、三百万円ぐらいかかるからと言ってそのままになっているそうでございます。富洲原の水道以上に歴史のある水道ですから、何かの方法で保存を考えるべきだと思いがたがでしようか、お伺いいたします。

その四、会派で大井の川の 上流沿いにある日永終末処理場を見学しました。古い処理場から出る水は余りきれいでありませんが、新しい処理場はきれいな水になって、天白川へ流し込んでおります。いわゆる中水道と言われる水であります。こんなきれいな水を川へ流し放ししておくことは、どう思ってももったいないことでございます。先般この話を阿南公室長にいたしましたら、市でもこの水を近くの中央緑地へ引水して利用したいと考えたこともあったけれども、そのままになっているということでありました。所要経費はたくさんかかりますが、将来のためには計画を実践すべきものだと思いますが、いかがでしょうか。

申し上げるまでもなく、今日においては水はただではありません。きわめて高価なものでございます。こんなきれいな水を、川や海に放流すべきではないと思うのでございます。私は思いつきにすぎないことを申し上げましたが、この発想をもとにして、水の流れる四日市を考えていただきたいと思います。一つの事例を述べたものでございます。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

○副議長（山本 勝君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君） 登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

まず第一点の、近鉄四日市駅周辺の整備の問題でございますが、ご質問がきわめて具体的にございますので、具体的な事項については、それぞれ担当部長の方からお答えをさせていただきます。

全般的に申せば、やはり近鉄四日市駅というものは、四日市の入口、出口でございますので、できるだけ整備をしていくのが必要であるということは言うまでもないかと思えます。特に、その整備に当たっての考え方でございますが、やはりこの人の流れというものをスムーズに流すということが必要ではないかと思っております。今日この問題につきまして警察、市双方で、根本的に一遍見直そうということで、四月以降双方の研究課題として、いろいろと検討をしておる最中でございますので、その研究結果を待って、広場の交通体系等について対処をしてみたいというふうな思っておるのでございます。

西側の安島の整備についても、同じことではないかというふうな考えております。ただこの場合には、権利者の方

方が関係をいたしておりますので、権利者の方々の話を、コンセンサスを得るということが、何よりも大切なことになってるわけです。そのための折衝は粘り強く行っていききたいというふうに思っております。

一番街の今日の混雑、特に道路上に商品を出すということ、あるいは自転車の放置の状態というものにつきまして、昨日も自転車の問題でお答えをいたしたわけでございますけれども、なかなかこの利用者の方々の考え方というものが大変、われわれから見ますと、公衆道徳を守らないというような傾向がございますので、そういった面についてももっとPRをしていく必要があるのではないだろうかと思っております。

それから、商品陳列につきましても、たびたび商店街の方に注意をいたしておりますが、注意をした直後はよくなるんですが、持続性がないというような現実でございまして、関係機関ともよく相談をいたしまして、対策を今後講じてまいりたいというふうに思っております。

それから、フィールドアスレチックでございますけれども、これは昨日お答えをいたしましたとおりでございますが、財産区の運用ということは、せっかくの財産でございますから、きわめて大切なことでございます。このまま放置をして、じんぜん日を延ばしておるといことは申しわけないというふうに考えておりました、活用の方途を何とか見出してまいりたいというふうに思っております。その一環といたしまして、青少年の健全育成のための施設として、フィールドアスレチックをあの地域の一面にセットをするということは、きわめて有効な活用方法ではないだろうか、これをやるための方策を種々検討いたしております、いま一番いいと思われる方法は、財団組織によって運営をする方法がいいというふうにも聞いておりますので、今後その方向で問題点を煮詰めまして、いずれ議会、財産区管理委員の皆さん方にご相談を申し上げてまいりたいということで、慎重に検討を重ねておる段階でございます。

それから、水の問題について、幾つかご指摘をいただきました。確かに四日市に流れております河川の状況、必ずしもきれいではございません。小さな小川に至るまで、どうもいろいろの物がその中に捨てられておるといような状況でございます。したがって、私はやはり、この地域社会づくりというものを進める中で、その地域の方々に、その地区に流れる小川をどうすればきれいにするかということが、ご相談を申し上げてまいりたいと思っております。すべてを行政が行うということでは、とうていこの問題は実行不可能でございましてやはり地域の方々とのご協力を得ながら川をきれいにしていくということについて、努力をしてみたいと思っております。

なお、稲垣別荘の堀抜井戸の問題については、一度研究をさせていただきたいと思っております。

それから、この日永終末処理場の問題についても、大変重要な水資源でございますので、現在ではパーデイ千五百立米ぐらいは処理場自体で雑水用水、洗水等に使っておるようでございますが、それだけですべてというわけではございませんし、きれいな水でございますので、水質面の検討あるいはランニングコストの検討等々研究を重ねて、できるだけ将来において活用のできるような努力をしてみたいと思っております。

私からご答弁漏れましたことにつきましては、それぞれ関係の部長の方からご答弁を申し上げますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○副議長（山本 勝君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（美濃部博美君）登壇〕

○都市計画部長（美濃部博美君） 先ほどのご質問のうち、駅東広場の近鉄拡大の問題から、その次には北口の建設の財政と、今後の整備の考え方はまた近鉄と市の考え方は安島地区の経過、人間優先の広場かどうかと

いう、こういうふうな内容であったと記憶しておりますが、よろしいですか。

概要を申し上げたいと思いますが、第一点の近鉄百貨店の建築確認につきましては、五十二年一月十二日に出されております。これは五階建てで、延べ二万九千六百八十三平方メートルであります。現在その一部が建築をなされておりました。営業いたしております。したがって、ご指摘の通常私どもが駅を出ましたあの広場のところに、白いレンガで点々があるというふうなご指摘がございましたが、これまでは確認の区域でございます。この点につきまして、従来からいろいろのお話があったようですが、私が着任以来、四月の中旬と記憶しております。もし記憶が間違っておればお許しを得たいと思いますが、北出口の問題で見えになりました際に、この問題が非公式に私に話ございました。その時点で、私も初めてのことでありましたし、また一遍現地も確認させていただいた上でということであったんですが、原則的に、現在の社会情勢を十分認識していただきたいということを申し上げたわけであります。すでに確認がおろされておりますので、自由に建築はできる法的な状態でございますが、しかし法律がそうであっても、現在の社会情勢というものを認識していただきたい、これが大企業が現在示す常識であるということ、強く申し入れておきました。先方も十分その点につきましては理解をいたしておる様子でございます。よくわかりましたという回答でございます。今後につきましては、近辺の商店街の方々、いろいろとそういう点をご協議なさって、円満に処理をするように、決して勇み足をしたり急ぐ必要はございませんよということも念を押しております。われわれといたしましては、法律は別にいたしまして、やはり現在の社会情勢というものを十分しんしゃくして、そういう両者、すなわちその近辺の方々あるいは近鉄さんのお考えが明確になるまではですね、自粛していただきたいというのが、現状も将来も変わらない私の指導方針でございます。その後は、そのことを非常に理解されたと私は記憶しております。いまだにこの残された確認の中の拡大については、お話が来ておりません。したがって、私は十分検討されているものと信じております。なお、将来駅東の広場でございますが、これは現状は三千六百平方メートルありまして、北側が千五百平方メートルとなっております。この千五百平方メートルと申し上げますのは、いまご質問なされた場所を除いての広さでございます。最終的にもいろいろとお話し合いが煮詰まって、ご了解の上建築が拡大されるとしましても、千五百平方メートルは残るということであります。以上が近鉄百貨店拡大の問題でございます。

次に、交通体系でございますが、あの近辺につきましては、非常に交差が設計上、形態がいろいろなっております。先ほど市長申されましたように、各関係の方々との協議をされる非常にむずかしい場所でございますが、先般来申し上げておりますように、立体交差の下がアンダーパスという形で、通過車両を全部それに入れます。その後は高架下を含めまして、現代のいわゆる広場というものの境に、原則的には通過車両がシャットアウトされます。したがって、人間優先という一般の話としては、私は適用するのではないかと思えます。人々はそれを限りとして、自由に北から南へ渡れるというふうを考えております。したがって、その他の交通体系につきましては、アンダーパスの実施以後その実態を見た上でさらに検討する必要があるれば、その場で具体的に検討されるべきものではないかと考えております。いましばらくその辺まで、ご事情を待っていただきたいと思えます。

次に、北口の問題でございますが、これは昨日の後藤議員のご質問に對しお答えしたような状態でございますが、これらは工事費といたしまして、二億六千八十万円をかけております。このうち財源といたしましては、近鉄からの寄付金が一億二千三百万円と、土地百六十五・二九平方メートル、これは金額に換算いたしますと、約千五百万円となるようございます。それからさらに、街道敷の売払収入が一億六十万円、それから、三重交通から土地四百九十九・〇八平方メートルの寄付を受けております。これらをもとにして完成されたものであります。将来の整備状況と申しま

すのは、西と東とございますが、西側につきましては、安島土地区画整理事業の進展に合わせて、あるいはまた駅前広場の工事にあわせて整備されるものと考えております。いわば北口ができてから、特にグラウンド劇場付近、これが従来は背中のような感じであったんですけれども、駅ができたことで背中が表になったというような、一般論的に見受けられます。しかし、これはあくまでも民間方々のご理解あるいは資本でもございますので、その辺を十分おきまえて皆さん方にアピールしながら、今後そういう問題を詰めていきたいと考えております。

それから、安島土地区画整理事業につきましては、駅西広場計画を進めるに当たりまして、実施することになったものであります。もともと同地域は、戦災復興の土地区画整理事業で行われておいた場所でございます。この上にさらにですね、一般の土地区画整理事業の網をかぶせるということは、法的に許されません。したがって、いろいろと協議を重ね同意を得ておいたのであります。昭和五十一年一月二十一日になりまして、先ほど申し上げました戦災復興土地区画整理事業の換地処分公告がなされたわけでありまして、したがって、五十二年十月三日に組合設立の認可を得たわけでありまして、したがって、現在といたしましては、組合施行という形でありまして、技術指導ということを市が行っているわけでありまして、地域の面積は〇・八四ヘクタールでありまして、支障物件は十二戸であります。目下その移転の交渉に協力をしている段階でございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○副議長（山本 勝君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） 三滝川を海蔵川へ切りかえる時期はいつかというご質問に、お答えさせていただきます。

この三滝川の一部を海蔵川へ切りかえるということにつきましては、関係地域の皆様非常に強い関心をお持ちのことと存じますので、この切りかえ工事に先立ちまして、まず地域の皆様のご理解、ご協力をいただくために、昭和五十四年ごろから説明会に入りたいと、県よりお聞きしておりますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。以上です。

○副議長（山本 勝君） 粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 どうもありがとうございます。

第一問の質問でございますが、近鉄四日市駅周辺には、申し上げましたように、いろいろな思惑を含んだいろいろの問題がまだたくさんあるように思われております。私たちは目についた二、三の問題についてお尋ねいたしましたのでございますが、とにかく四日市の大きな顔の所でございます。百年の大計を誤らないよう、できるだけ早く問題は解決して、想像や思惑の流れないよう努力してほしいということを要望いたしておきます。

第二点の水の問題は、断片的な、いろいろな問題を並べましたが、要するにどんなに水路をつくっても、水が流れていなければどぶになって汚ないという市民の指摘があります。しかし、市内には至るところにきれいな、そして豊富な水が流れております。この水をどぶと言われるところへ始終流すための工夫と検討をしてほしいと申し上げました。名古屋市でも汚なくなった堀川へ、岐阜の下水処理水いわゆる中水道でございますが、これを引っ張ってこられないだろうかという工夫しているようでございます。十分検討されることをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（山本 勝君） 暫時、休憩いたします。

午前十時四十七分休憩

午前十一時一分再開

○副議長（山本 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず第一点の、地区市民センターについてお尋ねいたします。本年より試行的に設置されました地区市民センターは、住民の自主的な地域社会づくりを目指し、活発な地域活動を醸成するとともに、住民の生活文化の向上と、福祉増進に寄与するためを目的として設置されたものであると要領に書かれています。センターの必要性については、行財政調査会、地域問題調査会の両答申に高らかに述べられていることでありますから、ここであえて役割、施設設備等について言及するまでもありません。地域問題調査会の答申の中で、地区市民センターの運営の項に、次のように述べられております。地区市民センターは、行政が住民の中へ積極的に参加し、地域振興、地域社会教育、窓口のそれぞれの事務の連携によって、地域社会への積極的接点機能を果たすものであるから、原則的に行政が主体となって管理運営に当たるのが適当であろう、もちろん地域住民の参画のもとに、地域に合ったセンターの運営、センターづくりが施行されるものであるが、行政主体の責務として、特に次のことに留意する必要があるかと述べられ、以下項目別に管理運営体制、職員運営委員会の設置、施設の利用について掲げられているわけであります。また、三月二十八日に、四日市市告示第二十七号として、四日市市地区市民センター要綱が出されております。以上のような地区センターの使用と、小山田、三重、河原田、下野の四センターの現状をかんがみ、質問させていただきます。

第一には、センター構想は市民部地域振興課だけの業務ではないということであります。要綱の機能の項に掲げられているように、地域的課題に即した地域行政の拠点とならなければなりません。また、地区内の公共施設等の活用を総合的に計画、調整をする場となり、地域社会教育の振興を促進する場とならなければなりません。また、防災対策の拠点ともなされなければならないわけでありますから、センター運営に当たって各部署それぞれの見直しが必要で、また、各部署間の調整協議がなされて当然であります。それにもかかわらず、どうも前述したように、所轄任せの感がしてなりません。そういった意味で、全職員が一丸となって取り組まなければ、実際の市民センターとしての運営がうまくいくかどうか疑問が出てまいります。市長はこの点についての所見をいかにお持ちでありましょうか。たとえば、消防長にお尋ねいたしますが、各区域内におけるひとり暮らしの老人の居宅についての調査表等を、データとしてお持ちでしょうか。いままでの防災、防火よりきめ細かな地域性が要求されるわけであると思うのですが、この点いかにお考えでしょうか。

いまこうして申し上げました要綱にいたしましたし、縦割り行政の延長線上に乗った羅列の感がしてならないのですが、この点はいかがでありましょうか。また、住民参加を求め、広聴を進められようとしているわけですが、住民が自分たちの要求を真に実現しようとするれば、市の実情、地域の実情を知って、その問題点の解決にまで取り組んでもらわなければなりません。各町ごと、自治会ごと、出張所ごと等の地域ミニマムでの統計資料はどこまで整備されているのかお尋ねし、また、今後どのように整備していく予定かお尋ねいたしたいと思います。

次に、まだまだ全市的になされている感がするのですが、市民の皆さんや自治会長さんが、出張所を通さず直訴といたしますか、本庁の担当者へ依頼されたり、情報を苦情を持ち込んだりしているのが現実であります。また、市長の方へ直接電話をされるという形態もあるわけでございます。たとえば十一日に、暁台団地の汚物や雑排水の処理をす

る汚水処理場から大量の汚泥が付近の川へ流れ込んだ件についても、かなりの時間がたってから当該の出張所長が知ったということがあります。いまま少し出張所との連絡調整をスムーズに進めるべきだと思われれますが、いかがでございますでしょうか。連絡を受けた部署からなぜ出張所へ、また出張所長へ連絡がなされなかったのかが問題なのであります。結局、行政情報が一番集まってくる先端にある出張所でございますから、そういった意味におきましても、処理方法についても常に連絡調整を図っていただきたいというのが私の考え方でございます。

次に、今後のセンターの館長として望ましいと考えられる社会教育主事の養成と、新採用についてどのようなお考えであるかお尋ねするとともに、出張所長になると、どうも本庁の課長に比して左遷されたと言いか、劣等感を持っているような気がしてなりません。彼らのモラルの向上のためにも表彰等、何らかの方向を打ち出されてみてはいかがでしょうかと思いますが、どうでしょうか。他の職場においても、なかなか市長の目にとまらず、日々勤められておられるような職員、そういった方もたくさんおられるようでございますし、先だって私どもが視察させていただきました官妻峡の堤さんあたりは一生懸命やっているような気がしてならないわけでもあります。いろいろ質問申し上げ、お尋ねいたしました。市民にとっても、職員にとってもまだまだ市民センターとは何ぞやといった感がある時期でありますから、そういったものを整理する意味において、できるだけ詳しいご答弁をよろしくお願いいたします。

次に、二番目に通告いたしました工事請負契約における共同企業体方式について、質問させていただきます。

共同企業体すなわちジョイントベンチャーは、一九三〇年初めてアメリカのフーバーダムが建設されるに際して行われて以来、種々の変遷を遂げつつ発展し、今日では土木といわず、建築といわずにとんとすべての巨大なまたは急速に施行を要する工事は、これによっているようであります。一口で言えば、営利を目的として単一の事業を共同し

て行うための二人以上のものの団体であり、共存共栄を主導理念としているものであります。このジョイントベンチャーをわが国が初めて導入したのは、昭和二十五年沖繩における米国軍施設工事の入札の際であり、建設省は、昭和二十六年九月、都道府県知事あてに融資力の増大、危険分散、技術の拡充強化、経験の増大、施行の確実性等、この制度の利点を述べて、普及について通達をしたわけでありました。そして、昭和二十七年には有効適切な実施を図るため、その実施要領及び標準企業協定書を作成し、普及を図ったのであります。このようにジョイントベンチャーは、建設省の指導のもとに自主的な発展をたどってきたのであります。建設工事量の増大、工事の大型化の傾向に伴い、業者の施行能力の増強を必要とするに至り、他方大業者と中小業者の格差がますます著しくなったため、建設省は昭和三十一年十一月二十七日付で、中小企業者の共同請負実施要領、共同企業体の資格審査要領等を明定したのであります。その中には、工事規模、工期及び発注の時期の適正化、中小建設業者の施行能力の増大化、さらには中小建設業の振興の点から、単なる共同請負から共同組合へ、さらに共同企業合同へと配慮すべく例記されているのであります。以後四十一年、五十年にも通達が出されているようであります。以上、ジョイントベンチャーの沿革等について述べさせていただいたわけですが、質問の第一として、今回中学校として初めて、二中学校において共同企業体方式がとられているわけですが、そのねらいは何であり、何を共同するかにについてお尋ねいたします。建設省が四十一年に出された通達の中で、単一企業の単なる受注機会の増大を図るためのものには指名しないといった点について触れないかどうかお尋ねしたいと思います。また、日本土木工業協会のアンケートに見られるように、工事効果について施行能力は増大されなかったという点に九六％、円滑、適正な施行に不安があった八九％、工費がかさんで採算が不利八七％、責任が不明確七八％の結果が出ています。これらの点についてどう思われるのでしょうか。また、それらの原因を調べてみるのに、現場のベストメンバーの構成ができない、チームワ

1ノがとれない、現場員が未経験である、意思決定が複雑化するおそれがあるなど挙げられていますが、いかがでしょうか。結局、共同企業体方式は、今後大企業に対して、また大建設業者、中堅建設業者に対して中小企業が伸びていくためにとられて非常にいい方式であるわけなんです。そういった意味で初めてとられ、これから非常にうまく運営していくためにも、一度そういう点についてお尋ねしたいと思います。

これによりまして、第一回の質問を終わらせていただきます。

○副議長（山本 勝君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君） 登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えいたします。

まず、地区市民センターでございますけれども、これは地域社会づくりを進めてまいる上での、一つの地区の人たちがそこへ寄り集まり、みずからの地域をよくするためのいろいろな方策を検討し、実施をしていくための場所でございます。したがって、具体的には従来の出張所の機能と、公民館の機能とを合わせたというふうに考えがちでございます。しかし、実際は私は、そういう性格に考えるべきではないだろうというふうに思っております。やはりこの地域社会をよくしていくための一つの中心にこれがならなければいけないと、そのためには現在の市の縦割りの行政で物を考えておったのでは、その成果を期待することがやっぱり無理であるというふうに、私は考えております。まあ各部署間の調整ということでございますが、むしろ各部署がそれぞれこの地域社会というものをつくっていく上において、この市民センターを中心に盛り上げていくという方向で考えなければ、所期の目的を達成することが大変むずかしいと思います。したがって、実際は各出張所長等も大変ご心配になっておられます。したがって、できるだけ安心をしていただくために、私自身出張所長にお集まりをいただいて、こういうものだという話もし、あるいは

は各部長会議で何遍もその話をいたしておりますけれども、長い間培われてきました縦割り行政というものの習慣からなかなか一挙に抜け出すことはできないというような面を、私自身も非常に感じております。したがって、折あるごとにそういう話をしておるわけでございますが、まだまだ試行錯誤の段階にあるということは、否めない事実だろうというふうに思っております。いみじくも指摘をいただいたわけでございますけれども、やはり私のところへ最近では、余り直接単位自治会長さんから自分の町をこうしよ、ああしよというご指摘をこうむることは少なくなっておりますが、すべて出張所を通して、出張所の所長がすべてを承知しておられるかどうかということについては、私もそう自信があるわけではございません。しかし、せっかくこういう方向でやろうということを一たん決めてスタートをしたことでございますから、それにふさわしい市民センターづくりにも今後努力をしてみたいと思っております。また、必要な社会教育主事等の選任についても配慮をしていくつもりでございますので、ご理解とご指導をお願いしたいと思います。

それから、工事請負契約でございますけれども、ジョイントベンチャー方式というのは、ご指摘のありましたようなデメリットがかなりあるということは、私も承知をいたしております。したがって、ジョイントベンチャー方式を採用するには、相当勇氣が必要であったわけでございますけれども、今日の社会経済情勢、さらに特殊な専門工法を採用しなければならぬような工事がずいぶんふえてまいりました。建設公害の問題、あるいは将来に当たった建物の維持管理の問題等につきまして、特殊な工法を採用するというケースが非常にふえてまいりました。そういった工法を安心して任せるといふことになりまして、勢い専門業者ばかりになってしまふ、やはり地元の業者の方々の育成ということもこの際考えなければいけないのではないだろうか、したがって、多少のデメリットがあっても、何とかそれをカバーをして、ジョイントベンチャー方式を採用していく方が将来のためによろしいというふうに考え

たのでございまして、このジョイントベンチャー方式の詳しい問題等につきましては、請負工事の主管部の方からお答えを申し上げたいと思っておりますが、原則的には、ただ単に今日の不況ということを踏まえて、企業の受注機会をふやすということだけで考えているわけではございませんで、先ほど申しましたようなことを考えて、調査、研究をし、採用をしておるといふ実情でございしますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（山本 勝君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君） 登壇〕

○消防長（渡辺靖三君）

ただいまひとり暮らしの老人、特に災害の発生時に弱い立場に立つひとり暮らしのお年寄りの方について、消防はよく実態を把握しておるか、こういうご質問でございました。

お説のとおりでございます。私ども常に関心を十分に払って、そういう場合にわれわれ行政の手をいち早く差し伸べる、こういう必要上、そういった実態を十分に把握しておく、私ただいま川口議員の質問に、胸を突かれたような気持ちでございます。ご案内のとおり不敏なものでございまして、消防本部としてはそういった資料を十分にそろえて準備はいたしておると思っておりますが、私の不勉強と不準備から、ただいまここに手持ちいたしておりますので、後ほど取り寄せまして、早速報告させていただきますと思いますので、ご了承をいただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○副議長（山本 勝君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君） 登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） 工事請負に關します共同企業体の問題について、市長からお答えをいたしておりますが、

一部補足をさせていただきます。共同企業体の経緯なりあるいは長所、短所等については、大変詳しくご研究をいたしておりますので、そのとおりでございます。私どもも共同企業体方式を採用いたしますに当たりまして、一昨年来、請負工事の關係の指名審査会のメンバーの中で、専門会を設置いたしました。共同企業体の採用に關しますいろいろな問題を調査、研究をいたしてまいりまして、その中では、いまご指摘のございました長所なり、あるいは短所、さらにはいわゆる大手と地元の關係者との共同企業体なり、あるいは専門的な問題の共同企業体なり、あるいは地元業者との共同企業体なりをそれぞれやる場合の利害、得失あるいは発注者側の問題、それから業者側の問題等々について、十分研究をいたしましたわけでございますが、昨年、五十二年度で採用いたしましたのは、病院の關係の工事が四件ございます。それから、下水の管渠の布設工事が十件、推進工法でございますがございまして、長短いろいろあるわけでございますが、いま提案を申し上げております羽津、朝明の中学校の工事ににつきまして、今回採用をいたしましたわけでございますが、比較的工事が大型、大規模でもございますし、工期が大変短うございます。そういう關係で、地元業界単独では大変受注可能な業界が少ないというようなこともありまして、指名競争という立場から、地元の共同企業体方式をとることがいいんではなからうかということ、採用をいたしたわけでございます。なおその際には、分離発注方式等につきましても、十分検討をいたしてみただけでございますけれども、建設上の現場のふくそう等問題もございまして、それぞれに業界で相互に提携できる相手方を求めるような形で選ばせております企業体方式を適したものだといふふうに判断をいたしました。入札をいたしたわけでございます。個々の問題につきましても、管理、監督すべての問題につきまして、いろいろな問題がございしますが、十分心いたして、時により、場所により必要なものにつきましては、共同企業体に適合した工事を選んで、施行をさせていきたいというふうにご考慮しております。

○副議長（山本 勝君） 市民部長。

〔市民部長（矢田三郎君）登壇〕

○市民部長（矢田三郎君） 地域社会づくりの問題、特に地区市民センターの運営等につきまして、ご質問があったわけでございますが、特にこの現在の縦割り行政の弊害といえますか、それについてもご指摘があったわけでございますけれども、すでに国の方におきましても、各省庁での行政施策のうちに、特に地域住民との生活圏の整備といえますか、そういうものとして核になるいわゆるコミュニティー関係施設の事業が、数年前から取り上げられておるわけでございます。特に厚生省関係では、この地域福祉施設の体系的な整備ということが言われておりますし、文部省でもこの社会教育審議会で、この急激な社会構造上の変化に対応する社会教育のあり方ということも、答申等で指摘をされております。また、農林省等につきましては、ご承知の構造改善事業等でですね、地域のこの農政のあり方ということが指摘をされておるわけです。こうしたこの国の各省の施策に、市がどう対応していくかということが、今日この横の連携において、それぞれの縦割り行政で受けるというんじゃないかと、地域に根差したそうした横の連携が政策の上で展開をされる必要があるんじゃないかということも、実は考えておるわけでございます。市民部も発足しましてから、昨年の七月でございますし、年数もまだわずかでございますが、残念ながらわれわれとしましては、この各省庁の地域施策についての情報といえますか知識といえますか、そういうものが必ずしも十分把握をいたしておりません。したがって、この地域社会づくりを担当する市民部としましては、各部課のそうした地域に根差した政策に対する実態の把握といえますか、方針というものを、まずわれわれの段階で十分つかむ必要があるかと、このように実は考えておるわけでございます。いわゆるコミュニティーづくりの中で、特に、この地区環境整備事業というのがきわめて大きな役割を負っておるわけですが、この地区環境整備事業をこの地域で実施をしていく上においては、

今日のような縦割り行政ではどうしてもなじみにくい実態があるわけでございます。したがって、先ほど来ご指摘のいわゆる縦割り行政の弊害というものを、まず排除をしていく必要があると思えます。なお、特に出張所においては、この縦割り行政を地域で横でつなげるという努力が、各市民センターあるいは出張所では重要だと思っております。そういう意味から、本庁から出張所に対する情報提供はもちろんのこと、地域の住民の方々も、行政に対するご要望については出張所を通じてやっていたかどうかということが、いわゆる出張所の、あるいは地区市民センターのこの横につなげる努力ということが、実施的にそういう働きができるんじゃないかということを実は考えておりました。今後もういう努力をしていきたいと、このように考えております。なお、今後のこの地域社会づくりの情報提供の問題ですが、これも、市長公室の方と私どもの方と連携をいたしまして、地域問題会議というものを担当者においてもつことにいたしております。その中で、特に各地域の人口等構造推計について、コンピューター等で情報提供をとりまとめ、各地区市民センターあるいは出張所にそれを提供する、あるいは地域の状況把握として、地域診断資料等、これもその中に入るわけですが、そうしたカルテの作成ということも今後市民部として大きな役割があると思えますし、特に地域施策のサービスの整備目標という、そういう水準をですね、設定することも今後のひとつの課題だろうと思えますので、こうしたことを含めまして、地域問題会議というものを設けまして、今後取り組んでいきたいと、このように考えておりますので、ご了承を賜りたいと思えます。

以上でございます。

○副議長（山本 勝君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 どうもご答弁ありがとうございます。

結局、市民センターにいたしましたとしても、二番目のジョイントベンチャーにいたしましたとしても、受益を受ける方は市民であります。そういう意味で、市の方が、市民部がしっかりして、いまの市民部なり地域振興課が窓口になって地区市民センターをやってこうということはよくわかるんですが、いま申しましたように、各部署、各課がどのようになつてその市民センターをつくった意味を認識を持って進んでいくかというところが問題だろうと思ひますし、二番目の項目にいたしましたも、共同企業体方式を調達なり、いわゆる総務の方でとられた、しかし受益を受けていくのに当たって、たとえば先般できました八郷西と三重北ですか、ああいったところで土地造成と建築分離してのりで、ああいうことでさえも開校にぎりぎりには間に合わないというふうな状態でありますから、少々総務部長の方で管理、監督を厳しくして何とかやっていたいということではありますが、やはり現場の方でそういう管理、監督を厳しくやっていたいただくようなシステムが何とかできないか、それから市民センターにいたしましたも、そういう指導をしていくためのひとつのプロジェクトというのをしっかり踏まえてですね、浸透させていくような方向に持っていないだろうかというところから、両方にわたりまして総なめて横にわたった問題になりますので、再度市長に少々お答えいただきまして、終わりたいと思ひます。

○副議長（山本 勝君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、横の連携が一番の問題だろうというふうに思っておりますが、試行段階でもございますので、ずいぶんいろいろな欠陥がありますだろうというふうに思ひますが、市民部がその連絡調整ということについて気を使うだけでなしに、各部に十分よく研究をしてもらつて、スムーズな連絡調整ができるように努力をしてまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○副議長（山本 勝君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時三十六分休憩

午後一時一分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 通告に従つて、質問させていただきます。

まず一点目に、土地購入についてなんですが、これは保々の朝明川のふもとで河川区域なんです、ちょうどいまから十年ほど前に、ピッチをそこでたいておいた土地で、その後稲が枯れたりなんかしている地元で問題が起きた所なんです、それをそのピッチをやめて、そこをそのままピッチを埋め込んでしまつて、名古屋の方へ売却したということを書いておいたわけなんです、それが年々夏になると暑さで噴き上がつて、いまちょうど朝明川へ流れようとしておるわけです。そういう中で、これが農繁期になると、すぐ東に井溝があつて、その井溝をとめるとまるきりピッチが水につかってくるというところで、もちろんたんぼの方にも影響するだろうし、下では飲料水が取られておるといふことで、非常に地元としてもこれをどうしたらいいかというふうな問題も出ておる土地なんです、それを聞くとところによると、今年度市が買収したということを書いておいたわけなんです、一体これを買収した目的、市とし

ては何を目的でこれを買収されたのか、それともその土地がいろいろの問題があったということはお聞きしておるわけなんです、どういう問題があったのか、その辺をまずお聞かせ願いたいと思います。

なお二点目について、保々に市民会館建設されなければなりません、聞くところによると、職員が配置されないと。建物だけ建てて、職員が配置されないというのは、やはり名前だけ市民会館として建てておけばいいというような考え方で市民会館を建てられたのかどうか、その辺も重ねてお聞きしたいと思えますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

小牧町におきますご指摘のありました土地でございますが、これは昭和五十一年十一月に、自治会長からこの用地を購入して児童の遊園地に充ててほしいというご要望がございました。なかなかこの用地の、児童が遊ぶ広場というものの確保は、ご承知のようにこの地域でも要望をされておりますが、実際問題として用地の確保が困難であるというようなことがございますが、幸いこういふ地元からのご要望があったので、そこをひとつ遊園地にしようという事で購入をいたしましたのでございます。五十二年度の同和对策事業として実施をするという意味から、五十三年一月に県の補助を受けまして、同和对策事業の一環として二千二百平米を買収いたしましたのでございます。ビッチは、これは処理をして弊害のないようにしなければならぬというふうに思いますので、処理方法についていま関係部課の方で協議しておる段階でございます。なお、当面その用地の管理につきまして、付近にご迷惑のかわからないよう留意をしまいたいというふうに考えておる次第でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、なお具体的な方法等の問題につきましては、それぞれ担当の部課からご答弁を申し上げます。

が、いま坂口議員のご質問の第二点は、地区市民センターの問題ではなからうかというふうな理解をさせていただきます。館長のもとに、社会教育を担当する専門職員一名を配置いたしますとともに、社会教育の指導員を定期的に派遣して、その業務を促進しておるのでございますけれども、この保々の市民センターにつきましては、現実に建物ができたというだけで、出張所の機能と公民館の機能が必ずしも一体化されておりません。したがって、ご指摘のあったような問題があるかと思えますが、公民館の今日の実態というものが非常に中途半端になっておるわけでございます、これを一度整理した上で地区市民センターとしての機能が發揮できるよう、今後努力をしまいたいというふうな考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、具体的なことについては、関係部の方から補足をさせていただきます。

○議長（山中忠一君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 土地の問題でございますが、先ほど市長から説明がございましたとおりでございますが、具体的なこれからの処理の方法につきまして、現在関係部課で検討いたしております、調査委託を現在計画しております、さらにボーリングの段階に入ると、そういう段階に入っておりますので、ひとつご承知いただきたいと思えます。以上です。

○議長（山中忠一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 市長が申し上げました答弁を補足して申し上げます。

保々の公民館の職員の問題でございますが、これにつきましては、現在といたしましては、北部公民館から定期的

職員を保々公民館の方へ派遣すると、こういうふうにいたしております。考え方をいたしましたしましては、四地区の市民センターを除きました他の地区につきましては、社会教育というのは、これは各地区へ出かけて、足でかせいで社会教育をするのが、これが最も肝要なことでございますので、現在の人員配置から考えまして、それぞれ各地区の公民館あるいは出張所へ各拠点公民館から職員が、毎日とは言えないわけでございますが、定期的に出かけるような考え方で現在積極的に検討をいたしておる段階でございます。なお保々公民館につきましては、先ほどご説明申し上げます。たっておりでございます。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 ビッチの問題なんですけれども、同和对策事業の一環で買われたということをお聞かせ願ったわけなんです。あそこを地元からの要求で、遊園地という地元からの要求があったということなんです。ご存じのように、村から二百メートルも三百メートルも離れ、しかも川の橋を渡り、それから下へ下がってああした危険な場所を遊園地にやるということが、根本的に市の考え方が、やはり同和对策に対しての考え方が間違っているのじゃないかということなんです。それと同時に、ビッチが一体何トン、何十トン入っておるんだというような調査もなく、聞くところによると坪二万円を買われたということも聞いておるわけなんです。あそここの個所で、いま現在坪二万円という相場がしておるものかどうかということなんです。それとあのビッチをどけるについては、恐らく一千万以上の金はかからなきゃどけることはできないだろうと、それと土地の購入を踏まえた場合に、もっと子供たちが本当に安心して行ける遊園地が、もっと上の地区の中で買えるのと違うかということなんです。ああした河川の所で、遊園地だということでも地元からの要求があったと、地元の一部の自治会長の要求かもしれないけれども、やはり

市が本当に対策事業として打ち込んでいただければ、もっと地域を見回した上でやはり対策事業として取り組んでいただきたい。同和对策事業だからどこを買っても構わないというような考え方、ましてああいふ問題のある土地を購入して、それを遊園地にするんだと、ああしたところで遊園地として本当に子供たちが安心して親が遊園地へやることのできるでしょうか。その辺も考えて、あえて私は地区のことです。あまり突っ込みませんが、こういう問題をやっていたら前に、地域の事情も十分調査し、同和对策として取り組むならば、やはりこうしたことによって開放していけるんだというような基本線を立てて購入していただきたい。ただ地元からの要求があったということで、これから先相当の金額がかかると思うんです。私は市の財政が苦しいんだとは思っておったわけなんです。そういう点から見ると、市の財政も豊かじゃないうような気が私自身がするわけなんです。今後私どもも相当の要求もあるので、この辺でとどめて、その豊かさでひとつ四日市市民のためにやっていただきたい点がありますので、これはまた後ほど要求したいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

なお、公民館の職員ですが、教育長から北部の方から派遣をするということなんです。いままでも保々と言えは北部ということで、富田に公民館があって、非常に離れたところで、やはり公民館行事に加わることができなかった。しかし保々にひとつ公民館をつくっていただいて、地元としても非常に喜んでおったわけなんです。そこから出張してやってくるんだというような考え方でみえるわけなんです。北部にしても、職員がふえたわけでもなさそうなんです。今後十分に考えていただくということです。ひとつ十分に考えていただいて、地域の方が本当に利用できる公民館にしていきたいと思います。よろしくお願ひして終わりたいと思います。

○議長（山中忠一君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 通告の順に質問させていただきます。

まず、電波障害についてお尋ねをいたします。

今日かって体験をしたことのない都市化社会の中で、幾つかの矛盾に直面をしておるわけでございます。その矛盾は、より快適な市民生活を営むためにも解決しなければなりません。いわば新しい秩序をつくっていくということでもあるのではないかと思います。こういうふうな観点から、この電波障害の問題を取り上げてみました。ただ余りにも範囲が広いために、ここでは近鉄の高架に伴う電波障害と、その後の問題について取り上げてみたいと思います。

すでにご承知のとおり、昭和四十八年七月に、近鉄高架に伴う共同受信施設の建設が行われ、当時の建設費として三千百八十四万円が投入をされ、約一千万円ほどが以降の運営資金に充てられたわけでございます。この受信施設の建設によりまして、六百八十八世帯の難聴が解消されたわけでございます。ところがテレビに最近ゴーストが入るようになったわけでございます。昭和五十二年六月二十二日のNHKの調査によりますと、このゴーストの原因は、西新地に建設された都ホテルであることが判明をしたわけでございます。NHKの調査結果を見ますと、調査期日は昭和五十二年六月二十二日、調査結果は組合員、組合役員、四日市市役所立ち会いのもと、共聴の受信点のある中部中学校の屋上で調査を実施しました。調査結果は別紙のとおりですが、共聴施設の受信アンテナにおける画像は、特定のチャンネル、一チャンネル、七チャンネル、九チャンネルにおいてゴースト障害のため不良になっており、ゴースト原因の判明調査の結果から、障害原因は最近建設された都ホテルによるものと考えられます。こういうことです。それから参考のために、改善に当たって、改善方法としては、二重写りのないところへ受信アンテナを移動するのが最良と思われませんが、現在の中中部中学校の屋上で、複数のアンテナを設置し、二重写りを軽減する方法も考え

られます。こういうふうな報告があります。で、この調査結果に基づきまして、四日市中央テレビ受信施設組合と都ホテル、それから四日市市の間で調整作業が行われ、すでにアンテナの補強工事が完了したというふうに聞いておるんですが問題は負担の割合で折り合いがつかないというふうにも聞いています。この辺の事情をお聞かせをいただきたいと思っております。聞くところによりますと、原因者であります都ホテルの側は、補強工事の費用の二分の一しか負担しないということのようですが、なぜ二分の一しか負担できないのか、その辺の事情がおわかりならお聞かせをいただきたいと思っております。それから残りの二分の一の負担についてでございますが、この組合の組合員のAさんに聞きますと、半分は当然、市の持ち出しのはずだと、こういうことを言っております。市の方に聞きますと、いやそれは受信組合の負担であると、こういうふうなことでどっちが本当なのかよくわかりませんので、その辺についてもお答えをいただきたいと思っております。

次に、この電波障害を扱う窓口について、できれば一本化をしてほしいというふうに思うんですが、新しく開設をしてほしいというふうに思うんですが、開設をしていただくために少し参考になればということで意見を出してみたい、現状を分析してみたいと思うんですが、「有線放送とテレビ」の七十三年五月号によりますと、「中部中学校の屋上の受信点を探すのに時間がかかった。それと三重県の土木の方たちこれ四日市の土木とは書いてありませんけれども」が共同受信ということに関して「いざ工事に入った段階で非常に面食らった」と、こういうふうなマスプロ電工の技術さんが原稿を書いておるわけでございます。それからまた、たとえば、同じ新聞の中で少し読ませてもらったんですけども、「県側は地元民の要請に基づき、急遽障害の対策として、共同受信施設をつくることになったが、その受信設計を地元のあまり専門家ではないA社に依頼した。これは名前書いてありますけれどもA社とさせてい

いただきました。これが最初の設計で受信点を消防署の屋上に設置してある業務用通信発信のアンテナの隣に建てよう  
と計画された。また図面は住宅地図の上に分配器、分岐器とか増幅器などが並んで線が引いてあり、近鉄線の高架の  
下を同軸ケーブルが横断したり、あるいは線路の下を横断するなどというようなもので、およそ参考にもならなかつ  
た」とこういうふうなことが書いてあるわけでございます。そういうふうな絶えず担当が変わればそれぞれの担当が  
慣れてないと、後々対処の問題で非常に迷惑をしておるといふふうな実態があると思います。実際問題として、この  
市が直接担当したもの、あるいはまたそれ以外で電波障害の問題が処理をされたものを含めて、たとえばこの庁舎の  
場合ですと、庁舎建設の、この庁舎が建てられてから庁舎建設事務所あるいはまた管財課の方でこの電波障害の問題  
を扱われたと思います。労働福祉会館が建設をされたときは、福祉部でこの電波障害の問題が取り上げられたと思  
います。そのほか元新町、これは電電公社、それから塩浜、こういうふうな場所によってまた今回のように施工工事と  
言いますか、工事をやる担当課、そこら辺がそれぞれこういう問題を余り慣れてないままさわったんでは、なかなか  
この問題の解決もむずかしいんじゃないかというふうに思いますので、ひとつ窓口の一本化をしていただきたいと思います  
うんですけれども、この辺は担当助役の方でひとつご答弁をいただきます。思います。

次に、地区市民センターについてお尋ねをいたします。

この件につきましては、三月議会でもかなり活発な討論がされ、また昨日もきょうも質問をされておりまして、  
できるだけ重複は避けたいと思うんですが、幸いにして五つのうち一つだけ質問残していただきましたので、その一  
つについてお尋ねをさせてもらいたいと思います。

この三月議会の市民部長の答弁によりまして、この目的がいろいろと述べられたわけでございます。ここで朗読を  
してもいいんですが、時間がもったいなので割愛させていただきますけれども、三月議会の議事録の四十四ページ  
から四十五ページにかけて細々と報告をされているんですが、問題はこの本庁管内に設置をされます地区市民センタ  
ーのことにいってなんですが、建設をしていくに当たって、地域での社会教育に携わる団体なりそういう諸団体に対  
して、実は何の相談もないと思うんです。もしこのまま婦人文化センターが改築かあるいはまた取り壊して新しく地  
区市民センターとして建設をされたらとすると、結局市の側の押しつけというふうにしかならないんじゃないかと思  
います。それでは新しい対応ではなくて、古いままの対応だと思えます。全然魂の入らないやつになってしまうんでは  
ないかと思えます。そこでお尋ねしたいんですが、どうして地区市民センターが建設をされていきます時点で、  
住民の意思が反映をされないのか、住民の意思をくみ上げるような努力をしないのかということですか。このこと  
についてお尋ねをしておきたいと思えます。

それから、この地区市民センターは、これを軸にして、この地区内の六つの小中学校の施設が開放され、有機的に  
結合されながら運営されるということですが、これは主に体育館だと思うんですが、校舎の一部を含めて開放してい  
くのかどうか。それからこの中身、内容ですね。地区市民センターを軸にして、六つの開放された学校の施設をどう  
いうふうを活用していこうとしているのか、考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君） 登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまのご質問の第一点の、電波障害についてのお答えを申し上げたいと思います。

ただいま近鉄高架による電波障害についての事例でお話ございましたが、本市におきましても、近鉄の高架によ  
る障害以外に、ビルの高層化等によりまして電波障害が生じておるわけでございますが、これらにつきましては、原  
因者の負担で当事者間で解決するように協力を求めておるところでございます。しかしながら、今後国の法制化がな

されるまでの間は、郵政省からの指導要領あるいは電波障害防止中央協議会指導要綱等によって指導していきたくたいふうに思っております。今後の窓口の開設等につきましてご意見がございましたが、もちろん専門的な知識を持って処理し、管理をしていくのが当然のことでございますので、今後検討課題としてさせていただきますというふうに思います。

○議長（山中忠一君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（美濃部博美君）登壇〕

○都市計画部長（美濃部博美君） 都ホテルの問題につきまして、私の前任者から聞いた話なり、いろいろその後担当職員等の話を聞いた点についての考え方を話し申し上げたいと思います。

お説のように、高架の後都ホテルが建設されます段階で、こういうことを予測しての心配が組合からなされまして、NHKの方へその調査依頼をお願いしたようでございます。その結果NHKが先ほど小林議員が申し述べられたようなことを報告書として五十二年七月ごろに組合に報告されております。その中に、先ほどもお述べになったように、文章の中に「考えられる」という言葉がございます。ちよっと読んでみますと、「ゴースト原因の判明調査の結果から、障害の原因は、最近建設された都ホテルによるものと考えられます。」こういう文章になっています。どうも日本語というものはなかなか解釈がいろいろ出てきまして、「考えられる」というこの言葉のあや、ここらが非常に問題になったというふうに聞いております。必ずしも都ホテルであると限定してはいないという表現でございます。その辺から、原因者負担ということは貫きますが、全額当てはめられるのかどうか、こういう点が議論されたようでございます。ただ二分の一ということは、私も耳にして聞きましたが、それが果たして最終的なものであるかどうか、結果は確認いたしております。すでに現在九十九万円の工事費をかけて、すでに組合側が自主的に改良いたして、

事は終わっておりますけれども、その金額の負担の割合につきまして、先ほど申し上げましたような観点で、双方が自主的に話し合い中であるということで、しばらくわれわれとしては行政側は見守ってみたいということでございます。

○議長（山中忠一君） 市民部長。

〔市民部長（矢田三郎君）登壇〕

○市民部長（矢田三郎君） 地区市民センター等の建設に関連いたしましたして、諸団体等の意見といたしますか、そういうものをよく相談して建設をせよというご指摘であると思いますが、本年度から、特に地区市民センターとして、現在すでに設計にかかっております羽津、あるいは四郷、あるいは橋北等取りかかっておるわけでございますが、いずれも必ずしもご相談し上げる範囲と内容等については十分ではないと思っておりますけれども、レイアウトの段階でそれぞれの地区の、主として自治会の方々ですがご相談を申し上げます。なお、施設のいわゆる用途といたしまして、使用目的からいきますと、婦人会とかあるいは青年団といういわゆる諸団体に対する方々のご使用もあるわけですから、でき得ればご相談の範囲を広げるといふことも今後考えていかんならぬと思っておりますが、いずれにしましても地区市民センター建設に当たって、ご指摘のような姿勢で地域に対してはご相談を申し上げます。したがって諸団体同士の調整の問題ということもございまして、それからもう一つは、予算全体の枠というものがございまして、これらについてはその実情等を十分ご説明をさせていただきなながらご理解を得るように努力をいたしておりますし、今後もそういう方向で考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 本庁管内の社会教育のための施設というお尋ねでございますが、ご承知のとおり、本年度

現在の社会会館を壊しまして、新しい社会教育会館を建設するわけでございますので、たとえば料理教室等の施設は、その中にございますし、また会議室等もございますので、これをフルに活用していただく。たとえば音楽関係のグループなどは、これは非常に音がやかましいものですから、今度の新しい建物を利用していただく、こういうことを考えておるわけでございますが、各関係団体のご要求は非常にたくさんでございますので、学校施設につきましては、その業務に支障のない範囲において、たとえば会議に使われるとか、そういう場合には学校の教室の一部なりあるいは体育館なりを学校の業務に支障のない範囲内では住民の方に使っていただくと、そういうことを考えておりますのでご了承いただきたいと思います、こう思います。

○議長（山中忠一君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 電波障害の問題についてですが、九十九万円のこの工事費の負担区分について、組合とそれから都ホテルの話を行政は見守っていききたいと、こういうようなことなんです。そこで一〇〇%都ホテルが原因者でないことは、あそこら辺の建築物の状況を見れば、答えは出ているというふうに思うんですけども、たとえば四日市せんそくの場合、一〇〇%コンビナートの煙突から煙が出たわけでなくても、一〇〇%の支払いをやっておるのが実態としてありますから、そういう点踏まえられて、見守るでなしに指導を強めてあげてもらいたいと思います。

それから、これは窓口の一本化と関連をするんであれなんですけれども、坂倉助役の答弁を聞かせていただいて、やがて近い時期に窓口が開設されるというふうに理解をしたんですけども、たとえば、近鉄高架に伴う電波障害が発生をしまして、それから余り時間がたたないうちにまたこれを手直ししなきゃならぬと、ここら辺に一つの大きな問題があるのではないだろうかと思えます。それは、たまたま都ホテルのビルがやり玉に上がったと思うんですけども、あるいはまたほかのビルにある程度の原因があるかわかりませんが、一つ一つ建物をいらうたびに、この基地が受信施設を變更しなきゃならぬというような指導そのものに私問題があるような気がしてしやうがないわけです。そういう点を含めて、この費用負担というのは組合が残りの半分を持たなきゃならぬかどうか、組合の皆さんが言っているように、県、市がある程度充当するかどうか、そこら辺を答弁していただきたかったです、漏れていましたのでご答弁をちょうだいしたいと思います。

それから、この市民センターの問題についてですが、選挙前にきらわれるのはいやですけども、それぞれの地区の自治会長と話をしているというのですが、都心部の自治会長は、わりと地域の住民の方と遊離されている場合が多いと思うんです。で、確かに自治会長は聞かれたかもしれぬですけども、下部への浸透というのはほとんどの場合ないわけですから、市の側が何か仕事を進めていく上では、手間かからぬと思えますが、実際問題として、たまたま市の方で建物を建てていただきますけれども、あとの中味はその地域の住民が心のよりどころのようなかっこうで使っている場合、これだけの対応ではちょっとまずいと思えます。たとえばPTAにしても、育成会にしても、特にPTAの場合なんかですと、小学校の校庭が開放されて、たまたまどこかの団体がそこでソフトなんかをされたとする、その地域の子供は排除されるわけです。そういうふうなことが現実問題として起こりますから、やはり関係団体をその場合でも集めていただいて、たとえばソフトをされたときにでも、なおかつ子供が遊べるような条件を同時にその場所に求めていただかないと困るわけです。だから、もうちょっと血の通った行政といいますか、確かに旗を振っていただくのは市の方なんですけれども、実際に使うのはその地域の住民の方ですから、もっと末端の意見が反映されるような、そういう条件をつくっていただきたいと思えます。そうでもしていただかないとなかなか魂が入ってこないと思えますので、この点についてはちょっとここで要望だけにとどめると寂しいものですから、もう

一回答弁をいただきたいんですが、地域の育成会なり、それから自治会なり、婦人会なりいろんな団体があります。そのほかにも真ん中の方には文化団体がございますので、そういう方たちを集めていただいて、いろんなフリー討論といえますか、いろんな討論をやっていたら、そこからいろんな意見を吸収して、改装のときに役立てていただくか、あるいはまた取り壊して新しいのを建てていただくときに参考にしてみらうか、何かそういうことをいまのうちからしていただきたいと思えます。これは質問ということで答弁いただきたいと思えます。

○議長（山中忠一君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（美濃部博美君）登壇〕

○都市計画部長（美濃部博美君） 再度のご質問にお答えしたいと思います。

都ホテルの問題につきまして、行政がその負担の一部を持たないのかというご趣旨に伺ったんですが、お説の中には、そういうお考えもとれるかもわかりませんが、現状の時点では私どもはそのようには解していないわけです。と申しますのは、近鉄の高架事業というものと性格がいささか違っておると見えます。と申しますのは、近鉄の高架事業は、都市計画上の必要性から県、市ともに近鉄と仕事をしております。こういうことから考えますと、常識的に原因者の方に行政が入っていると思えます。その結果的な障害に対して事業を起こしておりますので、たまたまそういう点からその近鉄高架の問題に対しては、事業費の中で負担金を市も出してありますし、それが補償費の方へ回っておること、原因者負担が入ったという考え方がとれると思うんですけれども、今回の都ホテルにつきましては、そういう問題とはちょっといささか原因・出発が異っておりますので、現状の段階では残念ながらもまだ行政がそれについて責任を負うということは考えておりません、今後の状況を見守りたいというのはその辺でございます。

○議長（山中忠一君） 市民部長。

〔市民部長（矢田三郎君）登壇〕

○市民部長（矢田三郎君） 施設の建設に当たって、広く利用者の意見を聞くということで、単に地区の自治会等だけでなく、諸団体の方について積極的に行政から働きかけたらどうかというご意見だと思えますが、当然地域社会づくりは、そういう発想といえますか考え方が根底にないと、これは施設も、建設も後の運用問題でいろいろ支障が高じてくる。たてまえとしてはわれわれもそういうように十分了解をいたしておりますが、現実の問題としまして、自治会と諸団体との連携が地域でまだ必ずしもスムーズにいかないという実態、したがってわれわれはそうした諸団体に対する個別の指導と組織化ということがまず前提にならんといかないと、こういうように考えております。ただ先ほど申し上げましたのは、現実に三つの地区市民センターの建設にかかっておりますので、そういう組織化を、あるいは指導というものを前提にしていきますと、工期との関係がございますので、とりあえずまず手始めに自治会の方とご相談申し上げ、できるだけ婦人会とか青年団に自治会からご相談を申し上げるような手はずでお願いをいたしておりますので、考え方としては、今後ご指摘のような方針でやっていきたいと思えます。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 まだ建設にかかってない方のやつを聞いておるものですから、その点ひとつ、一番この問題正確に理解されておる矢田部長ですから、私が言うまでもなしに正確に理解されておると思うんですが、物をつくっていく過程から、住民の意思をくみ取っていただくように要望したいと思えます。

それから、電波障害ですが、ちょっとくどくど申しわけありませんが、県、市とそれからこの中央テレビ受信

施設組合との協定書によりますと、この第二条、この負担区分です、費用の負担区分の第二項に、前項に定めのあるもののはかの経費は乙が負担すると、これは県、市が負担するということなんですけれども、それとこの第六条に、この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙が協議をして決めると、こういうふうな協定書が実はあるわけです。これの有効期限が五十四年三月三十一日までですから、これはまだ有効だと思わんですが、最初にも申し上げましたように、高架に伴うこの電波障害で、共同受信施設をつくって、幾らも日がたつてないうちにまたやりかえなきゃならぬというあたりについては、この県、市の方にもそれなりの私は落ち度があったと思わんです。最初に申し上げましたように、全然県、市において問題が違うと、こういうことではなしに、県、市においてやったやり方が少しまずかったですので、指導の仕方がまずかったですので、新たな問題としてとらえていただくなら、この第六条を参考にされて話し合いをされるべきではないかというふうに思わんですけれども、これは答弁求ても恐らくずれると思いますので、そういうことも参考にさせていただきながら、ひとつ積極的な手だてをお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 暫時休憩いたします。

午後一時四十八分休憩

午後二時七分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山路 剛君。

〔山路 剛君登壇〕

○山路 剛君 通告に従いまして、質問いたします。

青少年問題について。おすの日本を担う青少年の健全な育成は、社会の希望であり、すべての親の願望であります。四日市におきましても、他の地域に先がけ、古くより青少年育成組織、非行防止の補導組織をはじめ、各種団体機関におきましても、青少年部会が設置され、問題解決を目指して真剣な努力が続けられ、成果を上げられていることはご承知のとおりであります。しかしながら青少年の問題は、社会の流れとともに新しい問題を惹起し、困難な問題が山積しているのが現状ではなからうかと思えます。そこで次の三点について質問いたします。

まずはじめに、四日市青少年育成市民会議について。先般自治会長より青少年育成市民会議が結成され、大会が十七日市民ホールで開催されるので、会費は個人百円、団体は二千円で入会し参加をしてほしい連絡をいただきました。青少年の健全な成長を願って育成活動に取り組んでおられる各種団体、各種階層の方々が一堂に会し、市民運動として推進しようとするこの大会は、まことに時宜に適したもので、高く評価をし、この大会の成功を祈るものでございます。そこでまず、この市民大会を成功させることがまず先決ではなからうかと思えます。話によりますと、大会参加人員は各団体に割当てをしたとか聞き及んでおります。市民ホールをいっぱいにすることができるかどうか心配するものでございます。

また、その事業内容について、具体的な計画案が示されていないのでございます。中には、金集めの会議じゃないか、というように思われがちな点があるのでございます。この計画につきましてお尋ねをいたしたいと思います。

次に、青少年の育成補導組織について。県の組織は別といたしまして、市の育成推進指導員、体育指導員、子供会育成者またはインディケーターとしてジュニアリーダー等、補導組織は中央補導員、地区補導員または少年警察共助員そしてまた学校の方では学校補導連盟等あったのでございますが、昔の話でございますが、いま現在その組織はどの

ようになっておるのか、またその人員等についても簡単でよろしゅうございますが説明をいただきたいと思ひます。また、青少年にかかわる団体の中、地区によって育成を主として生まれた団体、また非行防止を主として生まれた子供を守る会等がそれぞれ異なっておりますが、いまは皆、育成会として各地域二十八地区に全域に結成されております。各地区に二十名の育成者といたしましても、二十八地区で五百六十名、十年たてば五千六百名、十五年で八千四百名の育成者が市内におられるわけでございます。現在第一線を引退されている方や、十年、十五年たつてもなおかつ第一線でがんばっておられる育成者もたくさんあるのでございます。また、現在は社会人として子供会の発展を心ひそかに見守っておられる方々がたくさんおられるのでございます。そのような方々に呼びかけをしてあるのかどうか、市民会議の場ですのような方々に参画をいただく場を考えられているかどうか、この点についてもご質問をいたします。

また、子供の兄さん、姉さん役として、またよき話し相手として、遊び相手として大きな役割を果たしてまいりましたジュニアリーダーの方々、本年は第十五期生の養成、講習が始めておられます。年間八十名のリーダーを養成いたしました。私も先般第一期生、二期生と会う機会がありました。その当時高校生のジュニアリーダーであったのが、現在では三十歳、三十一歳となつて、一人、二人の子供の親として、お父さんとして、お母さんとなつておられるのでございます。そこでジュニアリーダーをしていたときの感想を聞いたのでございますが、十人が十人ともジュニアリーダーをしてよかつたという答えが返ってきております。その一つは、よい友だちが全市的にできたこと、また発言力ができた、大人として扱われた、非常に楽しかつた、子供を持つ親になってよい体験をしたと思う、というような答えが返ってきております。このような方々が各地域で今度は育成者として、子供会の活動に参画されるときこそ、理解ある運営ができるのではないかと思ひます。現在子供会活動が自主的な活動が少なくなつてきているように思ひます。単位子供会、町別子供会、毎月決まつた日時におきまして例会を催し、また子供同士で遊びを考え、また奉仕的な活動を考え、自主的な運営をされるのが望ましいと思ひます。そのような実際の子供の指導に当たるジュニアリーダーの養成につきましましては、今後とも続けていただきたいとお願ひをするわけでございます。

次に、青少年問題の環境と施設について。環境の問題は補導委員の方々の努力によつて、街頭補導をはじめ、または自動販売機、スーパー等の業者との働きかけ等、きめ細かな施策を出されておりますが、社会の流れと住民意識の変化によつてまだまだ新しい問題が起こつておることは事実でございます。この環境の浄化こそ市民会議の名において、全市民総ぐるみで環境浄化こそ市民会議の名において、全市民総ぐるみで環境浄化を考えなければならぬと思ひます。施設につきましても、野外活動センターをはじめとし、児童館、子供の家、または児童公園等、水沢の野外活動センターにおきましては子供の心身の鍛練の場として、また林間学校としての役割を果たしておることはご承知のとおりでございます。感謝を申し上げます。次第でございます。先般もある工事場におきまして、ダンプカーに三杯ほどの砂を持ってまいりました。約二、三時間しますと、子供がどこからともなく集まつてまいります。小学校一、二年生の子供でございますが、その辺の工事場の木の切れ端、または穴を掘つたりして山をつくつたりして、非常に楽しく遊んでおりました。私も別に危険性がないのでそのまま黙認をしたようなことでございますが、完全に遊具がある遊び場よりも、本当の未完成の砂が盛つてある方が子供は喜ぶのではないかという感じを受けたわけでございます。またスポーツクラブも、いろいろのスポーツクラブがたくさん結成されておりますが、一番困つてゐるのは、グラウンド等の場所の問題ではないでしょうか。特に野球とかソフトになりますと、先般も小林議員の問題にありましたように、番を待つておりますと一カ月に一回、二カ月に一回ぐらゐしか実際にグラウンドを使用すること

ができないと聞いております。今後そのようなスポーツの広場につきましてどのようにお考えいただいておりますか、お尋ねをいたしたいと思います。

第一回の質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） お答えいたします。

第一の青少年育成市民会議の件でございますが、これはご存じのとおり、国に青少年育成国民会議が昭和四十一年に結成されて、その後県には県民会議が結成され、また最近三重県の各市十三市のうちで、現在十二市結成されており、各市の市民会議が結成されて、全国的にこういう傾向にあるわけでございます。それで、この四日市に結成されました青少年育成の市民会議は、これは一昨年、トルコぶる建設阻止運動に立ち上がられましたいわゆる六団体が、青少年の健全育成を市民全体の運動として発展させるということを関係団体に呼びかけて、現在団体としては三十七団体が参加をして運営されております全く自主的な組織でございます。市としましても、この市民から自主的に結集されましたこの青少年育成の運動に、大きな期待を寄せておるところでございます。

それではどういう活動内容または運営であるかというご質問でございますが、その目的といたしましては、関係団体の協調を図りながら、市民の自覚を高めるための活動や青少年のよりよい環境づくりを進める運動を展開すると、こういうこととございまして、五十三年度の運動目標といたしましては、一つは、家庭教育における親の自覚を高める運動、二つといたしましては、自動販売機のポルノ雑誌など、いわゆる不良文化財の追放を中心に行なうこと、三つは、環境浄化の運動と、この二つの点を本年度の運動目標として掲げておるわけでございます。それじゃその細か

い具体的なことは、この今月の十七日に開催されます最高の機関であります大会で恐らく討議され、発表されることと思っております。

また、青少年のために育成者としてかつていろいろと活躍いただいた方がこの大会への参加ということにつきましては、私も詳しくは存じませんが、関係の方にぜひ出席していただく手はずをしていただくよう助言をいたしたいと、そう考えております。

いずれにしても、この市民会議は、いわゆる屋上屋を架する運動ではございませんので、自主的に結成されましたこの市民会議が成果を上げることをご心から期待しているわけでございます。

二つ目の問題としまして、いわゆる補導組織がどういうぐあいであるかということ、及び子供会を中心にしてお尋ねがあったわけでございますが、順序が私少しこんがらがったかも知れませんが、まず補導の組織でございますが、これは、一つは中央補導員の組織でございます。これは現在百五十名弱の方にお願いをしております。主として民間団体の方、あるいは小中高の先生方をお願いをしております。この方は、街頭補導活動を中心に、早期発見、早期補導に主としてお世話をいただいております。それから市内の十六地区に、地区補導委員会というのが組織されております。これは各地区でその構成は多少異なりますが、おおむねは自治会、民生委員、保護司、PTA、婦人会、子供会育成者、警察の方、学校関係の方が寄りまして地区補導委員会というのが結成されて、地区で青少年の補導に当たると、こういうのが現在の数がふえてきてまして、十六地区で結成をされております。それから、中央補導委員会におきましては、四日市の中央補導委員とそれから三重郡の補導委員とを合体しまして、協議会というのをつくっております。それからまた教職員を中心に、三四地区の補導員連絡協議会というのも結成をされております。いま申し上げましたのは、主として補導のためにお世話を願っておる方でございますが、ここで一つは、非常にご苦労を

お願いいたしております、心から敬服申し上げるわけですが、ただ最近の現象としまして、非常に青少年関係のものが広域な地域にわたると、こういうので、四日市としましては三重郡と連絡をとってその補導体制というものを今後さらに拡大していきたいと、そういう考えを持っております。

それから、青少年関係の育成団体につきましては、これはボーイスカウトもございまして、海洋少年団もございまして、スポーツ少年団もございまして、あるいは緑の少年隊もあるわけですが、一番数の多いのは子供会でございます。子供会は現在三十五地区四百七十団体で、参加の子供の数は三万人を突破いたしております。それで、これにつきましては、一つは、各単位の子供会の活動がいわゆるマンネリ化にならないように配慮する必要がありますかと思えます。私の方で一つお願いしておりますのは、なるべく経費のかからない活動をお願いしたいということとそれから、もう一つは、たとえば遠足でどこかへ出かけるということ以外に、もう少ししつけをするとか、あるいは体を鍛えるとか、こういう面の内容を重点にさらに入れてほしいということを子供会の方には強くお願いをしております。

なお、この子供会の育成につきましては、先ほどお話のありましたジュニアリーダー、これ現在約六十人でございますが、この数は今後増加させたいと考えております。それは先ほど申し上げましたマンネリ化を防止するためにも私は非常に必要であろうかと考えております。ジュニアリーダーの感想文も私読ませさせていただきましたが、非常にそういう面からもそういうことを強く感じましたので、このジュニアリーダーの人数の増強並びに育成者の研修の強化というところにつきましては、今後重点に私は考えたいと、そう思っております。

それから、第三番目の環境と施設の問題でございますが、そのうちで環境浄化の問題でございますが、これは昨年度市内のいわゆる環境関係の調査をいたしましたので、青少年課といたしましてもこの環境浄化は各団体にお願いをいたしまして、また市民会議も本年度の重点事項の一つに挙げておりますが、何とかして環境浄化に努めたいと、そう考えております。

それから、いわゆる施設関係でございますが、これはいわゆるスポーツ関係のたとえば体育館であるとか、プールであるとか、グラウンドであるとか、その他でございますし、また社会教育の施設としては、もちろん公民館も図書館も当然入るわけでございますし、またいわゆる野外活動施設も入るわけですが、一番重点に私は置くべきは、子供広場であろうと考えております。これは現在二十一カ所ございますが、市内にはまだ空地が多少はあるようでございまして、そう広いくない範囲においても子供広場というのを重点に置いてこれをふやしていくべきであろうと、そう考えております。スポーツ広場というお話でございましたが、私はこれはやはり子供広場と解釈いたしました、こういう面を少しでもふやしていくと、これを重点にするのが施設の面では考えたいと、そう思っております。

お尋ねの件のうちで、少しはずれた点もあるかと思えますが、いずれにしましても、青少年問題につきましては非常に複雑な困難な問題を内蔵しておりますので、今後ともひとつよろしくご鞭撻をいただきたいと、そう考えます。

○議長（山中忠一君） 山路 剛君。

〔山路 剛君登壇〕

○山路 剛君 答えをいただきましたが、私はこの市民会議を何とかして成功させたいという気持ちから、自治会の方から、連絡をいただいで知ったということでございますが、何かそういう点につきましては早くからわれわれにもお知らせをいただきましたかということでございます。そのようなことで、四日市の青少年市民会議が明後日開催されるわけでございますが、その成功を願って本日は質問をさせていただいた次第でございます。この会が線香花火のように終わることなく、実際に末端の活動が活発になるような方法に展開されることをお願いして、質問を終わら

せていただきます。

○議長（山中忠一君） 天春文雄君。

〔天春文雄君登壇〕

○天春文雄君 最後の質問をさせていただきます。

人はなぜ都市に集まるのだろうか。人はなぜ都市に、なかんずく都心に集まってくるのだろうか。そこに来なければ食糧が得られないというわけでもない。そこに来なければ職場がないというわけでもない。ではなぜ集まるのか。そこに来てはじめてより高級な情報が得られるということのためである。情報とは一体何か。一、人が知っていること、二、人が知っていたがっていること、三、それを知って自分の意思決定の参考にしたと思うこと。この意思決定の参考にしたと思うこと、これが大事なところだ。日本の全人口のうち、十万以上の都市に住む人口が約五〇％、市部人口は七〇％であり、百万以上の都市に住む人口が約二〇％に達することからも明らかである。このように情報社会の幕あけはすでに始まっている。これからは市も市民の意思決定の先駆者の役割を果たし得るような態度を示していく必要があるのではないか。それでまず第一に提案したいのは、この情報社会の第一歩として、あらゆる情報資料を完備する必要があるように思われる。それには優秀なスタッフを抱えた情報資料室を完備してみてもいい。いまのように各課にわたる資料集めになるとんやわんやして時間に間に合わないようでは、いまの社会には対応できないのではないか。議員が委員会などで要求すれば、いかなる資料でも即座に間に合うことが可能であること。仮決算などの資料でも、たちどころに間に合うくらいになる必要があるのではないか。それが市民の要求に、能率の向上に、あるいは市の財政の高揚に、あるいはそれが将来の綿密な計画達成に資するのではないか。いまの学校建設にも見られるように、五年先の計画も立てられないようなちぐはぐな計画に終始せずに、三年、五年、十年、あるいは五十年先の速大なる計画を描いていくくらいにしていけないか。そうすれば市民も喜んで将来に望みを託して待つてくれるのではないか。そうすれば合理化による財政上の利益は、莫大なものになってくるのではないか。それが財政の好転にもつながるのではないか。現在の大衆の悪いことは、すべて国のせいにしてたり、野放図な自由がいい刺激を与える一助にもなるのではないか。このままの大衆の態度は、都市自滅の方向になりかねない。現在までの世界の歴史は、五十年周期の戦争勃発によるスクラップアンドビルドの繰り返しで来たわけだ。今後は、平和革命を繰り返しながら、いい社会が建設されていくものと予想され、腰を落ち着けてやるべきだ。

次に、二つ目に提案したいのは、いまままで私企業に奪れ続けてきたより優秀な人材を採用することを心がけるべきだ。市の運命はこの白亜の殿堂に任しておけぐらいの誇りを持って市民に臨んでいただきたい。

第三に提案してみたいことは、都市の定員制をもくろんでみては。緑と太陽のある豊かな町、四日市を目指す百年の大計の一方法ではないだろうか。川崎市に例をとれば、年間約三万人の人口増加で、現在百万人に達している。川崎市は、一キロ平米当たり七万人の人口、四日市は一キロ平米当たり約三百人で、その川崎市の過密ぶりは想像を絶するわけだ。住民の不幸は目に見えている。この人口増加を抑える道は、何らかの規制を加える方法しかないと思われる。開発規制だけでは無理で、むしろ積極的に都市の定員制を織り込んで行っては。それが現市民の生活環境を守っていく方法であり、将来の不安を解消できる方法ではないか。前の九鬼市長が常々言っておられたことに、都市は二、三十万くらいが市長としてやりやすいとの言葉にはうなずく価値があったように考えている。市長の英断を促す価値はないだろうか。

これに関連して、四日市の進歩に照準を合わせながら開発を進めてきた保々の現状を見てみたい。保々の面積は、

十キロ平米で市の面積の二十分の一に当たる。この保々を市部らしい環境に引き上げたのは、市の施策であり、同時に地元がYKK、西村県営団地、朝明高等学校を誘致した功績と考えている。この開発は、将来人口二万人に置いてきた目標だ。しかし三岐団地が朝明高等学校に変形したので、人口予想は一万五千人になってきた。これは四日市が三十万人口になったときの面積比の平均人口となる。その際、保々の学校関係の予想を見ると、幼稚園児は約三百五十人、小学校児童は約千四百人、中学校生徒は約七百七十人となる計算である。現在の三倍半である。文化生活を営みながら、真の農村生活を営んでいける良好な規模の郷土と自負している。特に、保々の公共用地は、保々の中心地に位置して、理想的な形態をなしている。この大切な公共用地の中心地になる出張所跡の二百坪の土地の売却を計画することは、住民の気持ちを考えると、非常に残念無念の感じを抱くことは間違いない。将来の人口増を考えると、一坪でも多く残したいのが住民の条件だ。分譲の大切さは、最近の小中学校用地の分譲の模様を振り返れば明らかなことである。この土地は、終戦後に公共用のためにやむを得ず分譲した土地である。市は使用していない道路などでも、一坪でも分譲はほとんどしてもらえない。今回のこのような場合は、市が地元へ還元するのが本筋ではないのか。幼稚園の会合の際は、周囲のありとあらゆる道路がふさがってしまう。幼稚園の先生の四台の車の置場所もない。地域問題調査会の答申の中にも、行政みずからが地域に出かけ、地域の問題や要求を整理し、解決の方向を見つけ、実現させていくの字句が明瞭に載せられている。大切な土地の場合は、将来の誤まりがないよう、地元との徹底的な話し合いをもって処置してほしい。市長の見解を特にお聞きしたい。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ただいまのご質問に対しまして、市長にかわりましてご答弁申し上げます。特に人口情報の収集、あるいは今後のための人材の確保、あるいは人口増加の問題等々ご提言をいただきまして、特に人口の問題につきましては、加藤市長もかねがね三十万から四十万、四十万くらいのところが一番適当ではないかということをご会議でもおっしゃってみえまして、大体天春議員のおっしゃられたことと同じではないかと思っております。特に保々につきましては、YKK問題なり、あるいは西村の団地なり、あるいは朝明の今回の高校の設置なりいろいろ問題がございまして、私どもも一日も早くYKK等につきましては解決をしていきたいというふうな努力をいま進めておるような次第でございます。

ところで、最終的に、いろいろ大きな角度からご提言をいただきまして、保々の出張所の跡地の売却問題でございます。これにつきましては、地元の合併によりまして、市有財産として承継されたものでございますが、ご承知のように、今回の庁舎の改築に伴いまして、その用途を廃止いたしました。普通財産として管理を行っております。ご承知のとおり、普通財産につきましては、市の財政事情等を考慮しながら、今後適宜これは処分し整理を進めておるのでございますが、新しい所へ用地も取得しました。あるいはそこへ新しい建物を建てさせていただきます。跡地の処理等につきましては、地域の実態を配慮しながら進めておりますが、いずれも現時点におきましては、跡地につきましては売却の方針で取り進めたいと考えておるのでございます。そのような事情をひとつご理解いただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 天春文雄君。

〔天春文雄君登壇〕

○天春文雄君 あそこは保々でも一番中心地でありまして、あそこの一坪はよその百坪にもまさるといふような大事

なところでございます。そしていま申しましたように、幼稚園の駐車場とか、あるいは将来郷土資料館、そういうような幾多の計画もございますので、ただそこいらのもう不要になった土地やで売ると、そういうのは大分、村の気持ちが違うわけでございまして、特に市長は郷土愛の高揚ということを非常に考えておられるわけでございますので、特に地元ではその郷土愛の高揚ということは、この土地を確保、そのまま置いていただいております、それが一番それに通じるのではないかと、こう思うわけでございます。財政のことはわかっておりますが、将来保々としては相当土地を確保せんならぬ場合がやってくることは目に見えておるわけでございます。どうかひとつ市長も五十年先くらしいことは考えて施策をしてほしいと、こう思うわけでございます。あの中心地で土地を確保しようと思うと、まず不可能じゃないかと、こう思うわけでございます。いろいろ利用方法は将来にわたってあると思っております、その点ひとつよろしくご理解をいただきまして、方法としては、地元の自治会にこれを譲り渡すという方法もあるかと思っております、幸いあの近くには九坪ほどの自治会の名義の土地がございますので、それと合体すればもっけの幸いというところでございます。どうかその点よくお含みいただきまして、五十年先、将来の施策に誤まりのないようにお願いしたいと、こう思うわけでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山中忠一君） これをもって、一般質問を終了いたします。

○議長（山中忠一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時四十八分散会

昭和五十三年六月十六日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

○議事日程 第四号

昭和五十三年六月十六日(金) 午前十時開議

第一 議案第六八号 四日市市農業委員会の部会構成員の定数に関する条例の一部改正について……………議案質疑  
委員会付託

第二 議案第六九号 四日市市税条例の一部改正について……………"

第三 議案第七〇号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部改正につ  
いて……………"

第四 議案第七一号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………"

第五 議案第七二号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正  
について……………"

第六 議案第七三号 字の区域の変更について……………"

第七 議案第七四号 土地の取得について……………"

第八 議案第七五号 工事請負契約の締結について……………"

第九 議案第七六号 工事請負契約の締結について……………"

第一〇 議案第七七号 工事請負契約の締結について……………"

第一一 議案第七八号 工事請負契約の締結について……………"

第一二 議案第七九号 工事請負契約の締結について……………"

第一三 議案第八〇号 工事請負契約の締結について……………"

第一四 議案第八一号 工事請負契約の締結について……………"



○欠席議員（五名）

山	高	坂	後	小	山	山	山	森	松	増	前	堀	古	福
口	橋	口	藤	林	本	中	路	島	山	川	市	田		
信	力	正	長	喜		忠		安	良	英	辰	新	元	香
生	三	次	六	夫	勝	一	剛	吉	一	一	男	衛	一	史

○出席議事説明者

教職教育	副	下	建	都	環	産	福	市	財	総	市	収	助	助	市
務	収	水	設	市	境	業	祉	民	政	務	長	入			
代	入	道	部	計	部	部	部	部	部	部	公	室			
委員	役	部	部	画	部	部	部	部	部	部	長	長	役	役	役
理員		長	長	部	長	長	長	長	長	長	長	長	役	役	役
長者		長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	役	役	役
長		長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	役	役	役
山	荒	奥	石	美	川	谷	岩	矢	伊	斎	阿	平	坂	三	加
服				濃											
鹿	木	村	井	部	合	沢	山	田	藤	藤	南	井	倉	輪	藤
部															
静	三	仁	三	博	一	文	義	三	治	久	輝	清	哲	喜	寛
昌															
夫	郎	人	夫	美	郎	男	弘	郎	郎	美	彦	三	男	司	嗣
弘															

病院事務長	藪田裕
水道事業管理者	村山了
技術部長	黒川薫
消防長	渡辺靖三
次長	岡本林衛
代表監査委員	吉田耕吉

○出席事務局職員

事務局長	佐々木晃精
議事課長	小坂大之丞
議事係長	板崎大之丞
主事	山口克彦
主事	金山伸夫

午前十時二分開議

○議長（山中忠一君） これより本日の会議を開きます。  
 ただいまの出席議員数は、三十八名であります。  
 本日の議事については、お手元に配布いたしました議事日程第四号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。

なお、教育委員長にかわって職務代理者の服部教育委員が出席いたしますので、ご了承願います。

日程第一 議案第六八号 四日市市農業委員会の部会構成員の定数に関する条例の一部改正について、ないし日程第一六 議案第八三号 工事請負契約の締結について

○議長（山中忠一君） 日程第一、議案第六十八号四日市市農業委員会の部会構成員の定数に関する条例の一部改正について、ないし日程第一六、議案第八十三号工事請負契約の締結についての十六件を一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第六十九号市税条例の一部改正に関連してお尋ねしたいと思います。

市税条例改正案中、第二百二十条の二の改正事項は、特別土地保有税にかかわるものですが、いわゆる土地区画整理等による仮換地等の土地に係る特別土地保有税の規定だと思えますが、土地区画整理による仮換地を、いわゆるみなし取得として特別土地保有税を課するというこの制度に関連し、かねて私が指摘したことがございますが、

開発業者が土地を買って、そしてなお仮登記になっている、特に農地等について仮登記になっているという問題については大変不合理ではないかと。わずかな土地区画整理事業等による仮換地をみなし取得として、特別土地保有税を課することができるとするならば、開発業者の開発目的としていくらかは別といたしましても、すでに事実上取得をしている広大な土地、これに当然特別土地保有税を課してしかるべきではないか。

この点については、今度の条例の改正等に何ら触れられていないように思いますけれども、こうした関係は一体今後ともどうなるのか、ということについて伺いたいと思います。

なお、川島にNKプレハブが約八万七千坪ほどの土地を確保しているようでございますが、ここに山林あるいは農地というものが含まれておりますが、山林の特別土地保有税はどのようになっていくか。農地に対してはどうか対応しているか、という点をお尋ねしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 財政部長。

〔財政部長（伊藤治郎君）登壇〕

○財政部長（伊藤治郎君） お答えいたします。特別土地保有税に関連するご質問でございますが、ご存じのようにこの特別土地保有税につきましては、四十八年度に創設されたものでございまして、当時非常に列島改造が原因をいたしまして、全国的に土地の値段が大きくはね上がった時代でございますが、これに対するあらゆる土地政策が打ち出されたことは、ご承知のとおりでございます。

この一環といたしまして、税制上におきましてもいろんな手が打たれたわけでございまして、譲渡所得税の重課税、あるいは固定資産税の措置、それらと関連いたしましてこの特別土地保有税が創設をされたいきさつがあるわけでございます。したがって、これは私見ではございますが、かなり強引なところもある税法のように感じるわけでございます。つまり、利用されておろ

うが、あるいは未利用地であるうが、とにかく五千平米以上の土地に対して、昭和四十四年からの取得分につきましては課税をされてきたと、こういう性格を持っておる一面もあるわけでございます。そういうこともございまして、ただいまご指摘がございましたように、農地に対しましての課税に一部不合理なところがあることは、私どもも十分認めておることでございますし、これに対しましては、いつかこの席で具体的な例を挙げられましたことにつきまして、ご答弁を申し上げますが、その企業をはじめ、ただいまご指摘のございました企業もあわせて、若干本市内にもあるわけでございます。こういった企業につきましては、農地も含めまして相当程度の用地を取得するわけでございますが、開発行爲の申請、許可に関連いたしまして、農地法が大きく壁になっておるわけでございまして、この農地につきましては仮登記のまま放置をされておる。いろんな事情がありまして、企業といたしましても開発に手がつかないと。その間これら相当程度の農地につきましては、この税の課税対象にできないと、こういう事情があるわけでございます。

この点につきましては、私五十一年に税務部長を拝命いたしましたから、これはどうしても承服できないという点とで、何とか課税をできないものかということとで、県を通じまして自治省にも再三申し入れと申しますか、自治省の意向を打診したわけでございます。さらに東京事務所長も自治省に参りまして、この点につきましては十分自治省の意向を聞き、かつ第一線でこういうものに対する課税に疑義を持っておる、われわれ市町村の担当者としての意見は十分伝えておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、農地法が壁になっておりまして現時点では課税ができないと、こういうことに相なっておるわけでございます。

したがって、今後につきましても、やはり私どもといたしましては、課税担当者として現地の意見を強く県、あるいは自治省に伝えてまいりたい、かように考えておりますが、やはり農地法の壁は相当厚いようでございまして

見通しをいたしましたし、暗いようでございます。

具体的にご指摘のございました企業につきましては、川島地内に相当程度の計画を持っておるようでございますし、坪数にいたしましたも公称約八万七千坪というふう聞いておりますが、私どもが把握いたしておりますのは約三万三百平米でございます。これにつきましては、所有権が移転をしておるわけでございますので、課税対象にいたしております。したがって、地目といたしましては雑種地、山林、原野というふうになっておりますが、この実測約八万七千坪と言われております中には、当然農地も含まれておるうかと思いますが、台帳面で具体的に把握はいたしておりません。したがって、このケースにつきましても、農地につきましては課税にされていない、こういうのが実情でございます。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 実際上わずかな土地区画整理における仮換地等について、みなし取得として不動産取得を課税する。しかし大手デベロッパー等の広大な取得用地、その中の農地については実際上はデベロッパーの手に移りながら課税をされないという不合理について、引き続き法律的な面での改正がなされるように努力されるとともに、市独自にもこの点の配慮を、やはり関係企業に求められるべきではないか。この点について、今後配慮されることを特に要望しておきたいと思っております。

さらに、このNKプレハブの川島町字大谷等の山林については、いわゆる開発計画を持っているからということで、特別土地保有税を徴収猶予している。しかし、NKプレハブは、事実上この徴収猶予の申請がなされてからすでに四年ないし五年たっているわけです。果たしてNKプレハブが初期の計画どおり開発するというものならば、その後の開発の具体的な作業が進んでいるわけですけれども、それが何ら進んでいない。しかし税金、特別土地保有税の問題については、徴収猶予にいたしましたままである。この点是不合理ではないかと思っております。この点についてお答えをいただきながら、もし事実だとすれば、その点についての善処を要望しておきたいと思うわけでございます。

○議長（山中忠一君） 財政部長。

〔財政部長（伊藤治郎君）登壇〕

○財政部長（伊藤治郎君） お答えいたします。

具体的にご指摘のございました企業につきまして、ただいまのご発言のとおり、徴収猶予にいたしております。この徴収猶予につきましては、特別土地保有税の性格からまいりまして、優良宅地を供給するという目的で用地を取得いたしました企業が、開発行為の申請をいたしまして、その開発行為の内容を審査いたしまして所定の事項、いろいろ細かい定めがあるわけでございますが、要は優良宅地を造成をして、適正な価格で公算の上用地を一般に販売をすべて認められました暁には、地方税法第六百二条の規定によりまして、最低二年から相当期間徴収猶予をしないこと、こういうことに定められておるわけでございます。

このご指摘のございました企業につきましても、今年末五十三年のたしか十二月末まで、徴収猶予の措置をいたしておるわけでございます。そこで、ただいまご指摘のございました点でございますが、このまま猶予のかけっ放しでは不合理ではないのかというご指摘でございますが、これもご指摘のとおりでございます。と申しますのは、まず徴収猶予をしたこと自体につきましても、この企業につきましても適法になされておるわけでございます。なお現時点でも、ただいま申し上げましたように、今年末までの徴収猶予期間でございますが、現時点におきましても適法に推

移をしておる、このように考えておるわけでございます。

しかしながら、社会情勢あるいは経済情勢は刻々に変化いたしておりますし、これに対応できない企業も最近では非常にたくさん発生いたしておりますことも事実でございます。そういった背景を踏まえながら、私どもといたしましてはご指摘のあった企業のみならず、数社に対しまして徴収猶予をかけておりますので、常にこの開発行為の申請内容どおり進んでいるかどうか。これを本市の都市計画部と常に連絡をとりながら、あるいはまたいろんな情報を入手いたしながら対処をいたしております。

具体的には、こういった徴収猶予期間中に、先ほど申し上げました公募をせずに売りました不心得の業者があったわけでございますが、これは直ちに徴収猶予を解除いたしまして、所定の税を納めていただいたと、こういう経緯もございまして。

したがって、常にいろんな情報を教えていただきながら、これの不合理にならないように対処をいたしております。今後もそういう考え方で対処いたしていきたいと、かように考えておりますので、ひとつ皆さん方におかれましては情報の提供をよろしくお願いを申し上げます、かように考えるわけでございます。

○議長（山中忠一君） 他にご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山中忠一君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配布いたしました付託議案一覧表のとおりであります。

○議長（山中忠一君） 次に、本日までには受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配布いたしました文書表のとおりであります。それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

○議長（山中忠一君） この際、市長から発言を求められておりますので、これを許します。  
市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 新聞、テレビ等でご承知のように、五月二十二日四日市市から白子沖に発生いたしました赤潮は、その後伊勢湾全域に広がり、現在では港内運河までレンガ色で、海水が腐敗し不快な臭気が漂っている状況でございます。近年にない大発生であり、県下各地において魚介類に被害が開始しております。

赤潮は、プランクトンが異常増殖を行い、そのために海水が赤褐色あるいは褐色になる現象でございますが、赤潮の原因は海の汚染のほか、日照り続きで水温が上がり、プランクトンが異常発生したと見られるのでございます。

今回の赤潮の優占種プランクトンは、渦鞭毛藻類のプロロセントラムであり、この種自体には魚毒性はないものの爆発的な発生によりますプランクトンの呼吸作用と、その死骸が分解する過程で海中の酸素を多量に消費をいたしますため、伊勢湾全域が著しい酸欠状態を起こしまして、それに伴う魚介類の窒息状態を招き、被害が出ているものがございます。

赤潮の消滅につきましては、強い西風が相当量の雨が降るなどの自然現象を待つしかないのでございます。

市内漁業の赤潮によります被害状況は、六月は底びき網漁業が中心でカニ、カレイ、エビ等を水揚げしておりますけれども、水揚げ量は平年の二分の一から三分の一程度しかなく、操業中止の船も出始めておるのでございます。ハマグリなどの魚介類は現在のところ被害は余り見られておりません。今後この状態が続きますれば、魚介類に相当な被害が出るものだと考えられます。

また、主要漁業のバッチ網漁業は七月下旬ごろから解禁となりますけれども、イワシの稚魚は伊勢湾外へ出ていくおそれもございます。イワシ船引き網への影響が心配されるのでございます。

赤潮の消滅は自然の現象を待つより方法がございませんので、今後の対策につきましては試験場等、関係機関の指導を得まして検討してまいりたいと存じます。一言赤潮の現状について、ご報告を申し上げます。以上です。

○議長（山中忠一君） 福田香史君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 ただいま市長の方から、赤潮の関係について報告されましたが、実際に私も海岸べりに住んでおってよくわかるわけですが、福田の方でもすでに悪臭の問題で被害が出ておると、こういうことです。

伊勢湾全域のことであって、これは被害者がだれかと言ってもわかりにくい問題であり、原因は市長の報告したとおりだと思います。

そこで問題になるのは、沿海漁業に従事しておる漁民の皆さん方が、これから先、いまま報告のとおり二分の一あるいは三分の一に収穫が減っておるといふ状態、これからバッチ網が七月に入りますと操業に入りますが、この状態が続くれば大きな被害になってくると思います。そういう関係上、これは県下全域あるいは愛知県にも至る問題ではありますけれど、この漁民たちの生活の問題を考えていかなければならぬ問題だと思っております。

そういう点で他都市との関係等もあると思いますが、市としても救済対策を早急に考えておく必要もあると、このように考えますので、その辺のところを市長のご見解をお聞かせ願いたい、このように思います。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 先ほどご報告申し上げましたように、県下全域にわたっておるわけですが、今後の推移を見ながら、十分県の方とも相談をしながら対策を立ててまいりたい、というふうに考えております。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私、実は昨日富田一色、天カ須賀の方を見てまいりまして、大変ひどい状態になっているのに驚かされたわけでございます。緊急質問でもお願いしようかと思いましたが、議長の方で配慮いただきまして、市長のご報告をいただきましたことを感謝申し上げます。

いま漁業被害にかかわる漁民の生活対策という問題についてはご答弁がございましたが、特に富田一色、天カ須賀のこととかかわりました対策ということで、二、三点お尋ねをしたいと思います。

いま市長の報告では、西風あるいは大雨でもなければ、それを待つ以外に解決の道はないというふうな意味のお話でございますが、富田一色、天カ須賀の場合は、内陸部深く運河がずっと入り込んでおります。大変いま臭い状態でございますが、幸い締め切ることができるわけですね。締め切って水をかい出していただくと、こういう点では一応の手を打っていただいたようにございますけれども、しかしいろいろお話を伺いますと、港管理組合の対応が非常に遅いとか、あるいはその住民の立場に立ち切ったことと打てる手は打つという、この姿勢にぜひぶん欠けて、関係の住民の方が大変怒って見えるわけです。

さらに、いま特に要望されていますのは、もっと徹底してかい出してほしいと。ところが、それはポンプが傷むとか何とかいうことを理屈つけてなかなか手を打ってくれないと言っています。しかし、それはいろいろ掘り起こすなり

してすれば打てると思うんですね。こういう点を管理組合とも早速調整をとっていただいて、徹底的にかい出しをしていただく。そして同時にいろいろ鉄板とか、ああいうものを使って重機が入れられないかどうか。そしてヘドロの除去について早速手を打っていただきたい。それから、内陸部にへばりついていますのを、消防車とかああいうので徹底的に洗い流してもらおうと、こうした点について、すぐ手を打っていただけないかどうか。すでに妊産婦等の疎開といえますか、一時避難というようなことも現実に起こっているわけでございますし、幸いあそこは締め切ることができるわけです。この点での利点を生かした徹底的な対策をとっていただきたい。

それからいま一つ心配しておりますのは、同時に問題として出てきていますのは、天カ須賀のあの運河を締め切る工事が進められていますけれども、今度の天カ須賀の一色と住吉の間へ入り込んでいる運河の例を見て、将来とも赤潮なんかの被害が及ぶとすると、締め切りの問題が出たときには広範にそういう影響が出はしないかという不安が出ているようにございます。この点についても十分今後とも対応されますように要望して、いま幾つかの点についてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 環境部長。

〔環境部長（川合一郎君）登壇〕

○環境部長（川合一郎君） 天カ須賀の入り江につきましては、ご指摘のように、確かにいま現在硫化水素が発生して相当においがきついております。そしてまた浮遊物が出ております。それで、一昨日も浮遊物につきましては、市の清掃のバキューム車でやはり吸って一応除去いたしておりますし、現在なおかつ天カ須賀のポンプ場の真水を入れまして、真水を流して、そしてまた先ほどご指摘のありました管理組合のポンプをかけまして、いわゆる循環するような形をいま現在とっておりつつありますので、なおかつそれ以上にまた悪臭がある場合には、中和剤でありますハイクロンとか、石灰をまくように管理組合の方へ要請したいと思っております。

○議長（山中忠一君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、来る六月二十一日、午後二時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十時三十二分散会

昭和五十三年六月二十一日

四日市市議会定例会会議録（第五号）

四日市市議会

○議事日程 第五号

昭和五十三年六月二十一日(水) 午後二時開議

- 第一 議案第六八号 四日市市農業委員会の部会構成員の定数に関する条例の一部改正について……………委員長報告：質疑、討論、議決
- 第二 議案第六九号 四日市市税条例の一部改正について……………
- 第三 議案第七〇号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部改正について……………
- 第四 議案第七一号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………
- 第五 議案第七二号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について……………
- 第六 議案第七三号 字の区域の変更について……………
- 第七 議案第七四号 土地の取得について……………
- 第八 議案第七五号 工事請負契約の締結について……………
- 第九 議案第七六号 工事請負契約の締結について……………
- 第一〇 議案第七七号 工事請負契約の締結について……………
- 第一一 議案第七八号 工事請負契約の締結について……………
- 第一二 議案第七九号 工事請負契約の締結について……………
- 第一三 議案第八〇号 工事請負契約の締結について……………

第一四	議案第八一号	工事請負契約の締結について……………	委員長報告：質疑、討論、議決
第一五	議案第八二号	工事請負契約の締結について……………	”
第一六	議案第八三号	工事請負契約の締結について……………	”
第一七	議案第八四号	人権擁護委員の推せんについて……………	議案説明：質疑、討論、議決
第一八	議案第三号	四日市市農業委員会委員の推薦について……………	”
第一九	委員会報告第九号	総務委員会請願書審査結果報告……………	採否決定
第二〇	委員会報告第一〇号	教育民生委員会陳情書審査結果報告……………	”
第二一	委員会報告第一一号	産業公営企業委員会請願書審査結果報告……………	”
第二二	委員会報告第一二号	建設委員会請願書審査結果報告……………	”
第二三	議案第四号	元号の法制化促進に関する意見書の提出について……………	議案説明：質疑、討論、議決
第二四	議案第五号	イネミスゾウムシの防除に関する意見書の提出について……………	”

○本日の会議に付した事件

一、日程第一より第二四まで

二、発議第六号 赤潮による被害救済に関する意見書の提出について

○出席議員（四十二名）

青	天	伊	小	宇	小	大	大	加	金	川	喜	訓	粉	小	小	後	後	坂	青
山	春	藤	井	田	川	谷	森	藤	森	口	野	霸	川	林	林	藤	藤	口	山
峯	文	信	良	四	喜	多	定	洋	也	博	喜	寛	長	正	次	夫	次	次	峯
男	雄	一	市	郎	正	三	男	二	等	男	茂	次	夫	次	次	次	次	次	男

○出席議事説明者

市助助市  
市長公室  
入役役役長  
財政務部部長  
市民部部長

加藤 三輪 坂倉 平井 阿南 斎藤 伊藤 矢田  
寛代 喜代 哲男 清三 輝彦 久美 治郎 三郎

○欠席議員(二名)

森山 山口 山中 山本 岩田 高橋 久力 三雄  
安生 信剛 忠一 勝

高木 田中 坪井 出村 中川 野村 野崎 野呂 橋本 長澤 平野 福田 古川 堀川 前川 増山 松島  
井 木 井 中 基 三 妙 信 平 貞 平 増 平 鐸 行 香 元 新 辰 英 良  
夫 勲 介 子 博 夫 藏 芳 和 藏 元 信 史 一 衛 兵

福 祉 部 長	岩 山 義 弘
産 業 部 長	谷 沢 文 男
環 境 部 長	川 合 一 郎
都 市 計 画 部 長	美 濃 部 博 美
建 設 部 長	石 井 三 夫
下 水 道 部 長	奥 村 仁 人
副 収 入 役	荒 木 三 郎

教 育 委 員 長	栗 原 弘
教 育 長	山 鹿 静 夫
次 長	六 田 猶 裕

病 院 事 務 長	藪 田 裕
-----------	-------

水 道 事 業 管 理 者	村 山 了
技 術 部 長	黒 川 薫

消 防 長	渡 辺 靖 三
-------	---------

次 長	岡 本 林 衛
-----	---------

代 表 監 査 委 員	吉 田 耕 吉
-------------	---------

事 務 局 長	佐 々 木 晃 精
議 事 課 長	小 坂 大 之 丞
議 事 係 長	板 崎 大 之 丞
主 事	山 口 克 彦
主 事	金 森 伸 夫

午後二時二分開議

○議長（山中忠一君） これより本日の会議を開きます。  
 ただいまの出席議員数は、四十名であります。  
 本日の議事は、お手元に配布いたしました議事日程第五号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 議案第六八号 四日市市農業委員会の部会構成員の定数に関する条例の一部改正について、ないし

日程第一六 議案第八三三 工事請負契約の締結について

○議長（山中忠一君） 日程第一、議案第六十八号四日市市農業委員会の部会構成員の定数に関する条例の一部改正について、ないし日程第十六、議案第八十三号工事請負契約の締結についての十六件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

野崎貞芳君。

〔総務委員長（野崎貞芳君）登壇〕

○総務委員長（野崎貞芳君） ただいま議題となっております議案のうち、総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第六十九号四日市市税条例の一部改正については、地方税法の改正に伴い、個人市民税に係る非課税範囲の拡大等所要の改正をするものであり、議案第七十一号四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について及び議案第七十二号四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、政令等の改正に基づき、非常勤消防団員等の損害補償の充実等を図るための所要の改正をするものであります。また、議案第七十三号字の区域の変更については、川島町地内における土地改良事業の施行に伴い所要の改正をするものであり、以上四議案については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第七十五号ないし議案第八十三号工事請負契約の締結についてであります。これら九議案は、いずれも請負契約の締結案であります。なかでも議案第七十七号の中部公民館新築工事に係る請負契約については、現在地に建設されることについて、当施設の有効、適切な活用、投資効果等将来への懸念から、特に市長の出席を求めたのであります。

委員から、建設場所については再検討をすべきであるとの強い意見があり、種々論議がなされたのであります。担当常任委員会で決定されている点を配慮し、当委員会といたしましては、立地条件を勘案し、騒音、振動等事前に環境調査を行い、付近住民の理解と協力を求め、工事の施工に万全を期せられるよう要望いたしました次第であります。

また、議案第八十一号及び議案第八十三号の請負契約については、共同企業体方式が採用されているのであります。理事者からは、工事金額、規模、内容等から地元業者に発注すべきであること、工期が短いこと、また分離発注は技術上むずかしいこと等々の理由により、共同企業体方式を採用したとの説明がありました。当委員会といたしましては、工事の施行に当たっては、この方式の長所、短所を十分踏まえ、管理監督には細心の注意を払い、完成後におけるアフターケア等についても支障を来すことのないよう、十二分に配慮するよう要望いたしました次第であります。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

簡単ではございますが、これをもちまして、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（山中忠一君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

訓覇也男君。

〔教育民生委員長（訓覇也男君）登壇〕

○教育民生委員長（訓覇也男君） ただいま議題となっております各議案のうち、教育民生委員会に付託されました議案第七十号災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部改正について、報告いたします。

本件は、災害弔慰金の支給額及び災害援護資金の貸付限度額を、国の法律改正に準じ、増額しようとするものであ

りまして、審査の結果、別段異議なく原案のとおり承認いたしました次第であります。  
これもちまして、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（山中忠一君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。  
高井三夫君。

〔産業公営企業委員長（高井三夫君）登壇〕

○産業公営企業委員長（高井三夫君） ただいま議題となっております各議案のうち、産業公営企業委員会に付託されました議案第六十八号四日市市農業委員会の部会構成員の定数に関する条例の一部改正について、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本件は、去る四月一日から四日市市農業共済組合の事業が市に移管されたことに伴い、農業委員会の部会の委員の定数を、農業委員会等に関する法律に基づき改正するものであり、別段異議なく原案のとおり承認いたしました次第であります。

はなはだ簡単ではありますが、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（山中忠一君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

増山英一君。

〔建設委員長（増山英一君）登壇〕

○建設委員長（増山英一君） ただいま議題となっております各議案のうち、建設委員会に付託されました議案第七十四号土地の取得について、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本件は、三重四丁目において公営住宅七十戸分、集会所二戸分の建設用地として、財団法人四日市市開発公社から

土地を取得しようとするもので、別段異議なく原案のとおり承認いたしました次第であります。

はなはだ簡単でございますが、建設委員会の審査報告といたします。

○議長（山中忠一君） 以上で、委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑もありませんので、委員長の報告に対する質疑を終わります。

これより、直ちに本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第一七 議案第八四号 人権擁護委員の推せんについて

○議長（山中忠一君） 次に、日程第十七、議案第八四号人権擁護委員の推せんについてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第八十四号は、四日市地区の人権擁護委員のうち、廣瀬 茂、小林け

い子、杉浦 敬、杉野元昭、永戸ときの五氏の任期が、六月末日をもって満了いたしますので、廣瀬 茂氏の後任の委員候補者として石崎那津子氏を、ほかの四氏については、いずれも同氏を推せんいたしたいと存じ、ご提案申し上げるものであります。

なお、各氏のご経歴は、いずれもお手元の経歴書のとおりであります。どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については、委員会の付託を省略し直ちに採決いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会の付託を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、これに同意することに決しました。

日程第一八 発議第三号 四日市市農業委員会委員の推薦について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第十八、発議第三号四日市市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件は、高井三夫君、岩田久雄君及び私山中忠一の一人に關する事件でありますので、地方自治法第一百七条の規定に基づき両君の退席を求めます。同時に、私も退席をいたします。

〔高井三夫君、岩田久雄君退席〕

〔議長（山中忠一君）退席、副議長（山本 勝君）着席〕

○副議長（山本 勝君） 議長を交代いたします。

本件は、農業委員会等に関する法律第十五条の規定による、議会推せん農業委員会委員の任期が、来る七月十九日をもって満了いたしますので、同法第十二条第二号の規定により、委員五人を推せんしようとするものであります。おはかりいたします。本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山本 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〔副議長（山本 勝君）退席、議長（山中忠一君）着席〕

日程第一九 委員会報告第九号 総務委員会請願書審査結果報告、ないし

日程第二二 委員会報告第一二号 建設委員会請願書審査結果報告

○議長（山中忠一君） 次に、日程第十九、委員会報告第九号総務委員会請願書審査結果報告、ないし日程第二十二、委員会報告第十二号建設委員会請願書審査結果報告についての四件を一括議題といたします。

本件は総務、教育民生、産業公営企業、建設の各常任委員長からの請願、陳情に関する審査結果の報告であります。委員長の報告に対し、ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 委員会報告第九号の総務委員会請願書審査結果報告中、請願第二十号の公共建造物の建設についてが、願意に沿いたいとして不採択となっておりますが、どういう理由か、しさいに理由を伺いたいと思います。

○議長（山中忠一君） 総務委員長 野崎貞芳君。

〔総務委員長（野崎貞芳君）登壇〕

○総務委員長（野崎貞芳君） お尋ねの請願でございますが、これは前々議会、三月議会と継続審査になりました、公共建造物の地域的な面、あるいはまたこれが請願の意図するところを委員会として十分検討したいということでも継続審査になりました、今回これがいろいろと検討され、全市的にこれを実施するという事について、あるいはまたこの物が二百人の収容の建物と、避難所ということでもあります関係上、ここにそれを認めるかということに対しての論議、また理事者の説明の中に、市民センターあるいは公会所的なものについての補助の対象のものであれば別であります、全額市費負担の建物ということはむづかしいということにたつて、委員会としては願意に沿いかねると、こういう結論に達した経過でございます。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 もともとこの請願は、四十九年七月二十五日の集中豪雨時におきます天白川堤防決壊の際の大災害で大きな被害を受けた関係地区住民が、避難場所もなく、大きな不安に襲われたことに照らして、避難場所としてふさわしい公共建造物の建設を切望し、提出されたところに、真のねらいがあると理解をいたしております。この真の趣旨を生かしていくべきではないかと思うわけでございます。また、この地域コミュニティづくりの上からも、この公共建造物の建設は、大きい意味があると思うわけでございます。

私は、この請願の不採択に反対し、採択を求めたいという気持ちでおるわけでございます。なお、今議会におきます各委員会の請願、陳情の審査結果報告には賛成するものもございしますが、ただいまの請願第二十号と、それから第二十二号の審査結果には、賛同できない者でございます。しかし、これを一括して採否決定すると言われるこの議事運営がなされることにつきましては、まことに不当だと思えますし、これが是正を強く要望しておきたいと思うわけでございます。いずれにしましても、この機会に、今度の請願、陳情審査結果報告の中で、第二十号と第二十二号の審査結果については、反対をしたいと思えます。

○議長（山中忠一君） 他にご質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

これより、直ちに本件を採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中忠一君） 起立多数であります。よつて、本件は委員長の報告のとおり決定されました。

○議長（山中忠一君） なお、総務、建設の各常任委員長から、目下委員会で審査中の事件について、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後二時二十六分休憩

午後二時四十一分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二三 発議第四号 元号の法制化促進に関する意見書の提出について、及び

日程第二四 発議第五号 イネミズゾウムシの防除に関する意見書の提出について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第二三、発議第四号元号の法制化促進に関する意見書の提出について、及び日程第二四、発議第五号イネミズゾウムシの防除に関する意見書の提出についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、大谷喜正君からお願いたします。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 たいだいま議題となっております発議第四号元号の法制化促進に関する意見書の提出につきまして、発議者を代表いたしまして、ご説明申し上げます。

明治、大正、昭和という元号は、今日、日常生活と密接に関連し、国民の間においても広く親しまれている現状であることは、周知のとおりであります。

また、わが国の伝統、文化の継承という点においても、元号の持つ意義は大きいものと思量されるのであります。

そこで、政府に対しまして、お手元に配布いたしました意見書を提出いたし、この際、法律の制定をもって明確に元号の存続を図るよう要望いたすものであります。よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 次に、高井三夫君に願いたします。

〔高井三夫君登壇〕

○高井三夫君 たいだいま議題となっております発議第五号イネミズゾウムシの防除に関する意見書の提出につきまして、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

稲の新害虫イネミズゾウムシが、本市において発生をし、現在なお急速な広がりをみせ、市内全域に被害を及ぼしておりますことは、ご高承のとおりであります。

この防除につきましては、すでに組織的に取り組まれておりますが、これに対する的確な薬剤がなく、完全防除は困難な状態にあり、またこれまでに比較的效果があると言われる薬剤による回数防除が行われたものの、農家にとつては多大の負担となっているのが実情であります。

そこで、お手元に配布いたしました意見書を関係官庁に提出して、イネミズゾウムシの防除に万全の対策措置が講

ぜられるよう求めようとするものであります。どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私、発議第四号に反対する立場から、意見を述べたいと思います。

元号が、戦後の新憲法下の皇室典範でその条項がなくなり、法的根拠がなくなったわけでございます。しかし、国民の中で引き続き慣習的に元号が使用され、西暦と併用されておることは事実でございます。私も共産党も、元号の慣習的使用に反対するものではございません。しかし、今日、元号の法制化がえて持ち出されてきた背景あるいはそれを主張している勢力のねらいには、天皇元首化など一連の時代逆行的で危険な反動的な動きやねらいと結びついているところを問題にせざるを得ないのであります。元号法制化をねらっている勢力は、一世一元あたかも歴史的伝統を持つかのように印象づけようとしておりますが、それは歴史の事実にも反するものであります。もともとわが国における元号は、天皇の統治を權威づけるシンボルとして、古代天皇制のもと大化の改新に始まると言われております。しかし、一世一元になったのは明治からであり、それまでは天皇の即位、遷都、天災地変、吉凶の兆しなどによ

って、一代の間でもたびたび改変されてきました。そのために、江戸時代には繁雑な元号よりも、庶民の間では元号の使用が一般的な状況であったと聞いております。一世一元の制度は、近代天皇制国家の成立とともに誕生したものであり、天皇を中心とした歴史は決定されるとするものであります。天皇賞美の手段の一つとして利用されてきたものであります。第二次世界大戦後、主権在民の日本国憲法が制定されたもとで、こうした元号存続の法的根拠が失われたのは当然のことと言えます。現代における元号制の歴史は、このように天皇制と密接に結びついてきたものであり、それは、現憲法の主権在民の原則とも矛盾する要素を持ってあります。にもかかわらず、いまあえて法制化しようとする意図が、自民党の憲法改正大綱草案でうたわれている天皇元首化の一連の時代逆行的な動きとつながっていることは、元号法制化推進運動の実態を見ても明らかでございます。去る十四日には、自民党、民社党あるいは新自由クラブなど四百十一名の国会議員が加わって、元号法制化促進国会議員連盟が発足いたしました。これは自民党の中の右派グループや明治憲法復元を唱える生長の家、右翼団体などの強い働きかけのもとに制定されたものでございます。一方、こうした元号法制化の動きに対し、歴史学会をはじめ、すでに多くの宗教者、民主団体が反対の態度を表明しております。いま、日米軍事同盟の再編強化を推し進めつつ、民主主義破壊あるいは軍国主義全面復活の策動が強まっております。君が代国歌化、建国記念の日祝賀行事への政府講演強行あるいは福田首相の伊勢神宮、靖国神社、樞原神宮参拝などともに、元号法制化のたくらみもその一環をなすものと考えます。私たち共産党は、元号の慣習的使用に反対するものではありませんが、天皇元首化の政治的意図を持ち、主権在民の民主主義的原則と矛盾する要素の拡大にもつながる元号法制化には、強く反対する者でございます。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件の採決に入ります。

まず、発議第四号元号の法制化促進に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中忠一君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、発議第五号イネミズウムシの防除に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（山中忠一君） ただいま高井三夫君ほか九名から、発議第六号赤潮による被害救済に関する意見書の提出についてが提出されました。

おはかりいたします。この際本件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、この際本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程追加 発議第六号 赤潮による被害救済に関する意見書の提出について

○議長（山中忠一君） 発議第六号赤潮による被害救済に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

高井三夫君。

〔高井三夫君登壇〕

○高井三夫君 たいま議題となっております発議第六号赤潮による被害救済に関する意見書の提出につきまして、発議者を代表して一言提出理由の説明を申し上げます。

伊勢湾に発生した赤潮は、すでに三週間以上の長期かつ広域にわたり、魚介類に甚大な被害を及ぼしておりますことは、ご承知のとおりであります。しかし、この対策は、現在のところ自然消滅を待つより方法がなく、また、被害漁業者の救済についても、何ら手だてが講じられていないのが実情であります。そこで、この機会をとらえて、赤潮発生の原因究明とその対策の確立、被害漁業者の救済を関係当局に対し強く要請するため、お手元に配付いたしました意見書を提出しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜り、ご決議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより、本件を採択いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君）　ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（山中忠一君）　以上をもちまして、今期定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十二年六月、四日市市議会定例会を閉会いたします。  
連日にわたりまして、ご苦勞さまでございました。

午後二時五十五分閉会

右、地方自治法第二百三十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長　　山　　中　　忠　　一

四日市市議会副議長　山　　本　　勝

署　　名　　議　　員　　山　　口　　信　　生

署　　名　　議　　員　　小　　井　　道　　夫



第1日(6月14日)

一般質問通告一覧表

(昭和五十三年六月定例会)

3	2	1	発言 順序
<p>一、環境問題について</p>	<p>一、農林行政について</p> <p>1. 農林漁業の現状と基本的な対策について</p> <p>2. 猛威ふるう新害虫イネミズウムシの対策について</p> <p>二、福祉行政について</p> <p>1. 老人対策について</p> <p>2. 高額療養費支給制度の一部改正について</p>	<p>一、霞ヶ浦地先埋立用土取り等にかかる四日市港管理組合の「平津町自治会長」に対する五千万円等支出をめぐる問題について</p> <p>二、近鉄各駅前の自転車置場整備実現について</p> <p>三、羽津都市下水路の幹線水路整備促進について</p> <p>四、米洗川、堀川等準用河川整備促進等について(含・米洗川河口名四国道下樋門の抜本的改修の早期実現について)</p> <p>五、第二羽津小学校用地の早期確保について</p> <p>六、朝明、羽津中学校(新設)の今後の施設整備について</p> <p>七、生桑町へのスーパーサンシ等大型店の進出問題について</p>	<p>旨</p>
<p>革新クラブ 金森 正</p>	<p>公明党 田中基介</p>	<p>日本共産党 小井道夫</p>	<p>氏名</p>

7	6	5	4
<p>一、近鉄四日市駅周辺の問題</p> <p>1. 駅前広場の計画について</p> <p>2. 北出口の完成に伴う今後の計画について</p> <p>3. 安島土地区画事業について</p> <p>4. 一番街について</p> <p>二、桜財産区にフィールドアスレチックを</p> <p>三、水の問題について</p> <p>1. 海蔵川下流の利用について</p> <p>2. 水の流れる河川、用水路について</p> <p>3. 追分町の堀抜水道の保存について</p> <p>4. 中水道の利用について</p>	<p>一、排水対策に関する諸問題について</p> <p>二、公園に関する問題点について</p> <p>三、防災について</p>	<p>一、大学誘致について</p> <p>二、地区改良について</p> <p>三、近鉄四日市駅周辺の整備について</p>	<p>一、四日市市の将来について</p> <p>二、地区市民センターについて</p>
清風川会 粉川 茂	自由クラブ 堀 新兵衛	自由クラブ 後藤 長六	自由クラブ 青山 峯男

12	11	10	9	8
<p>一、都市構想への提言について</p>	<p>一、青少年問題について</p> <p>1. 青少年健全育成市民会議について</p> <p>2. 青少年問題の育成補導組織について</p> <p>3. 青少年関係の環境と施設について</p>	<p>一、電波障害について</p> <p>二、地区市民センターについて</p>	<p>一、土地の購入について</p> <p>二、公民館職員の配置について</p>	<p>一、地区市民センターについて</p> <p>二、工事請負契約における共同企業体方式について</p>
市民クラブ 天春 文雄	市民クラブ 山路 剛	無所属クラブ 小林 博次	無所属クラブ 坂口 正次	政策研究会 川口 洋二

付託議案一覽表

(昭和五十三年六月定例会)

○総務委員会

議案第六九号 四日市市税条例の一部改正について  
 議案第七一号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第七二号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について  
 議案第七三号 字の区域の変更について  
 議案第七五号 工事請負契約の締結について  
 議案第七六号 工事請負契約の締結について  
 議案第七七号 工事請負契約の締結について  
 議案第七八号 工事請負契約の締結について  
 議案第七九号 工事請負契約の締結について  
 議案第八〇号 工事請負契約の締結について  
 議案第八一号 工事請負契約の締結について  
 議案第八二号 工事請負契約の締結について  
 議案第八三号 工事請負契約の締結について

○教育民生委員会

議案第七〇号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部改正について

○産業公営企業委員会

議案第六八号 四日市市農業委員会の部会構成員の定数に関する条例の一部改正について

○建設委員会

議案第七四号 土地の取得について

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第六号	五三、六一二	水稻新害虫「イネミズゾウムシ」防除対策確立について	四日市市浜田町四一二〇 四日市市農業協同組合 組合長理事 前川宗雄	岩田久雄	産業公営企業
第七号	〃	三重団地内に集会所の設置等について	四日市市三重三丁目一〇 三重団地連絡協議会 会長 馬屋原 寛 ほか三名	喜多野 等	総務
第八号	五三、六一三	海蔵地内における道路側面の崩れ等防災について	四日市市阿倉川町一七一七 海蔵地区連合自治会長 中島 正夫 ほか二名	高木 勲	建設

第九号	五三六、一四	サイクリングパークの開 始に伴う周辺の環境整備 について	四日市市千代田町八六六 八郷地区連合自治会 会長 長谷川 昭雄	訓 覇 也 男 建 設
-----	--------	------------------------------------	---------------------------------------	----------------

陳 情

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第七号	五三六、一二	県地区の市有林に運動広場の 設置について	四日市市下海老町二九九七の一 県地区連合自治会長 安 垣 勇 ほか四名	総 務

委員会報告第九号

総務委員会請願書審査結果報告

総務委員会に付託の請願について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十三年六月二十一日

総務委員会

委員長 野 崎 貞 芳

四日市市議会

議長 山 中 忠 一 殿

請 願

受理番号	受理年月日	件 名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
第二〇号	五三、一二、一二	公共建造物の建設 について	四日市市日永西一丁 目二七番一五号 大瀬古新町自治会長 植 松 康 行 ほか一名	増 山 英 一	願意に沿い難い。	不採決
第二二号	五三、一二、一五	元号法制化促進に ついて	四日市市大矢知町一 二四〇一 生長の家三重県連合 会 事務局長 片 山 由 雄 ほか二三名	伊 藤 信 一 坪 井 妙 子 野 呂 平 和 出 井 博 大 森 多 喜 三	その主旨を了と する。	採 決

委員会報告第一〇号

教育民生委員会陳情書審査結果報告

教育民生委員会に付託の陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十三年六月二十一日

教育民生委員会

委員長 訓 覇 也 男

四日市市議会

議長 山 中 忠 一 殿

陳 情

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第五号	五三、三、一〇	精神障害回復者社会復帰施設の設置について	四日市市山分町一三二の 一 四日市精神障害者を守るわかばの会会長 村 上 金 市	その主旨を了とする。	採 択

委員会報告第一一号

産業公営企業委員会請願書審査結果報告

産業公営企業委員会に付託の請願について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十三年六月二十一日

産業公営企業委員会

委員長 高 井 三 夫

四日市市議会

議長 山 中 忠 一 殿

請 願

受理番号	受理年月日	件 名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
第六号	五三、六、一一	水稻新害虫「イネミズゾウムシ」防除対策確立について	四日市市浜田四一二〇 四日市市農業協同組合 組合長理事 前川 宗 雄	岩 田 久 雄	その主旨を了とする。	採 択

委員会報告第一二号

建設委員会請願書審査結果報告

建設委員会に付託の請願について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十三年六月二十一日

建設委員会

委員長 増山英一

四日市市議会

議長 山中忠一 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
第八号	五三、六、一三	海蔵地内における道路側面の崩れ等防災について	四日市市阿倉川町十二一七 海蔵地区連合自治会 長 中島 正夫 ほか二名	高木 勲	その主旨を了とする。	採 択

第九号	五三、六、一四	サイクリング・パークの開始に伴う周辺の環境整備について	四日市市千代田町八六六 八郷地区連合自治会 会長 長谷川昭雄	訓 覇 也 男	その主旨を了とする。	採 択
-----	---------	-----------------------------	--------------------------------------	---------	------------	-----

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第七号 三重団地内に集会所の設置等について

陳情第七号 県地区の市有林に運動広場の設置について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十三年六月二十一日

総務委員会

委員長 野崎貞芳

四日市市議会

議長 山中忠一 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

陳情第一六号 諏訪公園内駐車場の増設について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十三年六月二十一日

建設委員会

委員長 増山英一

四日市市議会

議長 山中忠一 殿